

第4編 福祉

第1章 社会福祉

第1節 社会福祉行政の経緯

1 社会福祉行政の概要

人口減少と少子高齢化により、ケアを必要とする人が増えるのと反比例して、社会保障を支える現役世代が減り続け、経済も縮小する中で、2000（平成12）年4月に、社会全体で高齢者等のケアを支える介護保険制度がスタートし、2008（平成20）年度には超高齢化社会に対応した医療保険の仕組みとして後期高齢者医療保険制度が創設された。超高齢社会の進展に伴い、医療・介護・住まい・予防・生活支援が地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進がますます重要となっている。本市では西条市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに改定しながら、高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策などに取り組んでいる。

子育て支援・少子化対策については、2003（平成15）年に少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法が施行され、地域や事業者も含め社会全体で出産・子育ての障壁となる要因を取り除いていこうとする方向性が打ち出された。そして、2012（平成24）年には子ども・子育て支援法などが制定され、2015（平成27）年度から子ども・子育て支援新制度がスタートした。地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものである。また、2004（平成16）年には児童虐待防止法が改正され、通告義務の拡大など対策が強化された。本市では2015（平成27）年度以降、「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念とする西条市子ども・子育て支援事業計画のもと、幼児教育・保育の提供体制や種々の子育て支援事業の拡充に努めている。

障がい者福祉については、2003（平成15）年度からスタートした支援費制度が3年で撤廃され、2006（平成18）年度から障害者自立支援法が施行された。応能負担から原則応益負担へ変更されるとともに、障がいの種類ごとに分かれていた福祉サービスが一元化された。2012（平成24）年には同法が改正され、障害者総合支援法となった。一部の難病が対象に加えられたこと、障害程度区分から障害支援区分への変更、地域生活支援事業の強化などが改正点である。このほか、2005（平成17）年4月には発達障害者支援法が施行された。本市では、障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体化した西条市障がい者福祉計画に沿って、だれもが健やかに生き生きと暮らせる自立と共生のまちづくりを進めている。

同じく2015（平成27）年度からは、生活困窮者自立支援法が施行された。生活保護に至る手前で住居や就労準備の支援を行い自立につなげる、第二のセーフティネットと呼ばれる制度である。本市も同法に基づいて、自立相談支援や住居確保給付金の支給などを実施している。

第2節 民生委員・民生児童委員

1 制度の概要

民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する特別職の地方公務員である。各地域で社会福祉全般にわたって住民の相談に乗り、行政など関係機関と連携しながら必要な援助を行う。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねている。一部の児童委員は、厚生労働大臣の指名を受けて児童に関することを専門的に担当する主任児童委員となっている。委員の任期は3年で、再任を妨げない。

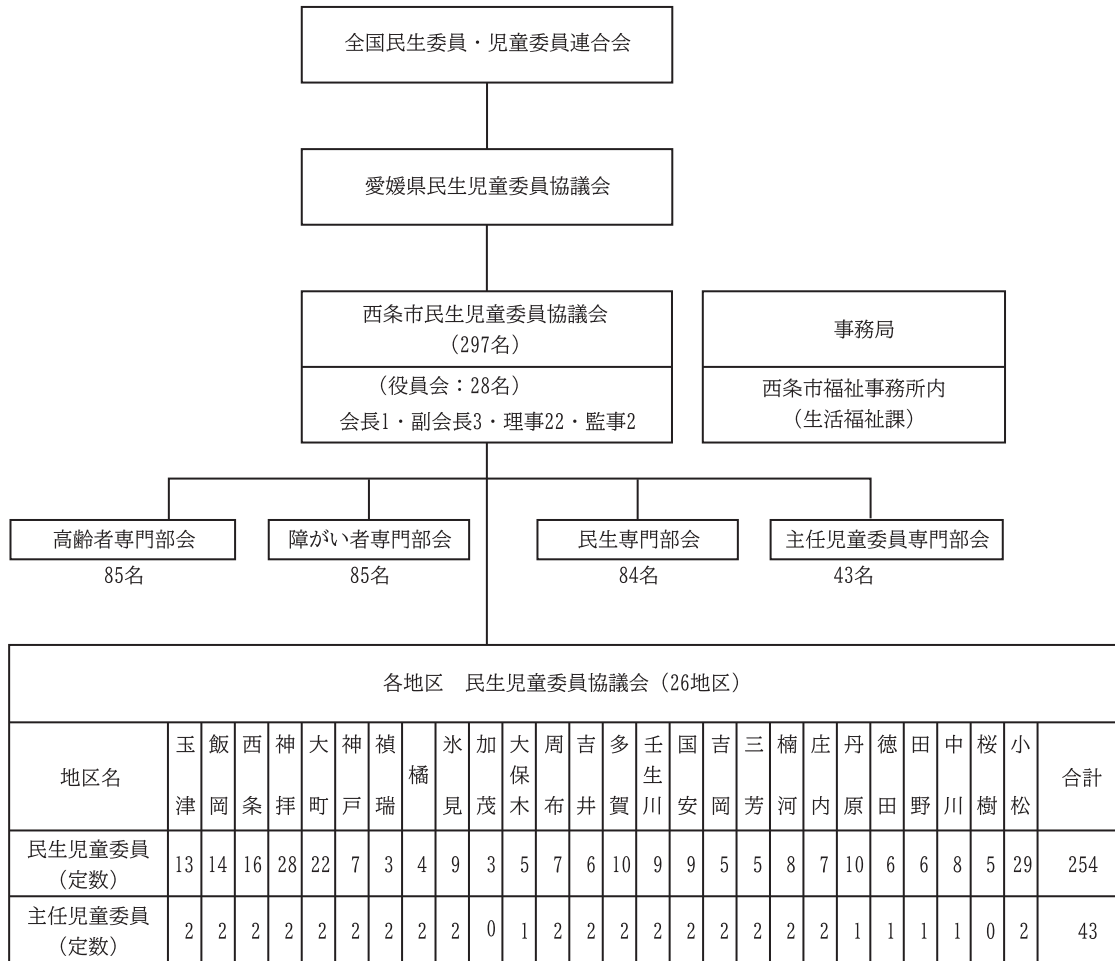
2 西条市民生児童委員協議会

合併により旧2市2町それぞれの民生児童委員協議会を統合し、西条市民生児童委員協議会が誕生した。図表4-1-1は、本市における民生児童委員の組織図である。2024（令和6）年度の時点で、26地区において計297人（うち主任児童委員43人）の民生児童委員が活動している。

近年では住民の抱える課題が複雑化・多様化しているため、民生児童委員の活動はますます重要性を増しているが、多くの民生児童委員が高齢者であり、仕事を持ちながら活動している方も増えているため、新たな担い手を確保することが難しくなっており、活動の継続性や質の確保が懸念されている。

図表4-1-1 西条市民生児童委員協議会の組織

令和7年3月31日現在



資料：生活福祉課

第3節 福祉基金

西条市福祉基金は、合併前に各市町で積み立てていた地域福祉基金等を統合したものである。地域福祉基金は、1989（平成元）年度に国が策定した高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）により1991～1993（平成3～5）年度に措置された地方交付税や寄附金、独自財源を原資として積み立てたものである。

西条市福祉基金条例では、「高齢者等の社会参加を促進するとともに、保健福祉の増進を図るため」と、その目的を記しており、その運用は、合併前から引き継いだ事業を中心に、法制度に乗らないきめ細かな施策として実施する事業の財源として基金の利子及び原資を活用している。

運用については、障がい者や高齢者などの関係団体から選出された委員で構成する西条市福祉基金運営委員会において、毎年度事業内容や支給要件などの見直しの協議検討を行っている。

図表4-1-2 福祉基金事業一覧

NO	事業名	備考
1	障害者団体研修機器・スポーツ用具購入費補助金*1	*1
2	障害者（児）対外福祉活動事業費補助金	
3	福祉プール開放事業開催費補助金	
4	障害者団体スポーツ大会開催費補助金	～H30
5	福祉ボランティア活動費助成金	
6	シルバーカー購入費補助金	
7	人工肛門受便器給付事業	～R6
8	人工膀胱受尿器給付事業	～R6
9	聴覚障害者用ファクシミリ設置等扶助費支給事業*2	*2 ～R5
10	特別支援学校等帰省扶助費支給事業*3	*3 ～R6
11	障害者結婚祝金支給事業*4	*4 ～H30
12	在宅ねたきり老人、心身障害者入浴サービス事業	～H17
13	在宅ねたきり心身障害者エアマット購入助成事業	～H17
14	障害者共同作業所就職支度金支給事業	～H26
15	重度障害者（児）タクシー利用助成事業	H22～
16	高齢者タクシー利用助成事業	H22～
17	障害者紙おむつ等支給事業*5	*5 H22～
18	高齢者紙おむつ等支給事業*6	*6 H22～29
19	医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金	R6～
20	福祉基金運営委員会委員謝礼	
21	福祉基金への積立金（寄附によるもの）	

資料：生活福祉課（事務報告書・一）

- *1 H18年度までは「心身障害者団体研修機器購入補助金」
- *2 H17年度までは「聴力障害者用電話設置扶助費支給事業」
- *3 H24年度までは「養護学校等帰省扶助費支給事業」
- *4 H18年度までは「身体障害者結婚祝金支給事業」
- *5 H24年度までは「在宅寝たきり等心身障害者（児）紙おむつ支給事業」
- *6 H24年度までは「在宅寝たきり老人等紙おむつ支給事業」

図表4-1-3 福祉基金事業の推移

(単位：件、千円)

年度	H16*	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	104	413	423	382	422	400	16,471	17,544	18,067	15,309
事業費	1,847	4,713	5,159	5,091	5,184	5,412	84,757	89,068	90,355	75,804

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	15,485	15,638	10,836	10,860	5,006	4,221	3,774	3,577	3,558	3,336	3,244
事業費	76,711	77,215	53,600	53,755	24,507	20,011	16,847	18,514	16,177	18,371	18,369

資料：生活福祉課（事務報告書・一）

* 合併後

第4節 社会福祉施設

1 地域交流センター

地域交流センターは、市民の健康の保持・増進と多世代間の交流を目的として、旧西条市で2か所、旧東予市で2か所整備していたものを、合併後も引き継いでいる。

4か所とも、各種創作教室を定期的開催するほか、個人や団体に利用できるスペースを備え、生涯学習やコミュニティ活動の拠点として活用が図られている。

各施設の概要は図表4-1-4、その利用状況は図表4-1-5のとおりである。

図表4-1-4 各地域交流センターの概要

西条東部地域交流センター	
開所年月日	H2.4
所在地	飯岡550番地
施設	大集会所、憩室、娯楽室、健康増進室、作業室、浴室
教室	手芸、体操、歌唱等
その他	

西条西部地域交流センター	
開所年月日	H5.7
所在地	氷見西新開59番地
施設	大集会所、健康増進室、作業室等
教室	手芸、染色、歌唱等
その他	西条市西条西部児童館と隣接

東予北地域交流センター	
開所年月日	H12.4
所在地	三芳997番地
施設	多目的ホール、教養娯楽室、健康増進室、遊戯室、児童図書室、パソコン室、浴室等
教室	革細工・パッチワーク・体操等
その他	児童部門があり、幼児クラブ等開催

東予南地域交流センター	
開所年月日	H16.5
所在地	石田402番地1
施設	多目的室、教養娯楽室、健康増進室、遊戯室、児童図書室、パソコン室、浴室等
教室	茶道、陶芸、体操等
その他	児童部門があり、幼児クラブ等開催

資料：地域福祉課

*浴室は、西条東部は無料、東予南・東予北は有料、西条西部は、H30年に浴室事故が発生しその後使用していない。

図表4-1-5 地域交流センター利用者の推移

(単位：人)

施設区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西条東部	20,962	20,047	18,882	19,812	20,108	18,310	18,405
西条西部	35,333	34,843	33,159	34,333	34,187	32,476	30,917
東予北	43,699	44,585	44,789	45,714	45,230	46,963	47,512
東予南	49,538	61,302	54,105	53,123	48,582	47,684	52,207
計	149,532	160,777	150,935	152,982	148,107	145,433	149,041

施設区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
西条東部	16,288	15,420	14,390	13,403	13,717	14,288	14,217
西条西部	27,362	25,814	24,790	24,254	25,773	22,018	23,619
東予北	47,257	46,736	45,732	45,122	45,520	45,989	46,596
東予南	49,271	50,469	47,006	42,789	43,791	46,658	46,629
計	140,178	138,439	131,918	125,568	128,801	128,953	131,061

施設区分/年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
西条東部	16,884	14,967	6,743	4,134	5,992	8,807	7,832
西条西部	14,807	12,209	5,255	3,045	3,476	4,195	4,340
東予北	45,839	37,886	23,322	20,876	22,734	25,225	25,368
東予南	50,474	46,755	27,691	17,512	24,194	26,852	26,930
計	128,004	111,817	63,011	45,567	56,396	65,079	64,470

資料：地域福祉課

2 福祉センター

合併直前の2004（平成16）年10月に旧西条市において総合福祉センターを開設したことで、合併後の保健福祉の拠点施設が市内4か所となった。

各施設で各地区の保健センター業務を行うとともに、2006（平成18）年度からは、東予、丹原、小松の施設管理を西条市社会福祉協議会に指定管理者として委託し、保健センター業務のほか、社会福祉協議会の各支部の活動や社会福祉団体の活動拠点として活用してきた。

その後、施設再編により、2022（令和4）年7月末に丹原福祉センター、2025（令和7）年3月末に小松地域福祉センターをそれぞれ廃止するとともに、機能を東予総合福祉センターに統合し、2025（令和7）年度から西部総合福祉センターと改称した。

図表4-1-6は、各福祉センターの利用状況である。

図表4-1-6 各福祉センターの利用状況

(単位：人)

施設 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
総合福祉センター	31,516	86,902	101,433	138,398	133,113	134,487	135,726
東予総合福祉センター	22,274	25,301	19,071	21,871	26,079	24,309	23,091
丹原福祉センター	13,737	13,085	12,028	14,483	11,628	9,978	9,034
小松地域福祉センター	8,193	7,744	7,729	6,804	7,180	7,102	7,199

施設 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総合福祉センター	132,865	129,135	121,510	128,404	131,131	125,704	111,749
東予総合福祉センター	23,372	24,288	23,049	24,344	26,866	25,612	23,784
丹原福祉センター	7,583	8,137	7,992	6,708	12,949	14,224	18,969
小松地域福祉センター	7,671	7,811	8,272	8,029	8,027	8,642	8,418

施設 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総合福祉センター	104,268	91,159	56,914	38,542	44,198	51,145	56,754
東予総合福祉センター	25,298	25,562	16,581	18,544	20,449	21,717	21,410
丹原福祉センター	19,404	20,536	1,574	1,283			
小松地域福祉センター	7,921	8,614	7,942	7,474	7,553	7,824	6,611

資料：健康医療推進課（事務報告書・一）

(1) 総合福祉センター（もてこい元気館）

旧西条市において、複雑化・多様化する市民の福祉ニーズに対応し、各種福祉活動を総合的に展開する中核施設の整備が強く望まれていたことから、高齢者や障がい者（児）を含む全ての市民が安心して暮らせるまちづくり拠点施設として、総合福祉センターの整備に2002（平成14）年度から着手し、2004（平成16）年10月にオープンした。

施設の特徴として、水浴訓練施設、入浴施設のほか、アクアギャラリーを併設し、中高齢者運動事業や地域子育て支援センター、ボランティアセンターなど多様な機能を持つとともに、保健センターや社会福祉協議会、各種の社会福祉団体が入居し、東部地区の福祉拠点施設となっている。

開所年月	平成16年10月
所在地	神拝甲324番地2
構造等	鉄骨造一部木造 地上3階 延床面積：6,431.09㎡
主要な設備	ふれあいトレーニングルーム、水浴訓練室、娯楽室、休憩室、浴室、特別浴室、集会所、会議室・研修室、視聴覚室、視聴覚ライブラリー、こどもプレイルーム、図書・テープライブラリー、娯楽室、作業室、ボランティアセンター、アクアホール等

(2) 東予総合福祉センター（ほほえみプラザ）

東予総合福祉センターは、保健センター業務のほか、デイサービス機能を備えており、また、西条市社会福祉協議会の拠点施設として、本所と東予支所が入居している。

開所年月	平成10年4月
所在地	周布606番地1
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート2階建 延床面積：3,678.69㎡
主要な設備	機能訓練室、デイサービスセンター、相談室、会議室、研修室、創作活動室、ボランティア交流室、朗読録音室、点字印刷室、障害者団体交流室、プレイルーム、検診室、保健指導室、調理実習室、憩の部屋等
その他	令和7年4月から、西部総合福祉センター

(3) 丹原福祉センター

開所年月	昭和52年3月
所在地	丹原町池田1733番地1
構造等	鉄筋コンクリート2階建 延床面積：1,335.28㎡
主要な設備	老人憩の間、会議室、調理室、婦人研修室等
その他	令和4年7月末に運用終了

(4) 小松地域福祉センター

開所年月	平成8年7月
所在地	小松町新屋敷乙48番地1
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート平屋建 延床面積：1,904.92㎡
主要な設備	デイサービスセンター、機能訓練室、多目的室、研修室、保健指導室、栄養指導室、保健室等
その他	令和7年3月末に運用終了

3 その他の施設

(1) 屋内ゲートボール場「すぱーく東予」

1995（平成7）年に旧東予市が整備した三芳駅前にあるドーム型のアリーナで、軽いスポーツを通して健康増進などを図る施設である。

運営主体は西条市社会福祉協議会だが、旧東予市と旧東予市社会福祉協議会が締結した委託契約に基づき、管理運営を本市が受託している。

第5節 福祉関係団体

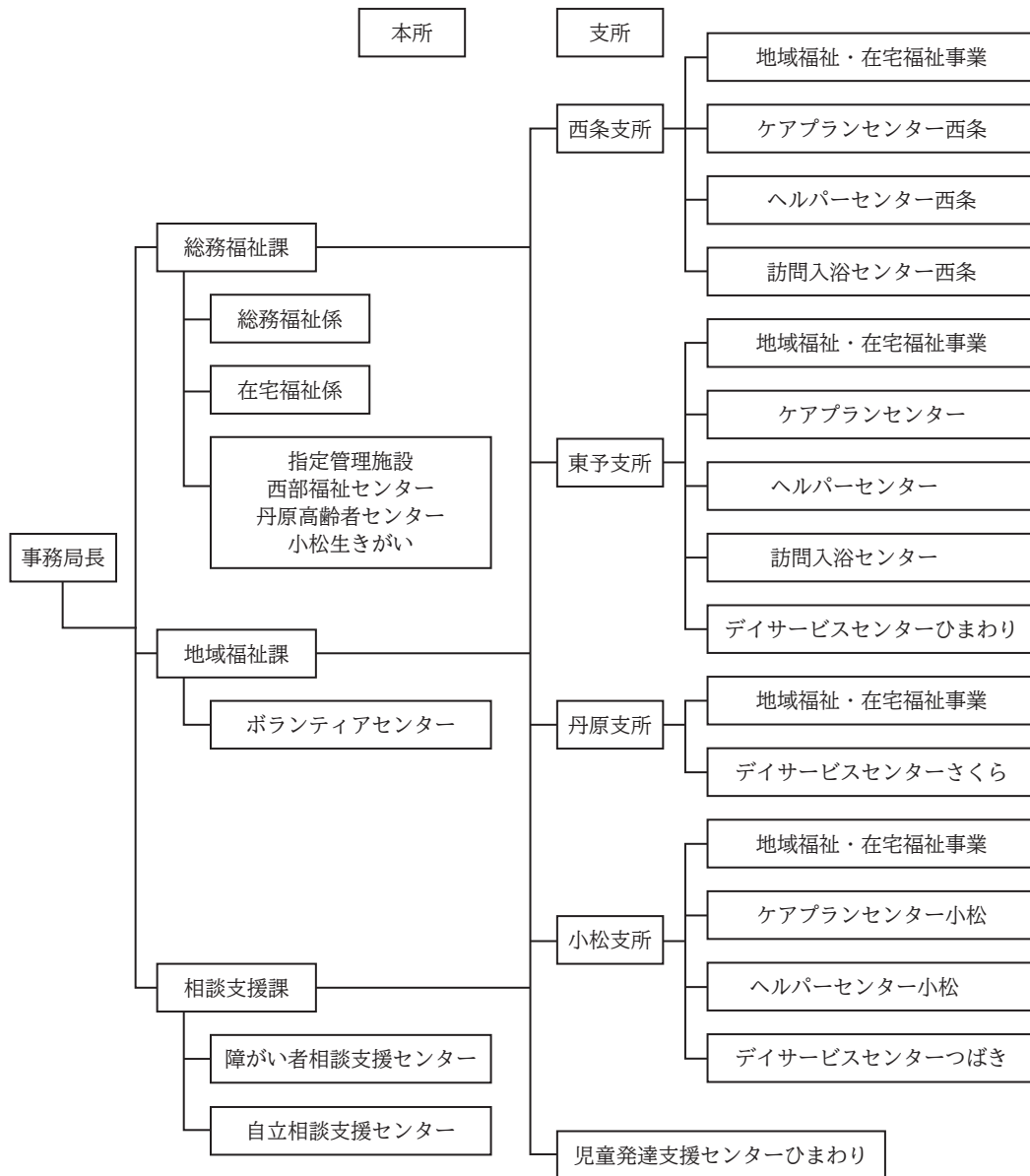
1 社会福祉協議会

(1) 組織概要

社会福祉法人西条市社会福祉協議会は、新・西条市の誕生に伴い、社会福祉法第109条の規定に基づき2004（平成16）年11月1日に西条市社会福祉協議会、東予市社会福祉協議会、丹原町社会福祉協議会、小松町社会福祉協議会が法人合併を行い誕生した。本所及び東予・西条・丹原・小松の4支所を配置し、27支部による市民総参加の体制を整え、旧社協の築き上げてきた事業を基に再構築を行い、地域福祉事業を進めている。

事務局の組織体制は図表4-1-7のとおりである。

図表4-1-7 西条市社会福祉協議会 事務局組織図



資料：西条市社会福祉協議会HP

(2) 沿革

西条市社会福祉協議会の合併後、これまでの主なできごとは、次のとおりである。

平成16年11月 新たな西条市社会福祉協議会が誕生

平成18年4月 東予総合福祉センターなど6施設の指定管理者となる

ふれあい・いきいきサロン事業がスタート

10月 市からの委託を受け障害者相談支援事業がスタート

平成19年3月 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を本市と締結

平成26年1月 法人として成年後見人業務を行う法人成年後見事業を開始

平成27年4月 生活困窮者自立支援法施行に伴い同法に基づく自立相談支援事業を市から受託

- 平成28年4月 (株)ジェイコムと生活困窮者自立支援（食料支援）に関する協定を締結
 5月 介護保険制度改正に伴い生活支援体制整備事業を市から受託
 令和元年4月 児童発達支援センターひまわり開設、事業開始
 令和2～4年度 新型コロナウイルス感染症特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の
 相談・申請を受付
 令和4年8月 社協丹原支所が丹原福祉センターから丹原サービスセンターへ移転

(3) 主な事業

ア 地域福祉事業

住民が地域で安心して暮らすために、住民の地域福祉活動に対する支援、ボランティア・市民活動の推進、地域での生活支援に向けた福祉相談、経済的な支援を必要とする方に対する生活福祉資金等の貸付、高齢や障がい等により判断能力に不安のある方を対象とした福祉サービスの利用援助事業などを行っている。また、大規模災害発生時には災害救援ボランティアセンターを設置し、行政等と協力しボランティアの受入れや、円滑な救援活動の支援、ボランティアと被災者をつなぐ役割を担っている。

イ 在宅福祉・介護事業

地域住民の在宅での暮らしを支えるために、居宅介護支援サービス、訪問介護サービス、訪問入浴介護サービス、通所介護サービスなどの介護保険サービス、また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスの提供を行っている。

2 市内の主な社会福祉団体

2024（令和6）年度末現在における市内の主な社会福祉団体は、次のとおり。

社会福祉法人西条市社会福祉協議会
西条市民生児童委員協議会
愛媛県同和对策協議会西条支部
西条市老人クラブ連合会
西条市母子寡婦福祉連合会
西条市保育協議会
西条市ともしび母親クラブ連絡協議会
日本赤十字社愛媛県支部西条市地区奉仕団
愛媛県共同募金会西条市支会
西条市社会奉仕活動センター
県民たすけあい総参加運動西条市推進協議会
西条市遺族会
西条市障害者団体連合会
西条市白十字会
西条市視力障害者協会
西条市手をつなぐ育成会
西条市肢体不自由児者父母の会

西条市腎臓病患者友の会
しまなみ・ひうち聴覚障害者協会西条支部
さくら家族会

第6節 災害援護制度

1 災害援護

災害時における国の主な援護制度としては、次のようなものがある。

- ・親や子ども等が死亡した場合…災害弔慰金
- ・負傷や疾病により障害が残った場合…災害障害見舞金
- ・当面の生活資金や生活再建の資金が必要な場合…被災者生活再建支援制度、災害援護資金（後述）、生活福祉資金制度による貸付など
- ・住まいを建替え・取得したい場合…独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資など
- ・応急的に住宅を修理したい場合…災害救助法に基づく住宅の応急修理
- ・中小企業者で再建資金が必要な場合…災害復旧貸付など

2 災害見舞金

合併時から西条市災害見舞金支給要綱を制定している。市民が災害により死亡したときはその者の親族等に対して、災害によって住居を全壊、半壊、床上浸水又は一部損壊したときはその世帯の世帯主に対して、それぞれ見舞金を支給する制度である。

見舞金の額は次のとおり。

- ・死亡の場合…1人につき10万円
- ・住居全壊の場合…世帯員が1人のとき1万5,000円、2人以上のとき3万円
- ・住居半壊の場合…世帯員が1人のとき1万円、2人以上のとき2万円
- ・床上浸水又は一部損壊の場合…世帯員が1人のとき5,000円、2人以上のとき1万円

図表4-1-8は、年度別の災害見舞金支給件数一覧である。

図表4-1-8 災害見舞金支給件数一覧

年度	件数 (件)	支給額 (円)	年度	件数 (件)	支給額 (円)
H16	539	5,445,000	H26	4	55,000
H17	9	270,000	H27	5	80,000
H18	14	465,000	H28	6	145,000
H19	7	150,000	H29	36	605,000
H20	14	350,000	H30	38	480,000
H21	7	85,000	R1	13	285,000
H22	13	510,000	R2	13	480,000
H23	26	705,000	R3	8	115,000
H24	14	520,000	R4	4	60,000
H25	13	365,000	R5	9	145,000
			R6	13	375,000

資料：生活福祉課

3 災害援護資金

災害によって負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律に準拠し西条市災害弔慰金の支給等に関する条例を定め生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度である。利用できるのは、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主で、所得制限（世帯人員1人の場合、市町村民税における前年の総所得金額が220万円以下など）がある。①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上、②家財の3分の1以上の損害、③住居の半壊又は全壊・流出。貸付限度額は、①に該当し当該負傷のみの場合150万円など。

償還期間は10年で、据置期間はそのうち原則3年。据置期間経過後の延滞の場合を除き無利子。

4 平成16年台風21号災害における支援

合併前の2004（平成16）年9月に本市域を襲った台風第21号では甚大な被害が発生し、旧西条市及び旧小松町の住民を対象に図表4-1-9の支援を行った。

- ・被災者生活再建支援法に基づく支援金…全壊・大規模半壊の世帯が対象。生活関係経費、居住関係経費を、災害の程度及び世帯の収入に応じて37万5,000円～300万円
- ・被災者生活再建支援事業…全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・床上浸水の世帯が対象。住宅の解体・撤去・整地費、物品の購入費、修理費を災害の程度及び世帯の収入に応じて15万円～100万円（使った費用の4分の3）
- ・貸付金…▽災害援護資金貸付金＝全壊・半壊・床上浸水等の世帯が対象（所得制限あり）。災害の程度に応じて150万円～300万円。利率は年3%（償還後、利子補給）▽生活福祉資金貸付金＝被害に遭った低所得者世帯が対象。災害の程度に応じて150万円～350万円。利率は年3%（償還後、利子補給）

図表4-1-9 台風21号被災者支援状況

(単位：件・円)

1 被災者生活再建支援金支給状況（国）補助金支給状況

項目	全壊・流失	大規模半壊	合計
件数	16	6	22
金額	10,568,548	3,577,202	14,145,750

2 被災者生活再建緊急支援事業補助金支給状況

項目	全壊・流失	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	合計
件数	22	35	52	2	352	463
金額	14,485,000	31,886,000	23,204,000	524,000	70,170,000	140,269,000

3 西条市災害見舞金支給状況

項目	全壊・流失	大規模半壊・半壊	床上浸水（うち台風23号）	合計（うち台風23号）
件数	18	51	470（29）	539（29）
金額	435,000	880,000	4,130,000（215,000）	5,445,000（215,000）

4 災害弔慰金支給状況

項目	生計維持者の死亡	その他の者の死亡	合計
件数	2	2	4
金額	10,000,000	5,000,000	15,000,000

5 災害援護資金貸付状況

項目	家財の1/3以上の損害	住居の半壊	住居の全壊	住居全体の滅失・流失	世帯主の負傷かつ住居の全壊	合計
件数	5	14	2	1	1	23
金額	7,500,000	22,700,000	4,500,000	3,500,000	3,500,000	41,700,000

資料：生活福祉課（事務報告書・一）

第7節 臨時給付金（福祉目的）

合併後の20年間は、リーマン・ショックによる不況、2度にわたる消費税率引上げ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻等による物価高など、市民の消費生活を脅かす出来事が相次いだ。国、県、市はその度に、臨時給付金の交付などを行い、特に社会的に弱い立場の市民の暮らしを支援してきた。これまで実施した福祉目的の臨時給付金は、図表4-1-10のとおりである。

なお、経済対策も含め、これまで実施した各種給付金・商品券事業については、8編5章8節を参照。

図表4-1-10 臨時給付金（福祉目的）一覧

年度	名称	目的	内容	決算額（千円）
H21 （一部 繰越）	子育て応援特別 手当	厳しい経済情勢下におけ る多子世帯の子育てを支 援（全国実施）	・対象者：就学前3年間に属する第2子以降の児童 ・給付単価：36,000円 ・世帯主へ支給 ・給付者数：1,567人	H20 175
				H21 58,349
H26	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに 対する低所得者への対応 （全国実施）	・対象者：H26年度分市民税（均等割）非課税者 （一部対象外あり） ・基準日：H26.1.1 ・支給単価：10,000円/人 （年金、児童扶養手当等受給者5,000円/人加算）	312,243
H26	子育て世帯臨時 特別給付金	H26.4の消費税率引上げに 対する子育て世帯支援 （全国実施）	・児童手当受給者（特例給付対象者除く、同等の 公務員） ・基準日：H26.1.1 ・支給単価：10,000円/人	142,815
H27	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに 対する低所得者への対応 （全国実施）	・対象者：H27年度分市民税（均等割）非課税者 （一部対象外あり） ・基準日：H27.1.1 ・支給単価：1人6,000円/人	157,252
H27	子育て世帯臨時 特別給付金	H26.4の消費税率引上げに 対する子育て世帯支援 （全国実施）	・児童手当受給者（特例給付対象者除く、同等の 公務員） ・基準日：H27.5.31 ・支給単価：3,000円/人	50,234
H28	臨時福祉給付金	H26.4の消費税率引上げに 対する低所得者への対応 （全国実施）	・対象者：H28年度分市民税（均等割）非課税者 （一部対象外あり） ・基準日：H28.1.1 ・支給単価：3,000円/人	85,552
H27 （繰越）	年金生活者等支 援臨時福祉給付 金	消費税引上げに合わせ H29.10から実施予定の年 金生活者支援給付金制度* を前倒しして、アベノミ クスによる賃金引上げの 恩恵が及びにくい低年金 受給者を支援（全国一 律） *同制度はR1.10から実施	・H27臨時福祉給付金対象者のうち65歳以上の者 ・基準日：H27.1.1 ・支給単価：30,000円/人	H28 467,770
H28	年金生活者等支 援臨時福祉給付 金		・H28臨時福祉給付金対象者のうち上記を除く障害 者基礎年金、遺族年金受給者 ・基準日：H28.1.1 ・支給単価：30,000円/人	
H28 （繰越）	臨時福祉給付金 （経済対策分）	世界経済の落ち込みを背 景に消費税10%への引上 げ時期をR1.10に延期した ことを受け、その間の低 所得者への対応（全国実 施）	・対象者：H28年度分市民税（均等割）非課税者 ・基準日：H28.1.1 ・支給単価：15,000円/人（3,000円の2.5年分）	H29 360,740
R1	プレミアム付き 商品券	R1.10の消費税率引上げに 対する低所得者、子育て世 帯（0～2歳児）への対応 （全国実施）	・プレミアム率：25% ・対象者1：R1年度分市民税（均等割）非課税者、 基準日：H31.1.1 ・対象者2：3歳未満児が属する世帯、基準日： R1.6.1 ・商品券：5,000円/冊を4,000円/冊で非課税者、 子供の数毎5冊販売	293,335
R1	未婚のひとり親 支援臨時特別給 付金	R1.10の消費税率引上げに 対する子どもの貧困への対 応（全国実施）	・児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親 ・支給単価：17,500円/人	1,252
R2	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染 症により影響を受ける家 計への迅速かつ的確な支 援（全国実施）	・対象者：全市民 ・基準日：R2.4.27 ・支給単価：100,000円/人	10,887,530
R2	子育て世帯臨時 特別給付金	新型コロナウイルス感染 症により影響を受ける子 育て世帯への支援（全国 実施）	・対象者：児童手当受給世帯 ・基準日：R2.3.31 ・支給単価：10,000円/対象児童	142,720

R2	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援（市）	・対象者：児童手当受給世帯 ・基準日：R2.5.31 ・支給単価：10,000円/対象児童	135,548	
R2	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者1：児童扶養手当受給世帯 ・対象者2：家計急変による収入減少のひとり親世帯 ・支給単価1：50,000円/世帯+第2子以降30,000円/人 ・支給単価2：50,000円/世帯	89,593	
R2	ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給分）	新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい状況にある低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童扶養手当受給世帯 ・支給単価：50,000円/世帯+第2子以降30,000円/人	64,452	
R3	乳児特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で新生児となった子育て世帯への支援（市）	・対象者：R2.4.28～R4.3.31出生者 ・支給単価：50,000円/対象児童	29,490	
R3	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童扶養手当受給世帯や同等の対象世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	128,562	
R3	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童手当等を受給している住民税非課税世帯・同等世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童		
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、影響を受ける子育て世帯への支援（全国実施）	・対象者：18歳以下の子供がいる世帯（児童手当受給世帯相当） ・支給単価：50,000円/対象児童	1,620,515	
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の経済対策において来年春の卒業・入学・新学期に向けて子育て世帯を支援（全国実施）	・対象者：18歳以下の子供がいる世帯（児童手当受給世帯相当） ・支給単価：50,000円/対象児童（クーポン券での支給も可能であったが、現金で支給）		
R3	子育て世帯臨時特別給付金（市単独分）	上記国の経済対策における給付対象とならない世帯を支援（市）	・対象者：上記の対象とならない18歳以下の子供がいる世帯 ・支給単価：100,000円/対象児童	64,437	
R3 （一部繰越）	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の経済対策において低所得世帯を支援（全国実施）	・対象者：R3年度住民税非課税世帯・同等世帯 ・基準日：R3.12.10 ・支給単価：100,000円/世帯	R3	678,666
				R4	668,098
R4	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援（全国実施）	・対象者：R4年度住民税非課税世帯・同等世帯（R3年度住民税非課税で給付を受けたものは対象外） ・基準日：R4.6.1 ・支給単価：100,000円/世帯	155,074	
R4	子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援（全国実施）	・対象者1：児童扶養手当受給世帯 ・対象者2：R4年度住民税非課税の児童手当受給世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	123,525	
R4	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格高騰の影響を受ける低所得世帯を支援（全国実施+市）	・対象者：R4年度住民税非課税世帯・同等世帯 ・基準日：R4.9.30 ・支給単価：60,000円/世帯（国50,000円/世帯、市10,000円/世帯）	826,182	

R4	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格高騰の影響を受ける子育て世帯を支援(市)	・対象者：中学3年以下の子ども ・基準日：R4.9.30 ・支給単価：10,000円/対象児童	137,429
R5	子育て世代生活支援特別給付金	食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援(全国実施)	・対象者：ひとり親世帯、R4年度給付金受給対象者、家計急変世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	135,573
R5	住民税非課税世帯臨時特別給付金	電力・ガス・食料品等の物価高騰による家計負担が大きい低所得者世帯に対する支援(全国実施)	・対象者：R5年度住民税非課税世帯 ・基準日：R5.6.1 ・支給単価：30,000円/世帯	472,860
R5 (一部繰越)	住民税非課税世帯臨時特別給付金	物価高騰による負担増を踏まえた低所得者支援及び定額減税補足給付金(新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置)(全国実施)	・対象者：R5年度住民税非課税世帯 ・基準日：R5.12.1 ・支給単価：70,000円/世帯	R5 997,266 R6 9,771
R5 (一部繰越)	住民税均等割のみ課税世帯への給付		・対象者：R5年度住民税均等割のみ課税世帯 ・基準日：R5.12.1 ・支給単価：100,000円/世帯	R5 332,305
R5 (一部繰越)	住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯へのこども加算		・対象者：R5年度住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯児童 ・基準日：R5.12.1 ・支給単価：50,000円/対象児童	R6 51,463
R6	新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付		・対象者：R6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯 ・基準日：R6.6.3 ・支給単価：100,000円/世帯	226,203
R6	新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯へのこども加算		・対象者：R6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯児童 ・基準日：R6.6.3 ・支給単価：50,000円/対象児童	
R6	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付【調整給付】		・対象者：R6年度に実施した定額減税において定額減税可能額がR6年分推計所得税額、R6年度住民税所得割額を上回る者 ・基準日：(1)R6.1.1、(2)R6.6.3 ・支給単価：上回る額の合計額(10,000円単位切り上げ)	844,120
R5 (一部繰越)	家庭用燃料購入支援事業	燃料等の物価高騰により家計への影響を受けている市民生活に対する支援(市)	・対象者：全世帯 ・基準日：R6.1.1 ・支給金額：5,000円/世帯(ポイントカードによる支払い)	R5 95,251 R6 177,519
R6 (一部繰越)	低所得世帯支援給付金	全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やすための低所得者支援(全国実施)	・対象者：(1)R6年度住民税非課税世帯・(2)(1)の児童 ・基準日：R6.12.13 ・支給単価：30,000円/世帯、20,000円/対象児童	R6 432,572

資料：生活福祉課、こども未来課、産業振興課、くらし支援課

上記以外に、わくわく健康ポイント(H30～)、LOVE SAIJOポイント(R3～)等は各々の事業の中で掲載

第8節 その他

1 DV婦人保護

(1) DV防止法

2001（平成13）年10月に施行されたDV防止法は、DV（配偶者からの暴力）を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義している。

2024（令和6）年4月に施行された改正DV防止法により、身体的暴力だけでなく精神的暴力も保護命令の対象となり、保護命令に違反した場合の罰則もより厳しいものになった。

(2) DV・婦人相談員とDV防止対策

本市では所管課に専門の相談員を配置し、DVや女性が抱える全般にわたる悩みごとに関する相談を、窓口及び電話にて受け付けている。相談員の配置は、合併前の2004（平成16）年4月から、旧西条市が行っていた。当初は週1回の勤務であったが、現在では月曜日から金曜日までDV・婦人相談員及び母子・父子自立支援員各1人が常駐して、対応に当たっている。

図表4-1-11は、DV・婦人相談員による指導・相談状況の推移を示している。2021（令和3）年度における指導相談77件を相談の内容別にみると、夫婦・男女問題が最も多く54件、次いで親族問題16件、経済問題と住居問題が各3件となっている。他の年度もおおむね似通った傾向を示しており、夫婦・男女問題と親族問題が大部分を占めている。

2006（平成18）年5月には西条市DV対策連絡協議会を立ち上げ、警察、婦人相談所、児童相談所、裁判所などの関係機関、国際ソロプチミストなどの民間団体、関連担当課との連携・情報交換を行う体制を整備した。相談内容によって、緊急を要する場合は相談員から警察や裁判所、愛媛県婦人相談所等へ連絡・紹介を行うなど、関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

なお、2024（令和6）年4月から、婦人相談員を女性相談支援員に、婦人相談所を女性相談支援センターに、それぞれ名称変更している。

図表4-1-11 DV・婦人相談員による指導・相談状況の推移

（単位：件）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
指導 相談件数	55	82	77	124	87	106	82	70	109	80

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指導 相談件数	45	63	48	59	83	78	92	77	72	59	68

資料：こども未来課（事務報告書・一）

2 戦没者遺族

(1) 戦没者数

1941～1945（昭和16～20）年の太平洋戦争における本市の戦没者数は3,681人である。1940（昭和15）年の国勢調査によると、現西条市を構成する西条、東予、丹原及び小松地区の合計人口は9万65人であったので、当時の人口の約4％が戦争の犠牲になったことになる。

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護

1952（昭和27）年に制定された戦傷病者戦没者遺族等援護法は、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病・死亡等に関し、国家補償の精神に基づき、障がい者本人には障害年金を、死亡者の遺族には遺族年金・遺族給与金及び弔慰金を支給し、援護を行うものである。支給対象者は、国と雇用関係又は雇用類似の関係にあった軍人軍属及び準軍属並びにその遺族。なお、軍人については、原則として恩給法が適用されるため、援護法による障害年金、遺族年金等の支給対象者は、主に①恩給法に該当しない軍人、②軍属、③準軍属、④前記①～③の遺族となっている。

(3) 特別弔慰金

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、戦後20周年から10周年ごとに、国として弔慰の意を表すために特別弔慰金（国債）を支給するものである。

支給対象者は、基準日において、戦没者の遺族の中に恩給法に規定する公務扶助料、援護法に規定する遺族年金等の年金給付を受ける権利を有する遺族（配偶者、父母等）がいない場合で、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位1人の方となる。

本市においても第11回特別弔慰金では、2020（令和2）年4月1日～2023（令和5）年3月31日の請求期間内に1,069件の申請を受け付けた。

(4) 合同追悼式（合同慰霊祭）

西南戦争から第2次世界大戦までの間の、戦没者、警察、消防の殉職者合計3,700柱の御霊を追悼する式典を市主催により毎年実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、2020～2023（令和2～5）年度は開催を中止した。

遺族の高齢化等により、年々参加者が減少しているため、2024（令和6）年度は式典の司会と案内看板の作成を西条高等学校に依頼し、若い世代の参画を図った。

また、これまでは本式典を「合同慰霊祭」として開催していたが、全国的には「追悼式」として開催していることを踏まえて、本市においても2024（令和6）年度から「合同追悼式」に改めた。

(5) 西条市遺族会

遺族会は戦没者の遺族による組織で、全国組織である日本遺族会をはじめ各都道府県遺族会があり、各市町村にも遺族会がある。本市遺族会は西条地区会、東予地区会、丹原地区会、小松地区会の4地区会をもって組織され、2024（令和6）年時点での会員数は1,254人である。英霊顕彰と戦没者遺族の処遇改善に関する陳情等を主に活動しており、各地区での慰霊祭や追悼式、また、一般市民に対する平和学習会の開催などの啓蒙活動も行っている。

本市では、戦没者遺族の福祉向上に寄与するため、遺族会に対して補助金を交付し活動を支援している。

(6) 戦傷者援護

1963（昭和38）年に制定された戦傷病者特別援護法は、軍人軍属等であった方が公務上（勤務に関連する場合を含む）傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や療養の必要がある場合に、戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の支給、戦傷病者相談員による相談・指導等の援護を行うものである。なお、2023（令和5）年に本市の対象者が亡くなられたため、2024（令和6）年度末現在で対象者はゼロとなっている。

第2章 児童福祉・幼児教育

第1節 児童福祉行政の経緯

1 国の児童福祉行政の経緯

2003（平成15）年、国は次世代育成支援対策推進法と少子化社会対策基本法を同時に制定した。前者は社会全体で子育てを支援していくため、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を求めるものである。後者は少子化対策を総合的に推進することを目的とするもので、同法に基づいて翌2004（平成16）年6月、少子化社会対策大綱が閣議決定された。同年12月には、大綱を具体化するため「子ども・子育て応援プラン」が策定された。

しかし、その後も少子化傾向を止めることはできず、1990（平成2）年に1.54だった合計特殊出生率は2005（平成17）年には1.26まで落ち込んだ。そこで2006（平成18）年、国の少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、翌2007（平成19）年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。

2006（平成18）年10月施行の認定こども園法に基づいて認定こども園制度が創設され、本市でも2016（平成28）年度から2021（令和3）年度にかけて、保育所・幼稚園の統合により三つの認定こども園が開園した。

2008（平成20）年には新待機児童ゼロ作戦が発表された。

2010（平成22）年に子ども・子育てビジョンが閣議決定された。これは、従来の少子化対策から子ども・子育て支援へと視点を転換し、生活と仕事と子育ての調和を目標とするものである。基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」「『希望』がかなえられる」の2点を挙げている。

そして、同プランに基づいて2012（平成24）年に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が制定され、2015（平成27）年度から子ども・子育て支援新制度がスタートした。

新制度のねらいは、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにある。そのために、認定こども園制度の改善、地域型保育の創設、交付金・推進体制の一本化などが盛り込まれている。2016（平成28）年度には、企業による子育て支援を推進するため「仕事・子育て両立支援事業」が創設された。

2017（平成29）年4月、母子保健法の改正に伴って子育て世代包括支援センターが法定化され、本市でも、2020（令和2）年10月に子育て世代包括支援センター「ハピ♡すくルーム」を開設した。

2019（令和元）年10月から、幼児教育・保育の無償化がスタートした。本市でも、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する全ての3歳児クラスから5歳児クラスの利用料を無料とし、0歳児クラスから2歳児クラスについては住民税非課税世帯の利用料を無料とした。

政府は2021（令和3）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、これに基づいて2023（令和5）年4月にこども家庭庁が発足した。「こどもまんなか社会」をスローガンに、子どもの視点に立った政策立案に取り組んでいる。また、同時にこども基本法が施行された。各省庁にわたる子ども関連施策の共通基盤として、基本理念などを定めたものである。

2 本市の児童福祉行政の経緯

(1) 人口と出生率等の状況

本市における0～14歳の年少人口は、国勢調査で2005（平成17）年に1万6,199人（年少人口比率14.3%）であったが、2020（令和2）年には1万2,925人（12.3%）と、15年間で2割以上減少している。

出生率（人口1,000人当たりの出生数）についても、2008～2012（平成20～24）年の平均はおおむね8.0以上を維持していたが、それ以降は低下し、2018～2022（平成30～令和4）年の平均は6.7で、愛媛県平均は上回るものの、全国平均を下回る状況である。

合計特殊出生率については、2003～2007（平成15～19）年の平均は1.61で、その後、上昇が続いていたものの再び低下し、2018～2022（平成30～令和4）年の平均は1.61で、愛媛県平均や全国平均を上回るものの、合併当時と同程度となっている。

図表4-2-1 人口と出生率等の状況

区分 / 年	H17	H22	H27	R2
総人口	113,371	112,091	108,174	104,791
年少人口（0～14歳）	16,199	15,294	13,857	12,925
総人口に占める割合	14.3	13.6	12.8	12.3

資料：総務課（国勢調査）

区分 / 年		H15～H19	H20～H24	H25～H29	H30～R4
出生率 （人口千対）	全国	8.7	8.4	7.9	6.8
	愛媛県	8.2	8.0	7.4	6.3
	西条市	8.6	8.5	7.9	6.7
合計特殊出生率 *1	全国	1.31	1.38	1.43	1.33
	愛媛県	1.40	1.50	1.53	1.43
	西条市	1.61	1.72	1.75	1.61

資料：厚生労働省（人口動態保健所・市町村別統計）

*1 合計特殊出生率_バイズ推定値による

(2) 西条市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）

次世代育成支援対策推進法において、市町村は次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定することとされた。本市では合併後の2005（平成17）年3月に、西条市次世代育成支援対策推進行動計画（前期計画）を策定した。「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念とする2005～2009（平成17～21）年度の5か年計画で、地域で子育て、母子保健、教

育、子育てバリアフリーの四つの基本目標に沿って、施策を整理している。

2009（平成21）年度には、後期計画の策定に向けて有識者や保健・医療・福祉関係者、保護者代表などで構成する西条市次世代育成支援対策推進協議会を設置。前期計画の進捗状況の検証やニーズ調査などを行った。

（3）西条市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）

2010（平成22）年3月に西条市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）を策定した。計画期間は2010～2014（平成22～26）年度の5年間。前期計画の基本目標に要保護児童対策を加えた。

（4）西条市子ども・子育て支援事業計画

西条市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）の計画期間終了を受けて、2015（平成27）年3月に西条市子ども・子育て支援事業計画を策定した。子ども・子育て関連3法に基づいて同年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を、本市として推進するための事業計画である。計画期間は、2015～2019（平成27～令和元）年度の5年間である。

基本理念は変わらず、基本目標は次の7点とした。

- ① 幼児期の教育・保育の充実
- ② 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援
- ③ 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全の確保
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ⑥ 専門的な知識及び技術を要する支援の推進
- ⑦ 経済的な支援の推進

同計画では、区域ごと・事業ごとに計画期間中の各年度における事業量の見通しを設定した。事業を教育・保育事業と地域子ども・子育て事業に大別している。前者は保育所・幼稚園・認定こども園による教育・保育のほか、子ども・子育て支援新制度に伴い小規模保育や事業所内保育の地域型保育事業を創設した。後者は、延長保育、一時預かり、子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）などの事業である。

（5）第2期西条市子ども・子育て支援事業計画

第1期計画の計画期間終了に伴い、2020（令和2）年3月に第2期西条市子ども・子育て支援事業計画を策定した。目指す姿については、新たに「家庭」の視点を加え、「子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」とした。七つの基本目標についてはそのまま引き継いだ。計画期間は2020～2024（令和2～6）年度の5年間である。

第2期計画に基づく事業実績としては、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業などがおおむね計画量を満たした一方、子育て短期支援事業（ショートステイ）や病児・病後児保育事業などは新型コロナウイルス感染症が拡大した2020（令和2）年度と2021（令和3）年度に計画

量を大きく下回った。

(6) 第3期西条市子ども・子育て支援事業計画

第2期計画の計画期間終了に伴い、2025（令和7）年3月に第3期西条市子ども・子育て支援事業計画を策定した。計画期間は2025～2029（令和7～11）年度の5年間。目指す姿については第2期計画を引き継ぎ、基本理念として「こどもの人権の尊重」「すべてのこどもと子育て家庭の支援」「地域社会全体での子育て支援」の3点を掲げるとともに、次の四つの基本目標に沿って施策を整理している。

- ① こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培うことを支援します
- ② こどもの心と身体が健全に成長する環境を整備します
- ③ 多様な支援ニーズに対応します
- ④ 子育て当事者が安心してこどもと向き合える環境を整備します

第2節 児童福祉施策

1 愛顔の子育て応援事業

愛媛県と県内市町が共同で実施する事業で、2017（平成29）年度から始まった。安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、第2子以降の出生時に、紙おむつを購入する際に利用できる応援券（愛顔っ子応援券）を交付する事業である。

当該応援券は、満1歳までに保護者の申請により交付するもので、額面1,000円の50枚つづり、総額5万円分で、対象製品を購入する代金の全部又は一部として利用できる。購入しようとする対象製品の額が使用する応援券の額面を超えた場合は、その差額は購入者が負担する。

応援券で購入できる紙おむつのメーカー・商品は、県内協賛企業としており、応援券が使用できる店舗として、市内のスーパーやドラッグストアなど、2024（令和6）年度時点で42店舗を指定している。

2 産前産後ヘルパー派遣事業（産前産後・子育て支援ヘルパー）

2019（令和元）年度から開始した、妊娠期や出産後に、家族等の援助を日中に受けられない世帯を対象として、ヘルパーを派遣し家事・育児の援助を行う事業である。

具体的な援助内容は、育児に関する支援として、授乳、おむつ交換、沐浴介助、病院受診・健診等の同行など、また、家事に関する支援として、食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物などである。

2024（令和6）年7月から、新たに産前産後・子育て支援ヘルパー派遣制度「ハピ♡すくヘルパー」として制度を移行した。出産後の派遣対象となる子どもの年齢を「満1歳の誕生日まで」から「満2歳の誕生日まで」へと拡大するとともに、派遣回数も増加しており、利用料については、無料から原則有料とした。

図表4-2-2 産前産後ヘルパー等実施状況

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
委託事業者数	4	5	4	7	7	7
申請者数	45	36	74	55	48	56
年度末登録者数 (人)	31	35	67	69	56	64
派遣時間 (時間)	503	670	1,186	1,461	1,049	1,169
委託料 (千円)	1,006	1,340	2,372	2,922	2,098	2,742

資料：こども未来課（事務報告書・一）

注 R6からは、産前産後・子育て支援ヘルパー

3 若年出産世帯応援事業

2023（令和5）年度から、愛媛県の「えひめ人口減少対策総合交付金」を活用し、出産時に夫婦とも29歳以下の新生児1人当たり5万円の育児用品等購入費の助成を開始した。

4 子育て応援サイト「ハピ♡すく」

一時保育などの施設予約の利便性向上、子育てに関する不安感や孤立感の解消を図ることなどを目的として、2018（平成30）年7月に西条市わくわく子育て応援サイト「ハピ♡すく」を開設した。登録・利用は無料で、子育て世代にとって身近なスマートフォンなどから、子育て支援情報の閲覧や子どもの成長記録、予防接種スケジュールの管理などができる。2024（令和6）年3月にはリニューアルを行い、電子母子手帳機能を充実させている。2024（令和6）年度末時点の主な機能は次のとおりである。

項目	内容
電子掲示板	保護者同士で子育ての悩みを話し合える。 専門的な相談は、市から保健センターなど関係機関と連携し回答
予防接種等スケジュール管理	スケジュールを自動作成し日程をメールで通知。接種日の変更やワクチン改正に対応しその都度スケジュールを自動調整
乳幼児健診スケジュール管理	スケジュールを自動作成し日程をメールで通知。変更等にも対応しその都度スケジュールを自動調整
成長記録（電子母子手帳）	妊娠中の経過、乳幼児健診の結果、子どもの成長の記録などを写真やコメントとともに残す
子育て情報の発信施設等検索	困ったときの相談先や親子で遊べる場所・イベント、子どもの預け先など、知りたい情報を取得
その他	一時保育の電子予約や離乳食スケジューラーなど

5 子育てサービス利用者支援事業（すくすくナビゲーター）

子育てに関する相談や地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う子育てサービスに関する利用者支援専門員（すくすくナビゲーター）を2018（平成30）年度から配置している。

6 子育て世代包括支援センター

2017（平成29）年4月、母子保健法の改正に伴って子育て世代包括支援センターが法定化された。妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的として、市町村は同センターの設置に努めることとしたものである。これを受けて本市でも、2020（令和2）年10月に子育て世代包括支援センター「ハピ♡すくルーム」を中央保健センター内に開設した。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に専門スタッフが応じ、関係機関と連携しながらサポートを行っている。

同ルームでは、窓口対応ではなく専用の相談室を執務室内に設け、妊娠期から総合的相談や支援を行うとともに、全妊産婦の継続的な状況把握に努め、全妊産婦に対し、母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるためのプラン策定を行っている。また、保健、医療、福祉の関係機関による特定妊婦連絡会や産科医療機関等連絡会を開催し、情報の共有や連携を図ることができる関係の構築に努めている。

最初の窓口となる妊娠届け出時に、同ルームで母子健康手帳を交付するとともに全妊婦と面談し、妊娠・出産・子育て等の相談に応じている。これによって保健師との信頼関係を築き、困ったときに相談しやすい体制を作るとともに、妊産婦の家庭の実情に応じた産前産後をサポートする事業の紹介や、産後ケア事業を実施し、安心して過ごせる環境を整えている。

同ルームには、保健師や臨床心理士の専門職を配置している。また、状況に応じて別の地区担当の保健師や医療・福祉の関係機関と連携を図ることで、切れ目のない支援を行っている。このほか、産後ケア事業においては、委託した市内医療機関等の助産師がきめ細かな支援を行っている。

なお、2022（令和4）年に改正された児童福祉法に基づき、2024（令和6）年から新しい福祉拠点として「こども家庭センター」が設置されることとなり、本市においても、2025（令和7）年度から子育て世代包括支援センターをこども家庭センターに移行することとしている。

7 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

（1）地域子育て支援センターの概要

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当とする職員を配置し、育児に関する相談指導や子育てサークル等の育成支援、子育て情報等の提供などを行う地域子育て支援拠点として設置している。

合併時は4か所であったが、2007（平成19）年4月から丹原地区にも開設するなど徐々に拡大し、2024（令和6）年度の時点では次の8か所で開設している。

図表4-2-3 地域子育て支援センター一覧

N0	名称	開設年月	実施主体 (実施場所)	実施内容
1	ひだまり	H16年10月	西条認定こども園 (総合福祉 センター)	子育て相談(電話相談、面接相談など)(毎週土曜・日曜、祝日には専門相談を実施) 子育てサークルの育成(年6サークル) 育児サークル活動の支援(活動の場の提供) 育児講座(月1回) 出前保育(月2回) 情報誌(ひだまり通信)の発行
2	おさなごゆめの城	H15年4月	飯岡保育園	育児なんでも相談(電話相談、面接相談など) 親子サークル(ゆめの森クラブ)の育成 自主サークルの活動支援(活動の場の提供) 園庭開放(月曜～金曜 13時30分～15時30分) 情報誌(おさなごゆめの城だより)の発行
3	らっこ・はうす	H16年4月	東予南こども園	育児相談(電話相談、面接相談など) 子育てサークルの育成(月2～3回) おやとこひろば(1～2ヶ月に1回、親子ふれあい遊びなど) 気軽に立ち寄れる遊び場(保育士が常時対応) 育児講座(随時実施) 情報誌(らっこ・はうす通信)の発行
4	たんぼぼくらぶ	H15年4月	小松東保育所 (子育て交流センター ここてらすこまつ*1)	育児相談(電話相談、面接相談など) 子育てサークルの育成(年齢別) 気軽に立ち寄れる遊び場 育児講座(随時実施) 情報誌(たんぼぼ通信)の発行
5	さくらんぼ	H19年4月	中川さくら保育園	子育て相談(電話相談・面接相談など) 育児サークルの育成(丹原、徳田、田野、中川公民館で毎月2回実施、9時～12時) 園庭開放(丹原地区の保育園、幼稚園で実施、10時～11時30分) 育児講座 情報誌(さくらんぼつうしん)の発行
6	にじいろ	H29年4月	かんべ幼稚園	育児相談 ホール遊び、外遊び 幼稚園の行事やおけいこに体験参加 情報誌(にじいろだより)の発行
7	元気にこここ堂	H26年6月	神拝保育園(紺屋町商店街 イベントホール・フロム2階)	育児相談 元気にこここタイム(親と子のふれあい遊び) 子育てが楽しくなる講習会(育児講座など) 情報誌(元気にこここ堂通信)の発行
8	ペンぎん・はうす	H29年4月	河北こども園	育児相談 園庭開放 育児講座(1～2か月に1回程度) 情報誌(ペンぎん・はうす通信)の発行

資料：保育・幼稚園課

*1 H31年4月から

(2) いのちの授業と地域子育て支援センター

地域子育て支援センターと中学校の連携による取組として、「いのちの授業」がある。本取組は、思春期の中学生を対象に、乳幼児やその親と触れ合う機会を通して、命の尊さや子どもを育てていくことの大切さを学ぶものである。

2014（平成26）年度に西条北中学校と小松中学校が、2016（平成28）年度に西条西中学校が、県の「愛顔の赤ちゃんふれあい授業開催事業」を活用して実施した。同年度で県の事業は終了したが、2017（平成29）年度も西条西中学校、西条南中学校が地域子育て支援センターひだまりと、丹原東中学校と丹原西中学校が地域子育て支援センターさくらんぼと連携するなど、市内の地域子育て支援センターや保育所、認定こども園等と連携しながら、市内10中学校のうち6中学校で乳幼児との触れ合い事業を実施している。

(3) 保育サービス機能強化モデル事業

愛媛県の指定を受けて2005～2007（平成17～19）年度の3年間実施し、地域子育て支援センターの機能強化を図っている。

8 子育て援助活動支援事業（西条ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい人（サポート会員）と受けたい人（依頼会員）が会員となり、児童の送迎や預かりなど育児についてお互いが助け合う会員組織で、本市では2007（平成19）年度から開設し、市が双方の調整業務を担いながら市民による相互援助活動を推進している。

センターにおいて、アドバイザーによる会員の相互援助活動の調整業務を行うほか、会員の募集・登録など会員組織に関する業務、提供会員としての入会を希望する方に対する講習会の開催などを行っている。

2014（平成26）年度からは、病児・病後児預かりも開始した。センターの利用状況は図表4-2-4のとおりである。

図表4-2-4 西条ファミリー・サポート・センター活動状況の推移

		H19.7運用開始								
区分 / 年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
会員数	依頼会員	73	110	123	139	144	179	199	220	214
	提供会員	65	75	78	85	80	79	86	92	99
	両方会員	8	10	13	14	15	17	20	21	23
	計	146	195	214	238	239	275	305	333	336
活動件数		196	1,123	1,076	1,486	606	777	528	1,132	1,279
区分 / 年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
会員数	依頼会員	230	268	282	299	300	298	304	303	288
	提供会員	102	110	110	109	119	119	123	124	121
	両方会員	21	23	23	27	25	25	26	23	22
	計	353	401	415	435	444	442	453	450	431
活動件数		1,357	1,996	2,476	2,025	2,076	2,121	2,448	1,994	1,753

資料：保育・幼稚園課（事務報告書・一）

第3節 家庭子ども支援

1 児童手当

児童手当は、1971（昭和46）年制定の児童手当法に基づいて1972（昭和47）年から支給されている公的扶助の一つで、時代とともに制度も拡充されていった。2004（平成16）年以降の主な制度改正の経緯は次のとおりである。

平成16年	対象年齢を「義務教育就学前まで」から「小学校3年修了前まで」に拡大
平成18年	対象年齢を「小学校修了前まで」に拡大、所得制限を緩和
平成19年	3歳未満児（第1子、第2子）の支給額を引上げ（乳幼児加算）
平成22年	児童手当に代えてこども手当制度を創設
平成24年	児童手当に戻し、対象年齢が中学校終了前までに拡大、所得制限を改正、支給額を増額、特例給付を導入
令和6年	対象年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」に拡大、所得制限を撤廃、支給区分を変更し支給額を引上げ

2024（令和6）年10月からの制度改正による支給月額はそのとおりである。

- ・ 3歳未満…▽第1子・第2子＝1万5,000円 ▽第3子以降＝3万円
- ・ 3歳～18歳到達後の最初の年度末まで…▽第1子・第2子＝1万円 ▽第3子以降＝3万円

2 子ども手当

2009（平成21）年8月の総選挙で政権を握った民主党（当時）のマニフェストに沿って、2010（平成22）年4月に「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」が施行され、同年6月から月額1万3,000円の子ども手当支給を開始した。従来の児童手当との違いは、所得制限がなくなったこと、対象年齢が「小学校修了前まで」から「中学校修了前まで」に拡大されたこと、支給額が一律で対象者1人月額1万3,000円となったことである。2011（平成23）年10月から2012（平成24）年3月までは、3歳未満と小学生までの第3子以降について月額1万5,000円、3歳から小学生の第2子までと中学生について月額1万円を支給した。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の復興財源を確保する目的もあって、同年度末で子ども手当制度が廃止され、2012（平成24）年4月から改正児童手当法が施行された。

児童手当及び子ども手当の給付状況の推移は、図表4-2-5のとおりである。

図表4-2-5 児童手当・子ども手当・児童扶養手当給付状況の推移

(単位：世帯、千円)

年度	児童手当		子ども手当		児童扶養手当	
	受給者世帯数	総額	受給者世帯数	総額	受給者世帯数	総額
H16	6,741	560,235	-	-	991	370,718
H17	6,647	580,115	-	-	1,039	454,898
H18	8,049	732,670	-	-	1,057	463,352
H19	8,066	874,160	-	-	1,063	469,674
H20	8,082	891,235	-	-	1,050	464,688
H21	8,044	885,560	-	-	1,073	464,564
H22	-	-	11,250	1,918,631	1,152	480,146
H23	-	-	10,874	2,197,080	1,171	507,954
H24	8,254	1,622,885	-	348,475	1,152	507,367
H25	8,049	1,926,965	-	-	1,089	510,295
H26	7,942	1,894,985	-	-	1,088	497,067
H27	7,765	1,859,770	-	-	1,088	501,863
H28	8,024	1,826,250	-	-	1,069	513,405
H29	7,890	1,793,725	-	-	1,090	510,846
H30	7,724	1,764,215	-	-	1,044	492,413
R1	7,600	1,725,155	-	-	1,010	620,399
R2	7,468	1,689,005	-	-	967	477,252
R3	7,312	1,653,930	-	-	939	461,848
R4	6,980	1,600,275	-	-	893	429,708
R5	6,768	1,540,855	-	-	858	415,708
R6	7,874	1,739,265	-	-	851	423,405

資料：こども未来課

第4節 保育所

1 市立保育所

公立保育所については、合併当時、市内に11の市立保育所が存在していた。このうち、東予南保育所は東予南幼稚園と統合、東予中央保育所は国安幼稚園と統合、河北保育所及び庄内保育所は燧洋幼稚園と統合して、それぞれ認定こども園に移行し、2024（令和6）年度末現在で7保育所となっている。

市立保育所の一覧は図表4-2-6、保育所等入所状況の推移（市立保育所）は図表4-2-7のとおりである。

図表4-2-6 市立保育所一覧

NO	名称	所在地	開設年月等	定員*	特別保育			
					延長保育	土曜保育	一時保育	その他
1	禎瑞保育所	禎瑞1622	S36.4 S62.3移転改築	80人		○		
2	東予北保育所	新町268-1	S41.5 H8.3新築	90人		○		
3	丹原保育所	丹原町今井279	S29.5 H9.5新築	90人	○	○		
4	田野保育所	丹原町北田野1780	S41.4 H3.3新築	60人		○		
5	小松東保育所	小松町新屋敷甲3009-1	S28.5 S55.10新築	120人		○	○	地域子育て支援センター
6	小松西保育所	小松町南川甲258-1	S54.4	90人	○	○		
7	石根保育所	小松町大頭甲1039-2	S43.4 S57.10新築	90人		○		
	東予南保育所	石田397-1	S53.4 H16.3新築	R2.4：東予南幼稚園と統合し、東予南こども園に移行				
	河北保育所	三芳300-2	S61.4	H28.4：燧洋幼稚園と統合し、河北こども園に移行				
	東予中央保育所	国安354-1	S54.4	R3.4：国安幼稚園と統合し、国安こども園に移行				
	庄内保育所	且之上甲722-1	S29.6 S56.3新築	R4.4：河北こども園に統合				

資料：保育・幼稚園課

* 定員等は、R6年度の状況

図表4-2-7 保育所等入所状況の推移（市立保育所）

（単位：人）

区分・名称 / 年度	H16	H21	H26	R1	R6	
公立	禎瑞保育所	55	67	96	68	56
	東予南保育所	78	102	114	99	-
	東予中央保育所	91	89	99	86	-
	東予北保育所	83	63	71	78	67
	河北保育所	87	64	89	-	-
	庄内保育所	46	36	49	39	-
	丹原保育所	111	91	101	85	80
	田野保育所	61	43	45	41	26
	小松東保育所	101	113	121	95	68
	小松西保育所	96	57	81	70	60
	石根保育所	67	52	60	49	29
	計	876	777	926	710	386

資料：保育・幼稚園課（事務報告書・一）

人数は平均入所人員

2 私立保育園

私立保育園については、合併当時、市内に17園が存在していたが、新たな園の開設や認定こども園への移行が進むとともに、その後、地域における小規模保育園や事業所内の保育園の開設も加わり、2024（令和6）年度末現在で19園となっている。

私立保育園の一覧は図表4-2-8、保育所等入所状況の推移（私立保育園）は図表4-2-9のとおりである。

図表4-2-8 私立保育園一覧

NO	区分	名称	地区	定員 *	特別保育等				備考
					延長 保育	土曜 保育	一時 保育	その他	
1	私立	飯岡保育園	西条	80人	○	○		地域子育て支援センター	
2	私立	愛・ゆめいろ保育園	西条	60人	○	○			H28～
3	私立	みのり保育園	西条	60人		○			
4	私立	玉津保育園	西条	60人	○	○			
5	私立	大町保育園	西条	150人	○	○			
6	私立	東予乳幼児保育園	西条	90人		○			
7	私立	めぐみ保育園	西条	200人	○	○			
8	私立	神拝保育園	西条	170人	○	○	○	地域子育て支援センター	
9	私立	神戸保育園	西条	50人		○			
10	私立	橘保育園	西条	45人		○			
11	私立	みどり保育園	西条	90人	○	○			
12	私立	わかば保育園	西条	70人	○	○			H25～
13	私立	ふじ保育園	東予	135人	○	○			
14	私立	花園保育園	東予	90人	○	○		休日保育	
15	私立	中川さくら保育園	丹原	90人	○	○		地域子育て支援センター	
16	私立	ほくしんコウル	西条	57人		○			3～5歳児、R2～
17	小規模保育	のぞみ保育園	西条	12人		○			0～2歳児、H27～
18	事業所内保育	ほくしんコティ	小松	30人		○			0～2歳児、H29～
19	事業所内保育	ひよこハウス	西条	35人		○			0～2歳児、H29～
△	私立	西条保育所	西条	認定こども園に移行					～H30
△	私立	古川保育園	西条	認定こども園に移行					～R1
△	私立	ひかり保育園	西条						～H30
△	私立	さくら保育園	西条	認定こども園に移行					H27～H29
△	私立	湯谷口保育園	丹原						～H25

資料：保育・幼稚園課

*定員等は、令和6年度の状況

図表4-2-9 保育所等入所状況の推移（私立保育園）

（単位：人）

区分・名称 / 年度	H16	H21	H26	R1	R6	
私立	飯岡保育園	116	100	105	92	76
	みのり保育園	72	62	67	63	52
	玉津保育園	69	62	59	67	63
	大町保育園	167	150	156	164	150
	東予乳幼児保育園	112	107	106	103	82
	西条保育所	76	73	83	-	-
	めぐみ保育園	240	228	230	227	212
	神拝保育園	227	226	220	188	155
	古川保育園	110	107	104	106	-
	神戸保育園	75	71	106	70	50
	橘保育園	32	40	48	53	37
	ひかり保育園	35	33	31	-	-
	みどり保育園	107	142	105	106	101
	ふじ保育園	130	128	123	128	131
	花園保育園	93	86	80	73	80
	中川さくら保育園	83	91	103	102	87
	わかば保育園	-	-	74	84	80
	さくら保育園	-	-	-	-	-
	愛・ゆめいろ保育園	-	-	-	48	69
	ほくしんコウル	-	-	-	-	49
湯谷口保育園	32	21	-	-	-	
計	1,776	1,727	1,800	1,674	1,474	
地域保育	のぞみ保育園	-	-	-	13	10
事業所 内保育	ほくしんコティ	-	-	-	22	27
	ひよこハウス	-	-	-	20	22
	計	-	-	-	42	49
広域入所分	36	37	14	10	10	

資料：保育・幼稚園課（事務報告書・一）

人数は平均入所人員

3 保育サービスの拡充

本市では、次のような各種保育サービスを実施している。

(1) 延長保育

保護者の就労時間の都合などにより、通常の保育時間前後に実施する保育。本市では公立の認定こども園・保育所4施設で合併時から実施しているほか、私立の認定こども園・保育園についても、合併時に実施していたのは4施設だったが、その後増加し、2024（令和6）年度は14施設に増え、合わせて18施設となっている。

(2) 一時保育

保育所等に入所していない児童に対して、保護者の就労形態や傷病などの理由によって一時的に行う保育。現在は「一時預かり事業（一般型）」と呼ばれる有料のサービス。本市でこの事業を実施しているのは、次の施設である。

東予南こども園／河北こども園／ここてらす こまつ（以上公立）／神拝保育園／西条認定こども園／さくら保育園（以上私立）

(3) 休日保育

市内の保育所等に入所している児童を対象として、保護者の就労の都合などから日曜日や祝日に行う保育。有料のサービスで、本市では花園保育園のみで実施している。

(4) 特定保育

保護者がパート就労などのため、定期的に保育が困難となる子どもに対して実施する保育。本市では2005（平成17）年度と2006（平成18）年度にそれぞれ三つの保育所（公立2、私立1）で実施した。2008（平成20）年度以降は一時保育に包含している。

(5) 病児・病後児保育

市内に在住の病気の回復期にある児童や急性の病気の児童を、就労等で忙しい保護者に代わって日中のみ預かり、看護師・保育士が協力して看護保育を行う。医療行為を目的とした事業ではないため、通院で治療を行える程度の病状で、かかりつけ医師が利用を可能と判断した入院を必要としない程度の児童が対象となる。有料のサービスで、本市で実施しているのは次の4施設である。

病児対応型

- ・カンガルーハウス…村上記念病院（大町739）
- ・ぼんぼこハウス…市立周桑病院（壬生川131）

体調不良児対応型

- ・さくら保育園（大町992-1）
- ・西条認定こども園（本町1丁目133-2）

(6) 障がい児保育

障がいのある児童を対象として、必要なサポートをしながら保育する。本市では公立の認定こども園・保育所10施設及び私立の認定こども園・保育園12施設で実施している。

各種保育事業等の実施状況の推移については、図表4-2-10で示している。

図表4-2-10 各種保育事業等実施状況の推移

(単位：箇所、人)

保育事業・区分 / 年度			H16	H21	H26	R1	R6
延長保育	実施箇所数	公立	4	4	4	4	4
		私立	4	6	11	14	14
		計	8	10	15	18	18
一時保育	実施箇所数	公立	2	2	2	3	3
		私立	2	3	2	3	3
		計	4	5	4	6	6
休日保育	実施箇所数	公立	-	-	-	-	-
		私立	-	2	2	1	1
		計	-	2	2	1	1
病児・病後児 保育*1	実施箇所数	公立	-	-	-	-	-
		私立	1	2	2	4	4
		計	1	2	2	4	4
障がい児 保育	入所保育所数	公立	5	8	11	11	10
		私立	10	8	9	9	12
		計	15	16	20	20	22
地域子育て支 援拠点	実施箇所数	公立	2	2	2	3	3
		私立	2	3	4	5	5
		計	4	5	6	8	8

資料：保育・幼稚園課（事務報告書・一）

各年度末現在

*1 R1年まで「乳幼児健康支援サービス」

4 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月から、子ども・子育て支援法の改正などにより、幼児教育・保育の無償化がスタートした。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、実施に至ったものである。具体的には、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちの利用料を無償化するとともに、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無償化した。

地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となる。また、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちの利用料、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちの利用料について保育の必要性があると認められる場合は無償化の対象となる（上限あり）。

なお、延長保育の利用料、通園送迎費、主食費、副食費、行事費等は対象外となっている。

本市では、同年7月に施設への説明会を開催したほか、保育所や認定こども園、幼稚園等を通じて保護者へ制度の周知のための文書やチラシを配付するなどして、制度の周知に努めた。

従来、保育所や認定こども園、幼稚園などの運営費は、保護者から徴収した保育料を除いた額に対して、私立は国が2分の1相当、県と市がそれぞれ4分の1相当を負担し、公立は市が原則として全額を負担していた。今回の無償化により、負担増となる保育料相当額について、私立の施設分は、国が2分の1相当、県が4分の1相当を負担するが、残りの市負担分4分の1や公立施設分の全額は、2019（令和元）年度については国が臨時交付金で負担した。

第5節 幼稚園

1 市立幼稚園

合併当時、6園の市立幼稚園があったが、燧洋幼稚園は河北保育所と、東予南幼稚園は東予南保育所と、国安幼稚園は東予中央保育所と統合して、いずれも幼保連携型の認定こども園に移行し、現在は3園となっている。概要は次のとおりである（園舎の整備、耐震化等については11編2章3節を参照）。

図表4-2-11 市立幼稚園一覧

NO	名称	所在地	開設年月等	定員*	備考
1	ひまわり幼稚園	氷見乙639-2	S57.4	90人	
2	多賀幼稚園	北条1504	H9.3新築	105人	
3	小松幼稚園	小松町新屋敷甲2210-1	S21.4 S56.3新築	70人	
	燧洋幼稚園	三芳305-3	S48.10		H28.4：河北保育所と統合し、河北こども園に移行
	東予南幼稚園	石田397-1	H16.4		R2.4：東予南保育所と統合し、東予南こども園に移行
	国安幼稚園	国安178-1	H5.3新築		R3.4：東予中央保育所と統合し、国安こども園に移行

資料：保育・幼稚園課

*定員等は、R6年度の状況

2 私立幼稚園

合併当時、9園の私立幼稚園（休園が続いていた壬生川幼稚園を除く）があったが、西条栄光幼稚園、双葉幼稚園、神戸幼稚園、たから幼稚園、西山幼稚園は認定こども園に移行し、現在は4園となっている。概要は次のとおりである。

図表4-2-12 私立幼稚園一覧

NO	名称	地区	定員*	備考
1	めぐみ幼稚園	西条	135人	
2	西条聖マリア幼稚園	西条	60人	
3	大町幼稚園	西条	60人	
4	玉津幼稚園	西条	60人	
	壬生川幼稚園	東予	休園中	
	西条栄光幼稚園	西条	~R1	認定こども園に移行
	双葉幼稚園	西条	~H28	認定こども園に移行
	神戸幼稚園	西条	~R1	認定こども園に移行
	たから幼稚園	東予	~R1	認定こども園に移行
	西山幼稚園	丹原	~H26	認定こども園に移行

資料：保育・幼稚園課

*定員等は、R6年度の状況

図表4-2-13 幼稚園児数等の推移

(単位：校、学級、人)

区分	項目 / 年次	H16	H21	H26	R1	R6
公立	施設数	6	6	6	5	3
	園児数	424	442	405	236	44
	学級数	18	19	19	15	5
	教員数	41	41	27	23	9
私立	施設数	10	10	10	8	5
	園児数	908	776	739	507	278
	学級数	39	37	36	26	16
	教員数	69	70	60	51	31
計	施設数	16	16	16	13	8
	園児数	1,332	1,218	1,144	743	322
	学級数	57	56	55	41	21
	教員数	110	111	87	74	40

資料：保育・幼稚園課（学校基本調査・各年5月1日現在）

第6節 認定こども園

1 認定こども園の概要

認定こども園は、認定こども園法に基づいて2006（平成18）年10月に創設された制度で、都道府県知事が条例に定める認定基準に沿って認定を行う。従来の保育所と幼稚園の両方の機能を兼ね備えることが特徴だが、次の4類型が認められている。

- ① 幼保連携型…幼稚園及び保育所等の施設・設備が一体的に設置、運営されているタイプ
- ② 幼稚園型…認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ
- ③ 保育所型…認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ
- ④ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

このうち、①は学校と児童福祉法施設の両方に位置付けられ、保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有することを原則とする。

2 市立認定こども園

本市における公立の認定こども園は3園あり、2016（平成28）年4月に開園した河北こども園が最初で、その後2020（令和2）年4月に東予南こども園、2021（令和3）年4月に国安こども園が開園している。いずれも幼保連携型認定こども園である。

図表4-2-14 市立認定こども園一覧

NO	名称	所在地	開設年月等	定員*	特別保育等				備考
					延長保育	土曜保育	一時保育	その他	
1	河北こども園 (幼保連携型)	三芳300-2	H28.4	205人		○	○	地域子育て支援センター	河北保育所と燧洋幼稚園を統合して開園、R4.4に庄内保育所を統合
2	東予南こども園 (幼保連携型)	石田397-1	R2.4	215人	○	○	○	地域子育て支援センター	東予南保育所と東予南幼稚園を統合して開園
3	国安こども園 (幼保連携型)	国安178-1	R3.4	135人	○	○			東予中央保育所と国安幼稚園を統合して開園

資料：保育・幼稚園課

* 定員等は、R6年度の状況

3 私立認定こども園

私立の認定こども園は8園あり、幼保連携型3園、幼稚園型3園、保育所型2園である。8園全てが預かり保育を実施している。

図表4-2-15 私立認定こども園一覧

NO	名称	所在地	開設年月等	定員*	特別保育等				備考
					延長保育	土曜保育	一時保育	その他	
1	西山学園 (幼保連携型)	丹原町古田717-2	H27.4	70人		○			H24.4～H27.3 西山幼稚園に まあるい保育 園を併設
2	さくら保育園 (幼保連携型)	大町992-1	H30.4	105人	○	○	○		体調不良 児対応
3	西条栄光幼稚園 (幼保連携型)	明屋敷236-17	R2.4	60人		○			
4	西条認定こども園 (保育所型)	本町1丁目133-2	H31.4	80人	○	○	○	地域子育て支援センター	体調不良 児対応
5	古川認定こども園 (保育所型)	古川甲120-1	R2.4	105人	○	○			
6	双葉幼稚園 (幼稚園型)	飯岡975-1	H29.4	60人		○			
7	かんべ幼稚園 (幼稚園型)	洲之内甲221	R2.4	60人		○		地域子育て支援センター	
8	たから幼稚園 (幼稚園型)	三津屋99	R2.4	100人					

資料：保育・幼稚園課

* 定員等は、R6年度の状況

各認定こども園の入所状況の推移については、図表4-2-16に示している。

図表4-2-16 保育施設入所人員の推移（認定こども園）

(単位：人)

区分・名称/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公立	東予南こども園	-	-	-	-	-	-	-	152	155	140	133	133
	河北こども園	-	-	-	84	88	89	77	113	114	122	123	115
	国安こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	111	111	112	106
	計	-	-	-	84	88	89	77	113	266	388	374	355
私立	西山学園（まあるい保育園）	11	15	24	28	29	32	33	74	71	62	57	50
	さくら保育園	-	-	-	-	-	-	93	108	110	112	108	109
	双葉幼稚園	-	-	-	-	-	16	24	52	50	60	60	58
	西条認定こども園	-	-	-	-	-	-	83	81	85	83	83	83
	かんべ幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	36	44	42	39	32
	たから幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	85	99	98	98
	西条栄光幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	57	63	64	58
	古川認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	116	118	115	115
計	11	15	24	28	29	48	150	317	606	643	627	615	

資料：保育・幼稚園課（事務報告書・一）

第7節 児童福祉施設

1 児童館の概要

児童福祉法第40条に規定する児童館としては、合併前の施設を引継ぎ、次の4か所の児童館を運営してきた。

なお、丹原児童館は、合併前の2004（平成16）年5月に新築移転を、西条児童館は、2022（令和4）年1月に新築を行っている。

名称	西条児童館	西条西部児童館	東予西児童館	丹原児童館
開設年月	昭和43年4月 令和4年1月新築	平成5年7月	平成12年7月	昭和56年4月 平成16年5月新築 移転
住所	大町456-1	氷見西新開59	広岡甲92-2	池田1802-3
敷地面積	3,337㎡	1,505㎡	2,132㎡	1,878.05㎡
建物（延床面積）	400.6㎡	300.7㎡	347.2㎡	433.68㎡
構造	木造平屋建	S造平屋建	RC造平屋建	木造2階建
主な施設	遊戯室、集会室、幼児室、図書室、屋外	遊戯室、図書室、研修室、運動場・遊具	遊戯室、集会室、図書室、運動場・遊具	センターホール、乳児室、プレイルーム

	広場・運動場・遊具			図書室、調理室、 運動場・遊具
その他		西条西部地域交流 センターと併設		

各児童館の利用状況の推移は、図表4-2-17のとおりである。

図表4-2-17 児童館利用人員の推移

(単位：人)

施設/年度	H16	H21	H26	R1	R4	R5	R6
西条児童館	57,311	55,037	40,846	76,537	62,529	57,969	58,733
西条西部児童館	30,161	25,941	23,134	17,908	11,226	11,045	10,497
東予西児童館	14,745	15,517	17,529	18,623	14,547	17,045	19,887
丹原児童館	22,218	19,172	15,657	17,100	12,517	14,095	15,796
計	124,435	115,667	97,166	130,168	100,819	100,154	104,913

資料：こども未来課（事務報告書・一）

2 西条児童館の建設

西条児童館は、市内4か所の児童館の中では最も古く、旧西条市において1968（昭和43）年に建設したもので、老朽化が進む非耐震施設であることから建て替えが必要となっていた。

一方、旧西条市では1984～1986（昭和59～61）年にかけてこどもの国を整備しており、老朽化に伴う改築が必要となっていた。

こうした背景の中、2017（平成29）年3月に策定した西条市公共施設等総合管理計画において、西条児童館、こどもの国を再編統合することとなり、2020（令和2）年度に西条児童館の建替え工事に着手し、翌年1月8日にオープンした。3月26日には屋外設備も完成してグランドオープンした。施設の規模を拡大するとともに、集会室、幼児室、図書室など設備を充実させ、屋外には遊具を設置した。また、建物の一部に直交集成板（CLT）を使用している。

3 子育て交流センター（ここてらす こまつ）

子育て交流センター「ここてらす こまつ」は、2019（平成31）年4月13日にオープンした。小松地区では以前から児童館の整備を望む声があり、同地区での市政懇談会でもたびたび建設要望が上がっていた。また、小松東保育所で運営していた地域子育て支援センターにおいてもスペース面等で支障が生じがちであった。こうした背景の中、児童館と子育て支援センター、多世代交流施設の機能を併設した施設として、小松東保育所に隣接する用地を取得し、子育て交流施設として整備することになったものである。本施設の開館により、保育所に入所していない児童を預かる一時保育も可能となった。

「ここてらす こまつ」の利用状況の推移は、図表4-2-18のとおりである。

開設年月	H31.4
住所	小松町新屋敷甲 303
敷地面積	3,337 m ²

建物（延床面積）	400.6㎡
構造	木造平屋
機能	児童館施設と子育て支援センター、多世代交流施設を併設
主な施設	①交流スペース（多目的室・多世代交流ホール・屋外遊技場） ②一時保育施設 ③子育て支援センター「たんぽぽくらぶ」
その他	建物の一部に直交集成板（CLT）を使用

図表4-2-18 子育て交流センター「ここてらす こまつ」利用人員の推移

(単位：人)

施設/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ここてらす こまつ	12,151	7,398	5,983	7,058	9,854	9,254

資料：こども未来課（事務報告書・一）

第8節 母子父子福祉

1 児童扶養手当

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく事業として、合併前から引き継がれている。母子家庭のみが支給の対象であったが、2010（平成22）年の児童扶養手当法改正により同年8月から父子家庭も対象となった。また、従来は公的年金を受給していると受給できなかったが、2014（平成26）年12月以降、年金額が児童扶養手当額より低い場合は差額分の児童扶養手当を受給できるようになるなど、たびたび制度改正がなされている。2024（令和6）年度時点での制度の概要は次のとおりである。

支給要件…父母が婚姻を解消したり父又は母が亡くなるなどの要件に該当する、父又は母と生計を同じくしていない、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合には20歳未満）を監護していること。父子家庭の場合、児童の監護に加え、生計を同じくしていることが要件となる。

受給者が母の場合には、支給開始から5年以上経過又は離婚などの支給要件に該当してから7年以上経過する方については、8歳未満の児童を監護している場合を除き、その2分の1が支給停止される。ただし、就業している場合、身体上又は精神上の障がいがある場合などは、所定の手続きを行えば引き続き同様の手当を受給することができる。

受給資格者には、毎年8月1日時点での所得や家庭の状況を示す現況届を出してもらい、市において審査を行った上で支給の手続きを行っている。財源については、3分の1を国庫負担、残り3分の2を県及び市が負担している。

なお、児童扶養手当給付状況の推移は、図表4-2-5のとおりである。

2 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条において「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情に

ある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と規定されている。

本市では、合併前の施設を引き継ぎ、母子生活支援施設として「くるみ荘」「すみれ荘」の2施設を有していた。2004（平成16）年度末時点での入所状況は、くるみ荘が6世帯15人、すみれ荘が10世帯25人であった。

いずれの施設も老朽化が著しく、愛媛県内において母子生活支援施設を2施設有しているのは本市のみであるなどの理由から、施設の統廃合を含めた施設の在り方の検討を行った。

2019（令和元）年度に、2施設のうち、すみれ荘の居室の拡張や浴室の設置等、施設改修を行うとともに、くるみ荘を廃止し、すみれ荘への統合を進めた。

すみれ荘の改修工事の完成に伴って、同（令和元）年11月末にくるみ荘を廃止し、すみれ荘への統合を完了した。

名称	母子生活支援施設「すみれ荘」
開設年月	S30.8、 S59.4 改築、 R2.1 改築
住所	北条 230-2
敷地面積	1,537.32 m ²
建物（延床面積）	1,033.6 m ²
構造	RC造3階建
主な施設	母子室（台所、トイレ、浴室付）11室、集会室、事務室、学習室、業務員室、母子支援員室、静養室、相談室、保育室、専用物置

第9節 放課後児童クラブ

本市の合併時に設置していた放課後児童クラブは21か所であったが、2009（平成21）年度までには全25小学校区で設置し、全て直営により実施している。

地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業に基づき、小学校長、PTA連合会役員、民生児童委員協議会役員等で構成される学校・家庭・地域連携運営委員会を設置し、児童クラブの実施状況を共有するとともに、必要な協議を行い適切な運営体制を整えている。

2014（平成26）年度の子童福祉法の改正に伴って、放課後児童クラブの対象年齢が小学校全学年に拡大されたことに伴い、2015（平成27）年度から受入れ対象を小学3年生までから小学生全学年に拡大した。同時に、それまでは利用料無料で実施していたが、事業の持続性を担保する観点から保護者負担金の有料化に踏み切った。

また、西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、利用児童数に応じた施設の面積や、1クラス当たりの利用児童数に関する基準を設定した。施設の更新に際しては、学校余裕教室の活用を軸に、施設の老朽度の把握と、本市の財政状況等も踏まえ、計画的に実施することとしている。

運営上の課題としては、指導員の不足があり、市報や市ホームページ、ハローワークを通じて指導員の募集を行うとともに2017（平成29）年度からは、小・中学校や幼稚園に勤務する特別支

援教育支援員に児童クラブ指導員の兼務を要請している。また、指導員には、子ども・子育て支援新制度の施行に伴って愛媛県がスタートさせた放課後児童支援員認定資格研修をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業等、本市の他の事業の一環で実施する各種講習や公共機関、民間団体が実施する各種研修を積極的に受講してもらい、資質向上に努めている。

放課後児童クラブの実施状況の推移は、図表4-2-19のとおりである。

図表4-2-19 放課後児童クラブの実施状況の推移

(単位：人、箇所)

地区・名称 / 年度	H16	H21	H26	R1	R6	
	延利用人数 (設置箇所数)	延利用人数 (設置箇所数)	延利用人数 (設置箇所数)	延利用人数 (設置箇所数)	延利用人数 (設置箇所数)	
西条	西条児童クラブ	9,467 (1)	13,505 (1)	12,502 (2)	15,966 (2)	15,195 (2)
	神拝児童クラブ	9,020 (1)	11,445 (1)	15,785 (2)	23,783 (2)	20,606 (2)
	大町児童クラブ	8,660 (1)	10,269 (1)	12,488 (1)	13,347 (2)	13,060 (2)
	玉津児童クラブ	7,570 (1)	11,741 (1)	12,017 (1)	18,112 (1)	19,814 (2)
	飯岡児童クラブ	4,274 (1)	7,057 (1)	9,302 (1)	12,686 (1)	8,984 (1)
	神戸児童クラブ	4,509 (1)	5,348 (1)	4,804 (1)	6,460 (1)	4,955 (1)
	橘児童クラブ	3,025 (1)	1,300 (1)	820 (1)	2,800 (1)	2,253 (1)
	禎瑞児童クラブ	1,547 (1)	1,484 (1)	2,903 (1)	4,849 (1)	2,167 (1)
	氷見児童クラブ	3,775 (1)	4,675 (1)	3,701 (1)	8,200 (1)	6,653 (1)
東予	壬生川児童クラブ	5,066 (1)	7,219 (1)	9,702 (1)	10,164 (1)	6,849 (1)
	国安児童クラブ	3,619 (1)	5,393 (1)	4,642 (1)	5,842 (1)	6,327 (1)
	庄内児童クラブ	5,480 (1)	3,761 (1)	4,464 (1)	2,899 (1)	4,004 (1)
	周布児童クラブ	3,898 (1)	4,535 (1)	6,057 (1)	4,981 (1)	7,076 (1)
	吉井児童クラブ	3,423 (1)	5,206 (1)	4,932 (1)	9,855 (1)	7,183 (1)
	多賀児童クラブ	3,753 (1)	6,689 (1)	5,776 (1)	7,285 (1)	7,862 (1)
	吉岡児童クラブ	2,767 (1)	4,589 (1)	5,342 (1)	7,318 (1)	9,482 (1)
	三芳児童クラブ	2,700 (1)	3,794 (1)	2,761 (1)	2,493 (1)	3,196 (1)
	楠河児童クラブ	3,577 (1)	5,252 (1)	3,909 (1)	3,278 (1)	5,084 (1)
丹原	丹原児童クラブ	5,328 (1)	9,364 (1)	9,877 (1)	13,904 (1)	11,332 (2)
	田野児童クラブ	-	3,482 (1)	5,179 (1)	3,413 (1)	2,545 (1)
	中川児童クラブ	-	4,457 (1)	3,522 (1)	5,364 (1)	2,788 (1)
	徳田児童クラブ	-	1,980 (1)	1,884 (1)	4,025 (1)	1,848 (1)
	田滝児童クラブ	-	-	681 (1)	723 (1)	452 (1)
小松	小松児童クラブ	11,849 (1)	8,745 (1)	9,151 (1)	11,516 (1)	8,688 (1)
	石根児童クラブ	10,188 (1)	3,471 (1)	2,905 (1)	6,442 (1)	5,422 (1)
計	113,495 (21)	144,761 (24)	155,106 (27)	205,705 (28)	183,825 (30)	

資料：学校政策課（事務報告書・一）

第10節 子育て、児童・生徒向け教育

1 家庭・地域の教育力向上推進事業（21世紀を担う子育て事業）

本事業は、教育委員会管轄の子育て支援関連事業として旧西条市の事業を引き継ぎ2005（平成17）年度から実施している。「家庭教育に関する各種講座・講演会への講師派遣をはじめ、地域で実施する親子ふれあい交流体験事業や通学合宿など、各種子育て施策を実施していた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通学合宿など一部の事業が中止となった時期もあったが、2021（令和3）年度から「家庭・地域の教育力向上推進事業」に改称し、事業を継続

し、家庭・地域の教育力充実と子どもの健全育成を図っている。

図表4-2-20 家庭・地域の教育力向上推進事業 実施状況

項目 / 年度		単位（箇所、人）				
		H17	H21	H26	R1	R6
子育て学習講座	実施箇所	57	56	55	59	54
	参加者数	3,247	2,608	4,339	6,547	4,966
親子ふれあい 交流体験	実施箇所	16	24	21	32	20
	参加者数	3,594	3,286	1,885	2,781	1,925
通学合宿	実施箇所	6	5	7	5	3
	参加者数	445	393	523	466	277

資料：事務報告書（一）

H17は上記のほか、子育て学習支援（14か所、1594人参加）を実施

R3からは、「家庭・地域の教育力向上推進事業」に改称して実施

2 放課後子ども教室

(1) 地域子ども教室（前身）

本事業は、文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン・地域子ども教室推進事業」に基づき、2004（平成16）～2006（平成18）年度の3か年で計画・推進されたもので、地域の大人たちが指導ボランティアとして協力しながら、子どもたちのスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を放課後や週末に学校・公民館等で実施する事業である。対象は小・中学生として、市内7か所（西条、大町、橘、吉岡、楠河、丹原、小松）で実施した。

(2) 放課後子ども教室

地域子ども教室をベースに、様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する取組を充実することを目指し、2007（平成19）年度から放課後子ども教室へと移行した。

国は2007（平成19）年度から、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省（現在はこども家庭庁）の「放課後児童健全育成事業」を一体的に、あるいは連携させながら進める「放課後子どもプラン」を推進した。

本市でも一体型について検討し、2010（平成22）年3月に策定した西条市次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）でも「放課後子どもプランの推進」を掲げたが、対象児童が一致しないことや場所の調整などが課題となり、放課後子ども教室と放課後児童クラブを別々に実施している。放課後子ども教室は、放課後や週末、長期休業日に小学校の空き教室や公民館等で、地域の方々等の協力により、2024（令和6）年度、市内25か所で実施している。

放課後児童クラブとの一体型については、2014（平成26）年度に放課後児童クラブの対象年齢が放課後子ども教室と同じ小学校全学年に拡大されたことを受け、同年7月には国が放課後子ども総合プランを策定し、改めて放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を打ち出した。これを受けて本市では、2015（平成27）年3月に策定した西条市子ども・子育て支援事業計画において、放課後子ども教室推進事業について5教室を放課後児童クラブとの一体型で整備するとしている。

図表4-2-21 放課後子ども教室一覧（R6年度）

No.	教室名	主な活動場所	対象
1	西条ゆめチャレンジ	西条公民館、西条小学校	西条小学生
2	かんばいアイランド	神拝公民館	神拝小学生
3	大町子ども教室	大町公民館	大町小学生
4	玉の子教室	玉津公民館	玉津小学生
5	飯岡放課後子ども教室	飯岡公民館	飯岡小学生
6	神戸小放課後子ども教室	神戸公民館	神戸小学生
7	たちばな愛ちゃん教室	橘公民館	橘小学生
8	ていちゃん・ずいくん・宝箱	禎瑞公民館	禎瑞小学生
9	くすっ子教室	氷見公民館	氷見小学生
10	吉井放課後子ども教室	吉井公民館	吉井小学生
11	周布こどもランド	周布小学校、周布公民館	周布小学生
12	多賀子ども教室	多賀公民館	多賀小学生
13	壬生川放課後子ども教室	壬生川小学校、壬生川公民館	壬生川小学生
14	国安放課後子ども教室	国安公民館	国安小学生
15	吉岡こどもタイム	吉岡公民館	吉岡小学生
16	三芳放課後子ども教室	三芳小学校、三芳公民館	三芳小学生
17	庄内放課後子ども教室	庄内公民館	庄内小学生
18	楠河放課後子ども教室	楠河小学校、楠河公民館	楠河小学生
19	丹原放課後子ども教室	丹原公民館	丹原小学生
20	徳田っ子教室	徳田小学校、徳田公民館	徳田小学生
21	タタッキー子ども教室	田滝集会所	田滝小学生
22	田野子ども教室	田野公民館	田野小学生
23	なかがわ子ども教室	中川小学校	中川小学生
24	小松子ども教室	小松公民館、小松小学校	小松小学生
25	石根子ども教室	石根公民館	石根小学生

資料：社会教育課

(3) 地域未来塾

地域未来塾は、放課後子ども教室の取組の一つで、地域の児童・生徒に対して、地域人材やICT等を活用しながら地域と学校の連携・協働での学習支援を行う取組である。放課後子ども教室の児童や外国人の児童、学習が遅れがちな児童などを対象として、放課後、休日、夏休みなどに実施する学習支援活動として、2016（平成28）年度に西条公民館、飯岡公民館で始まった。

そのうちの一つである地域未来塾「さくら塾」は、日本語に不慣れな外国人の子どもに宿題や予習・復習、日本語などの学習指導のほか、日本での基本的な生活習慣の習得、保護者への学校活動支援などを学校と連携しながら行い、2017（平成29）年度、地域学校協働活動推進に関わる文部科学大臣表彰を受賞している。

2024（令和6）年度は30か所で実施している。

(4) 土曜教室

放課後子ども教室の取組の一つとして、土曜日に体験、交流、学習などの活動を行うもので、2017（平成29）年度からスタートした。民間企業・団体等の多様な経験や技能を活用した、特色のある教育プログラムを展開している。

2024（令和6）年度は、11か所で実施している。

図表4-2-22 放課後子ども教室等の実施状況

項目 / 年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
放課後 子ども教室	実施教室数	-	-	13	12	12	12	11	10	14
	1回当たり平均参加人数	-	-	14	16	19	19	18	16	16
	年間平均実施日数	-	-	44	44	43	43	45	46	38
地域 未来塾	実施教室数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1回当たり平均参加人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年間平均実施日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土曜教室	実施教室数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1回当たり平均参加人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年間平均実施日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目 / 年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放課後 子ども教室	実施教室数	19	21	24	23	23	23	24	24	25
	1回当たり平均参加人数	17	17	16	20	14	16	14	14	18
	年間平均実施日数	28	28	19	25	17	15	20	20	16
地域 未来塾	実施教室数	2	3	9	15	14	18	24	27	30
	1回当たり平均参加人数	7	10	23	17	16	14	15	20	15
	年間平均実施日数	25	34	5	14	17	12	16	16	13
土曜教室	実施教室数	-	4	6	6	6	10	11	11	11
	1回当たり平均参加人数	-	8	18	26	18	22	18	19	15
	年間平均実施日数	-	10	9	9	10	8	9	9	8

資料：事務報告書（一）

第3章 障がい者（児）福祉

第1節 西条市障がい者福祉計画（基本計画・福祉計画）

本市では、障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を、西条市障がい者福祉計画として一体的に策定している。障がい者基本計画は、障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を明らかにしたものである。障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画であり、障がい福祉に関する事業計画として位置付けられる。

1 第1次西条市障害者福祉計画

2007（平成19）年3月に策定した。障害者基本法に基づく第1次障害者基本計画（平成18～23年度）、障害者自立支援法に基づく第1次障害福祉計画（平成18～20年度）をその内容とする。

障害者自立支援法については、それまでの支援費制度に代わって2006（平成18）年度から施行された。支援費制度は、従来の行政による措置制度に代えて2003（平成15）年度に導入され、障がい者が自ら福祉サービスを選択できる仕組みであった。しかし、利用者の急増による財源のひっ迫、人口当たり支給決定者数の地域格差などの問題が表面化し、見直しが求められていた。

同法は、障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス、公費負担医療等を一元化したものである。また、前年施行の発達障害者支援法を踏まえ、障がい者の範囲を「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）」とした。本市も同法の施行に伴い、2006（平成18）年4月から障害程度区分の認定を開始した。

また、2007（平成19）年4月には改正学校教育法が施行され、従来の盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校として制度的に統合された。小・中学校の特殊学級も特別支援学級と改称され、法律上で明確に位置付けられた。

こうした背景の中、策定した本計画の基本理念は「だれもが生きるよろこびをもてる、自立と共生のまち西条」とした。また、次の七つの基本方針に沿って施策体系を組み立てている。

- ① 啓発・広報の推進
- ② 保健・医療の充実
- ③ 教育・育成の充実
- ④ 雇用・就業の確保
- ⑤ 生活支援サービスの充実
- ⑥ 生活環境の整備充実
- ⑦ 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

本計画では、自立支援給付と市町村地域生活支援事業に大別される障害者自立支援法の新サービス体系に沿って、サービス事業量の見込みなどを示している。2007（平成19）年5月には、障がい者団体や福祉・保健・医療関係者、関係事業者などで構成する西条市障がい者自立支援協議

会を結成し、幅広い視点から計画の進捗管理を行う体制を整えた。

2 第2次西条市障害者福祉計画

2009（平成21）年3月に策定した。障害者基本法に基づく第2次障害者基本計画（平成21～26年度）、障害者自立支援法に基づく第2次障害福祉計画（平成21～23年度）をその内容とする。基本理念や基本方針については、第1次計画を引き継いでいる。

この計画期間中、2011（平成23）年4月には東予学園・道前育成園を社会福祉法人聖風会に譲渡した。

3 第3次西条市障害者福祉計画

2012（平成24）年3月に策定した。障害者基本法に基づく第3次障害者基本計画（平成24～26年度）、障害者自立支援法に基づく第3次障害福祉計画（平成24～26年度）を、その内容とする。基本理念や基本方針については、第1次計画を引き継いでいる。

この計画期間中には、2013（平成25）年4月の障害者総合支援法施行という大きな出来事があった。障害者自立支援法を改正する形で成立した同法は、2006（平成18）年に国連で採択された障害者権利条約の批准を見据え、目的規定において「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記された。また、一定の難病が対象に加えられたこと、障害程度区分から障害支援区分への変更、地域生活支援事業の強化などの変更があった。本市では2014（平成26）年4月から、障がい支援区分の認定を開始した。

また、2012（平成24）年の児童福祉法改正では、障がい種別で分かれていた給付の体系が一元化された。同年10月に施行された障害者虐待防止法では、国や地方公共団体に虐待防止や早期発見のための体制整備などの責務が課せられた。本市では2013（平成25）年2月に、西条市障がい者虐待防止センターを設置した。

2013（平成25）年4月に施行された障害者優先調達推進法では、地方公共団体に対し障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置を講ずるよう求めている。本市も同法を受けて、障がい者優先調達推進方針を策定した。

4 第4次西条市障害者福祉計画

2015（平成27）年3月に策定した。障害者基本法に基づく第4次障害者基本計画（平成27～令和2年度）、障害者総合支援法に基づく第4次障害福祉計画（平成27～29年度）を、その内容とする。基本理念や基本方針については、第1次計画を引き継いでいる。

本計画期間中には、2016（平成28）年4月に障害者差別解消法が施行された。国や自治体、民間事業者における、障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて規定している。例えば、国や自治体は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮が義務付けられた（令和6年度から事業者にも合理的配慮を義務化）。これに基づき同月から、「障害」を「障がい」と表記するようになった（法律名などの場合を除く）。

5 第5次西条市障がい者福祉計画

2018（平成30）年3月に策定した。障害者基本法に基づく第4次障がい者基本計画（平成27～令和2年度）、障害者総合支援法に基づく第5次障がい福祉計画（平成30～令和2年度）、児童福祉法に基づく第1次障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）を、その内容とする。

この計画期間中、2018（平成30）年4月に障害者総合支援法が改正され、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、日中サービス支援型共同生活援助の創設などが盛り込まれた。

第5次計画の基本理念は、前期計画から少し表現を変えて「だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条」とした。また、基本方針については、従来の七つのほか8番目に「差別の解消、権利擁護の推進」を加えた。さらに、障がい児福祉計画における基本方針として次の3点を挙げている。

- ① 自己選択・自己決定ができる環境づくり
- ② 障がい種別によらない一元的な福祉サービスの実施
- ③ 地域生活移行の推進と就労支援の強化

6 第6次西条市障がい者福祉計画

2021（令和3）年3月に策定した。第5次障がい者基本計画（令和3～8年度）、第6次障がい福祉計画（令和3～5年度）、第2次障がい児福祉計画（令和3～5年度）を、その内容とする。基本理念と八つの基本方針は前期計画を引き継いでいる。

この計画期間中、2022（令和4）年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行された。障がい者による情報取得等に資する機器・サービスの開発への助成、多様な緊急通報の仕組みの構築などが盛り込まれている。

7 第7次西条市障がい者福祉計画

2024（令和6）年3月に策定した。第5次障がい者基本計画（令和3～8年度）、第7次障がい福祉計画（令和6～8年度）、第3次障がい児福祉計画（令和6～8年度）を、その内容とする。基本計画の部分は前期計画をそのまま引き継いでおり、基本理念と基本方針は次のとおりである。

- ・基本理念…だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条
- ・基本方針…①啓発・広報の推進 ②保健・医療の充実 ③教育・育成の充実 ④雇用・就業の確保 ⑤生活支援サービスの充実 ⑥生活環境の整備・充実 ⑦学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進 ⑧差別の解消、権利擁護の推進

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、主に次のような2026（令和8）年度末の成果目標を掲げている。

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行…198人中4人
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築…保健・医療・福祉関係者による協議の場6回開催
- ・福祉施設から一般就労への移行…一般就労移行者数11人、就労移行支援事業所数2か所
- ・相談支援体制の充実・強化…基幹相談支援センターの設置について検討、障がい者自立支援協議会において相談支援事業所の参画による事例検討6回実施

第2節 本市の障がい者の状況・推移

1 障害支援区分認定審査会

障害者総合支援法第4条第4項では、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、非該当・区分1～区分6という障害支援区分を設けている。

障害者支援区分の認定に際しては、全国統一基準の認定調査（基本調査 80項目）に基づくコンピュータによる一次判定結果、認定調査票（特記事項）、医師の意見書の3点について、障害支援区分認定審査会で審査を行う。

同審査会は、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市長が任命した委員によって構成される。審査会において、前述の3点の資料をもとに障害支援区分を判定し、その結果に基づいて市が認定する。

西条市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例で、委員の定数は10人以内、西条市障害支援区分認定審査会規則で、任期は2年と定めている。

2 障がい者数の推移

図表4-3-1から図表4-3-3までは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を示している。

身体障害者手帳所持者の総数については、2004（平成16）年度以降おおむね5,000～5,600人程度で推移していたが、近年はやや減少傾向にある。級別では、1級が最も多く次いで4級、2級という傾向は現在まで変わらない。障がい別では、肢体不自由が最も多い傾向にある。

療育手帳所持者の総数については、おおむね増加傾向にあり、2022（令和4）年度は1,282人と2004（平成16）年度の約3.5倍に増えている。程度別で見ると、特にB（中・軽度）の増加率が大きい。年齢区分別で見ると、18歳未満よりも18歳以上の増加率が大きい傾向にある。

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は、2023（令和5）年度に減少したものの、それまでは年々増加し、2022（令和4）年度は2004（平成16）年度の4.8倍となっている。特に3級の増加が著しい。

図表4-3-1 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分/年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
身体障害者手帳総数	5,008	5,000	5,316	5,624	5,334	5,409	5,490	5,496	5,543	5,593	5,458	
級別 内訳	1級	1,857	1,845	1,972	2,116	1,944	1,964	2,000	2,000	1,981	2,009	1,950
	2級	933	942	974	1,032	974	1,001	1,007	1,008	978	974	978
	3級	737	766	828	865	821	829	862	864	908	926	880
	4級	857	839	924	978	994	1,015	1,031	1,032	1,102	1,116	1,098
	5級	342	330	331	336	322	314	299	300	279	277	273
	6級	282	278	287	297	279	286	291	292	295	291	279

区分/年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
身体障害者手帳総数	5,380	5,301	5,203	5,149	5,296	5,379	5,463	4,799	4,713	4,620	
級別 内訳	1級	1,943	1,944	1,916	1,889	1,938	1,731	1,745	1,777	1,764	1,733
	2級	954	933	903	893	926	961	971	821	806	791
	3級	849	837	817	809	833	1,011	1,040	750	731	710
	4級	1,089	1,067	1,056	1,044	1,076	1,163	1,186	977	942	932
	5級	265	246	239	242	246	251	254	214	209	202
	6級	280	274	272	272	277	262	267	260	261	252

資料：地域福祉課

*各年度末現在

図表4-3-2 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
療育手帳総数	364	606	744	782	804	842	871	905	960	988	1,020	
程度別 内訳	A（最重・重・中度）	180	312	369	387	384	389	394	397	405	420	422
	B（中・軽度）	184	294	375	395	420	453	477	508	555	568	598

区分 / 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
療育手帳総数	1,069	1,117	1,095	1,158	1,201	1,245	1,265	1,282	1,323	1,347	
程度別 内訳	A（最重・重・中度）	427	435	420	423	442	455	465	453	455	452
	B（中・軽度）	642	682	675	735	759	790	800	829	868	895

資料：地域福祉課

※各年度末現在

図表4-3-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1級	25	22	32	34	36	40	41	46	49	53	47
2級	129	155	182	192	198	219	248	270	295	329	343
3級	25	30	34	34	48	46	41	41	48	59	71
合計	179	207	248	260	282	305	330	357	392	441	461

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1級	43	51	50	51	54	57	48	52	54	42
2級	366	397	409	445	465	479	539	575	557	611
3級	83	100	118	142	165	190	220	231	224	298
合計	492	548	577	638	684	726	807	858	835	951

資料：地域福祉課（第1～7次西条市障害者福祉計画）

第3節 障害者総合支援法に基づく障がい者福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスには大きく分けて、介護や就職支援といったサービス利用者へ個別に提供される自立支援給付と、利用者の状況に応じて市区町村や都道府県が柔軟にサービスを行う地域生活支援事業がある。障がいや難病のある方は、必要に応じてこれらのサービスを複数組み合わせる利用することができる。

障害福祉サービスの利用料は、原則として1割を利用者が負担する。また、世帯所得に応じた月額負担上限額を設定している。

1 自立支援給付

- ① 訪問系サービス…居宅介護（身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助）／重度訪問介護／同行援護／行動援護／重度障がい者等包括支援
- ② 日中活動系サービス…生活介護／療養介護／自立訓練（機能訓練、生活訓練）／就労移行支援／就労継続支援A型（雇成型）／就労継続支援B型（非雇成型）／就労定着支援／短期入所（福祉型、医療型）
- ③ 居住系サービス…施設入所支援／共同生活援助（グループホーム）／自立生活援助
- ④ 相談支援…計画相談支援／地域移行支援／地域定着支援
- ⑤ 自立支援医療制度…原則1割負担となる。精神通院医療（精神疾患のある方）、更生医療（身体障がいのある方）、育成医療（身体障がいのある子ども）の3種類がある。
- ⑥ 補装具費支給…義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置の購入及び修理に要する費用を補助

障害者自立支援給付費の財源については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担している。

2 地域生活支援事業

- ① 理解促進研修・啓発事業…地域住民に対する研修会やイベントの開催など
- ② 自発的活動支援事業…障がいのある人やその家族、地域住民らが行うピアサポート、ボランティア活動などを支援
- ③ 相談支援事業…障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などを行う（詳しくは第5節の「一般相談委託」の項で記述）。
- ④ 成年後見制度利用支援事業…市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成。成年後見制度については、本編第4章において詳述している。
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業…法人後見活動実施団体による研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築など
- ⑥ 意思疎通支援事業…障がいのため意思疎通に支障のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、設置手話通訳者を市の窓口に配置している。
- ⑦ 日常生活用具給付等事業…在宅の重度心身障がい者（児）に、日常生活上の便宜を図るため、次のような日常生活用具の給付を行う。
 - ・介護・訓練支援用具…特殊寝台、特殊マットなど
 - ・自立生活支援用具…入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など
 - ・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器、盲人用体温計など
 - ・情報・意思疎通支援用具…点字器、人工喉頭など
 - ・排せつ管理支援用具…ストマ用装具など
 - ・居宅生活動作補助用具…手すりの取り付け、段差の解消など
- ⑧ 手話奉仕員養成研修事業…後述するように、西条市社会福祉協議会が市からの委託を受けて実施
- ⑨ 移動支援事業…ガイドヘルパーの派遣や車両での移送。詳しくは後述
- ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業…地域活動支援センターでは、障がい者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進などを行っている。次の2か所を設置している。
 - ・地域活動支援センターさくらんぼハウス…西条市総合福祉センター内。NPO法人石鎚に運営委託。料理教室、パソコン教室、健康相談などを実施
 - ・地域活動支援センターちゅうりっぷ…西条市総合福祉センター内。社会福祉法人聖風会に運営委託。ミシンや手作業で小物作品を作り販売している。
- ⑪ 訪問入浴サービス事業…入浴設備を備えた専用車で自宅を訪問し、入浴、清拭及びこれに伴う介護を行う。

図表4-3-4は、障害者福祉サービスの実施状況の推移である。

図表4-3-4 障害者福祉サービス実施状況の推移

区分		年度	H18	H21	H26	R1	R6
自立支援給付	訪問系サービス 実人数	居宅介護 (人)	87	94	144	160	230
		重度訪問介護 (人)	2	3	4	1	3
		同行援護 (人)	-	0	31	27	47
		行動援護 (人)	4	4	9	13	15
		重度障がい者等包括援護 (人)	0	0	0	0	0
	日中活動系サービス 実人数	生活介護 (人)	6	36	268	294	344
		療養介護 (人)	1	1	16	15	14
		自立訓練（機能訓練） (人)	-	-	0	1	0
		自立訓練（生活訓練） (人)	-	-	9	4	7
		就労移行支援 (人)	0	6	14	15	32
		就労継続支援A型（雇成型） (人)	0	27	70	96	138
		就労継続支援B型（非雇成型） (人)	2	3	136	281	393
		就労定着支援事業 (人)	-	-	-	3	7
		短期入所（福祉型） (人)	5	8	29	28	51
	短期入所（医療型） (人)	-	-	-	6	12	
	居住系サービス*1	施設入所支援 (人/月)	218	8	192	202	202
		共同生活援助 (人/月)	6	14	52	71	170
		自立生活援助 (人/月)	-	-	0	0	0
	相談支援	計画相談支援 (人/月)	-	0	76	232	266
地域移行支援 (人/月)		-	0	0	0	0	
地域定着支援 (人/月)		-	0	7	13	4	
補装具費支給 (件)		131	116	153	180	155	
地域生活支援事業	相談支援事業実人数 (人)		50	88	35	134	309
	成年後見制度利用支援事業 (人)		-	0	4	3	2
	意思疎通支援事業	設置通訳者*2 (人/月)	61	69	74	1	1
		要約筆記 (回/月)	1	2	0	2	3
		手話通訳 (回/月)	2	10	10	19	9
	日常生活用具給付	介護訓練支援用具 (件)	8	4	6	6	2
		自立生活支援用具 (件)	4	12	14	14	10
		在宅療養等支援用具 (件)	7	13	10	15	15
		情報・意思疎通支援用具 (件)	6	16	124	20	61
		排せつ管理支援用具 (件)	344	2,298	2,269	2,464	2,998
	居室生活動作補助用具 (件)	3	1	2	4	4	
	移動支援事業実人数 (人)		46	46	51	70	67
	訪問入浴サービス事業実人数 (人)		4	2	5	8	3
自立支援医療	更生医療 (人)	264	258	494	394	360	
	育成医療 (人)	-	不明	32	57	35	

資料：地域福祉課

*1 H25までは実人数（行政報告から）

*2 H29までは回/月（障害者医療負担金資料から）

第4節 障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス

1 障害児通所支援

- ① 児童発達支援…次の2類型に大別される。
 - ・児童発達支援センター…通所支援のほか、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援なども実施する。
 - ・児童発達支援事業…通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場。
- ② 放課後等デイサービス…就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に行う。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりにも貢献する。
- ③ 居宅訪問型児童発達支援…重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
- ④ 保育所等訪問支援…保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する（保育所等には、保育所のほか、認定こども園、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、児童館、乳児院、児童養護施設等を含む）。

障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の財源については、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担している。

図表4-3-5は、障がい児通所支援等の利用実績の推移を示している。

図表4-3-5 障がい児通所支援等利用実績の推移

区分 年度		H27	H28	H29	H30	R1
障害児 通所支援 実人数（人日 分/月）	児童発達支援	104 (452)	109 (494)	114 (600)	137 (676)	134 (1,025)
	放課後等デイサービス	102 (839)	147 (1,469)	200 (1,603)	164 (1,559)	185 (1,769)
	保育所等訪問支援	2 (3)	2 (2)	2 (2)	5 (5)	10 (10)
障害児相談支援（人/月）		57	78	86	106	130

区分 年度		R2	R3	R4	R5	R6
障害児 通所支援 実人数（人日 分/月）	児童発達支援	14 (1,070)	138 (1,035)	139 (1,209)	140 (1,061)	91 (1370)
	放課後等デイサービス	328 (2,465)	386 (3,174)	404 (3,420)	465 (3,798)	388 (4,374)
	保育所等訪問支援	15 (16)	16 (16)	17 (19)	21 (22)	73 (23)
障害児相談支援（人/月）		159	170	134	134	137

資料：地域福祉課（西条市障がい者福祉計画）

第5節 本市の障がい者（児）福祉施策

1 推進体制・関係機関

(1) 西条市障がい者自立支援協議会

西条市障がい者自立支援協議会は、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者等で構成され、2007（平成19）年5月に設立された。障がい者福祉計画を策定する際には、在宅サービス、通所サービス、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援などの現状や課題、今後の在り方について幅広い視点から意見交換を行い、計画に反映させるとともに、策定後も定期的に進捗状況の把握を行い、着実な推進に努めている。

就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会、相談支援部会を設置している。このうち子ども部会は2019（平成31）年3月、それ以外の3部会は2013（平成25）年5月に設置している。

就労支援部会では、障がい者雇用への理解促進を目的とした講演会や企業見学会、合同就職面接会の開催などを行っている。

子ども部会は毎月1回定例会を開催し、児童をめぐる地域課題を整理するとともに、個々の課題について協議している。また、子どもの支援に関する講演会の開催、家族会の状況調査、子どもの支援に関わる事業所や保護者へのアンケート調査などを行っている。

権利擁護部会では、障がい者（児）虐待防止や成年後見制度に関する事業所等への啓発活動などを行っている。

相談支援部会では、地域の相談支援体制の強化に向けての協議を行っている。また、個別事例から地域課題を抽出、整理、分析を行っている。

(2) 障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法が2012（平成24）年10月に施行されたことを受けて、本市では、虐待の早期発見・早期対応が可能となる体制を整え、障がい者及び養護者への支援を一層充実したものにするため、市庁舎内に西条市障がい者虐待防止センターを設置した。

具体的には、愛媛県が定めている愛媛県障害者虐待防止対応マニュアルに沿って、障がい者虐待の防止と対応を行っている。虐待の通報を受けた場合は施設に対して事実関係の確認を行い、虐待の事実が認められた場合には、虐待を受けた障がい者の安全確保に努めるとともに、施設に対して注意・指導を行い、愛媛県へ虐待事項についての報告をすることとしている。

2014～2016（平成26～28）年度の3年間における障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報件数は、次のとおりであった。

- ・2014（平成26）年度…心理的虐待の疑い1件
- ・2015（平成27）年度…心理的虐待と性的虐待の疑い各1件の計2件
- ・2016（平成28）年度…心理的虐待と経済的虐待の疑い各1件の計2件

これら5件については、事実確認の結果、全ての案件において虐待の事実は認められなかった。

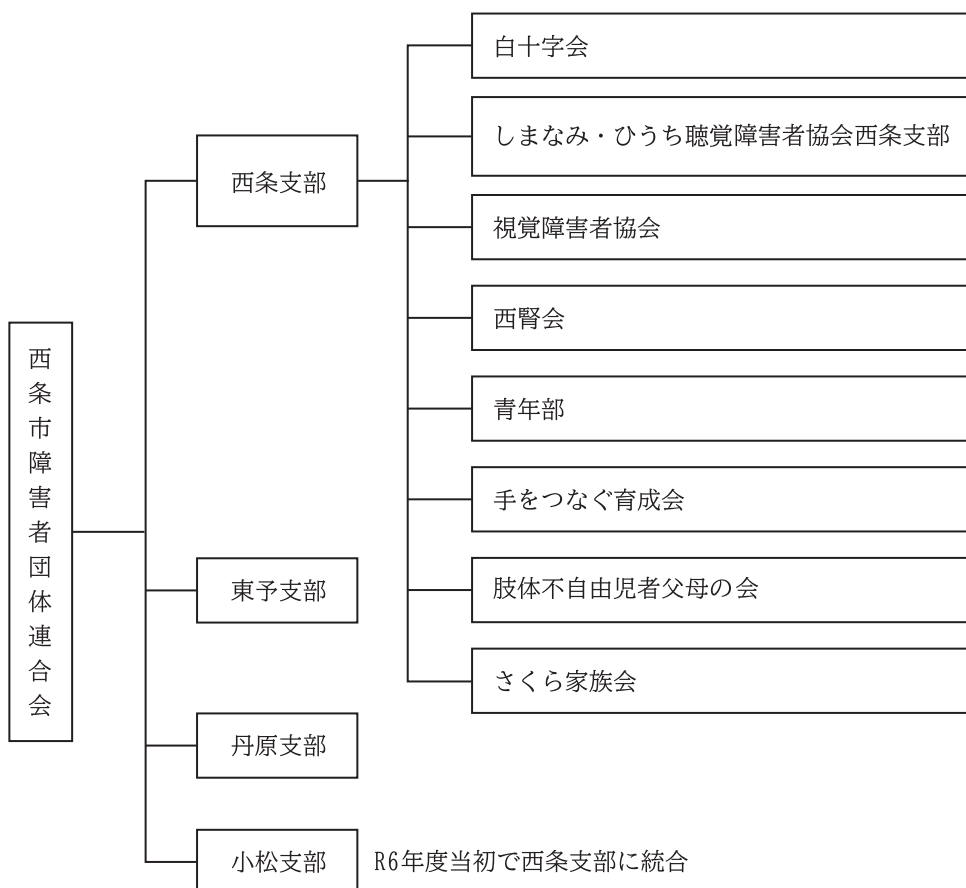
(3) 障がい者（児）福祉関係団体

ア 西条市障害者団体連合会

合併に伴い、2004（平成16）年11月に旧市町の障害者団体が合併して西条市障害者団体連合会が設立された。身体障がい、知的障がい、精神障がいの当事者及び家族会の全てが構成団体として参加している（西条市中心身障害者団体連絡協議会、東予市身体障害者協議会、丹原町身体障害者共栄会、小松町身体障害者扶相会、東予・周桑手をつなぐ育成会、東予・周桑肢体不自由児者父母の会、いしづち家族会）。

組織図は図表4-3-6のとおりである。本部事務所は市役所本庁内に設置し、西条、東予、丹原の3支部を置いている。なお、小松支部は、2024（令和6）年度から西条支部に統合した。

図表4-3-6 西条市障害者団体連合会組織図



資料：地域福祉課

2 相談支援

本市では、2006（平成18）年度から西条市社会福祉協議会と社会福祉法人あおい会に障がい者相談支援センター事業（地域生活支援事業の中の一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者やその家族からの相談に対応している。また、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討を行っている。

図表4-3-7は、障害者（児）相談実績の推移を示している。

図表4-3-7 障がい者（児）相談実績の推移

(単位：人)

区分・内訳 / 年度		H16	H21	H26	R1	R6	
身体障 害者 (児)	相談指導実人員	-	138	105	55	92	
	内容別 相談指導 件数	施設入所	-	25	20	75	13
		職業	-	28	22	25	12
		医療	-	35	16	31	8
		教育	-	29	43	185	84
		その他	-	328	202	242	134
計	-	445	303	558	251		
知的障 害者 (児)	相談指導実人員	84	164	195	128	217	
	内容別 相談指導 件数	施設入所	31	13	38	174	29
		職業	8	37	42	58	27
		医療	7	35	31	71	17
		教育	2	100	81	430	197
		その他	72	479	375	566	313
計	120	664	567	1,299	583		
合計	相談指導実人員	84	302	300	183	309	
	内容別 相談指導 件数	施設入所	31	38	58	249	42
		職業	8	65	64	83	39
		医療	7	70	47	102	25
		教育	2	129	124	615	281
		その他	72	807	577	808	447
計	120	1,109	870	1,857	834		

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

3 就労支援

(1) 障がい者雇用の状況

障害者雇用促進法により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に定める身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務があり、併せて事業主間の負担の公平を図り、障がい者雇用の水準を高めることを目的に、法定雇用率未達成に対する障害者雇用納付金制度が設けられている。2024（令和6）年度から、障がい者雇用の義務が発生する企業の常用雇用者数は40人以上、法定雇用率は2.5%（市町等の機関については2.8%）となった。

本市における障害者の実雇用率は、2024（令和6）年6月1日現在で、民間企業2.21%、西条市役所2.24%、西条市教育委員会2.82%となっている。

(2) 障がい者合同就職面接会

本市では、障がい者の自立を支援するため、就労を希望する障がい者と求人企業とのマッチングの機会を提供する合同就職面接会を、2014（平成26）年度から毎年度開催している。開催に当たっては、ハローワーク西条が共催、西条市雇用対策協議会、西条市障がい者自立支援協議会就

労支援部会、西条市障がい者就労支援ネットワーク会議、障がい者就業・生活支援センター「エール」が協力の形で参画している。

2024（令和6）年度は、10月4日に西条市総合文化会館で開催し、企業14社、障がい者26人が参加して、7人が後日内定を受けた。

（3）企業見学会

西条市障がい者自立支援協議会就労支援部会が、障がい者を対象とする企業見学会を開催している。2024（令和6）年8月2日の同会主催企業見学会には、市や障がい者就労支援機関の関係者10人が参加し、㈱マルクを訪問した。障がいのある人が実際にどういった仕事をどのように行っているかを理解するのに役立ったと、参加者から高い評価を得ている。

（4）マナー講習会

就労支援の一環として、西条市障がい者自立支援協議会就労支援部会などが主催し、障がい者向けマナー講習会を開催している。2024（令和6）年9月25日には西条図書館で、同部会主催によるマナー講習会が開かれた。

4 移動支援

（1）移動支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として実施している。障がいのある方の移動に際してヘルパーを派遣し、移動の手助けや交通機関の利用の補助などを行う事業である。利用に際しては、市役所に申請して受給者証の発行を受ける必要がある。利用対象者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び西条市福祉事務所長がこれらと同程度の障がい有りと認められた方。利用時間は1か月当たり30時間を上限とし、利用者負担は1割（月当たりの利用者負担上限額あり）。

移動支援事業の利用状況の推移は、図表4-3-4に示している。

（2）身体障がい者用自動車改造費助成

本市では2004（平成16）年度から、就労等に伴い身体障がい者本人が運転するために自家用車を改造する場合に必要な費用を補助している。対象となるのは、①身体障害者手帳の上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上を所有する方、②特別障害者手当の所得制限に該当しない世帯に属する方、の両方を満たす方。自動車の改造に要する費用を対象とし、補助金交付額は1件10万円を限度とする。

（3）身体障害者自動車運転免許取得費補助

身体障がい者の日常生活や就労に対する支援の一環として、自動車運転免許証の取得費用を補助している。対象となるのは、身体障害者福祉法による障がい等級表1級から6級までで、道路

交通法による自動車運転免許（第一種普通免許に限る）を取得した方。自動車運転免許取得のために要した経費の2分の1（上限10万円）。

（4）軽自動車税の減免

障がいのある方の社会参加を支援するため、一定の要件に該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができる。対象となるのは4月1日現在で障がい者が所有する、二輪車、軽自動車で、使用目的については次のような条件を満たす必要がある。

- ・障がい者本人が運転する車…目的は問わない。
- ・障がい者と生計を一にする方が運転する車…4月1日現在、障がい者の通学・通院・通所・なりわいのために車を使用しており、今後1年以上の間も月4回以上使用が見込まれること。
- ・障がい者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車…4月1日現在、障がい者のために車を使用しており、今後1年以上の間も週3回以上の使用が見込まれること。

申請に際して、家族等が運転する場合は、運転者の免許証、通院の回数分かるもの（病院の領収書、通院証明書等）、通学証明書、生計同一申立書、常時介護申立書等も必要となる。

（5）パーキング・パーミット

パーキング・パーミット制度とは、障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度である。パーキング・パーミットは、この利用証のことを指す。

愛媛県では2010（平成22）年7月1日から、この制度を開始した。協力施設は2024（令和6）年2月末時点で県内806施設に広がっており、本市にも79か所ある。その内訳は、国有施設2、県有施設5、市有施設49、民有施設23である。民有施設としては、病院、金融機関、スーパーマーケットなどがある。

5 コミュニケーション支援

（1）意思疎通支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として、意思疎通支援事業を実施している。具体的には、設置手話通訳者（手話や筆談によるコミュニケーションを必要とする聴覚障がい者の来庁に備えて待機している手話通訳者）の配置、要約筆記者及び手話通訳者の派遣である。設置手話通訳者については、本庁に1人配置している。

要約筆記者及び手話通訳者の派遣対象となるのは、①市内に居住する聴覚障がい者が病院の受診、就職の面接、冠婚葬祭、各種手続きなどで手話通訳者又は要約筆記者の派遣を必要とする場合、②市内において講演会や研修会等の事業を実施する団体が手話通訳者又は要約筆記者の派遣を必要とする場合。①の場合は無料、②については有料である。

これらの事業を滞りなく実施するため、人材養成も行っている。手話通訳については、手話奉仕員と手話通訳者がある。

- ・手話奉仕員…主に市町村の養成研修の修了者で、聴覚障がい者とともに活動したりその行動をサポートする役割が求められる。本市では社会福祉協議会に委託して養成研修を実施している。
- ・手話通訳者…主に都道府県が実施する養成研修の修了者。愛媛県が養成講座を実施しており、手話奉仕員の養成研修修了者がステップアップのために受講するケースが多い。

要約筆記奉仕員養成講座、点訳奉仕員養成講座、朗読奉仕員養成講座についても、社会福祉協議会が市からの委託を受けて実施している。

なお、本市では2015（平成27）年度からは手話通訳者広域派遣事業も実施している。これは、市内在住の聴覚障がい者が市外の医療機関を受診するときなどに、市内の手話通訳者が同行するのでなく、現地の自治体で登録されている手話通訳者を派遣する事業である。

(2) コミュニケーション促進の取組

障害者総合支援法に基づく事業とは別に、視覚障がい者のコミュニケーション促進を目的とする事業として、次のようなものがある。

ア 「声の広報」発行事業

ボランティアの協力を得て広報や公民館だよりをカセットテープ又はCDに録音し、希望者に届ける事業で、2004（平成16）年度から実施している。西条地区においては朗読奉仕会、周桑地区においては朗読グループこだまがボランティアで録音の作業を担っている。

イ コミュニケーション出前講座

聴覚障がいのある方とのコミュニケーション方法を学ぶ講座で、2023（令和5）年度から始まった。対象となるのは、市内に所在する5人以上のグループ・団体で、例えば小・中・高校、幼稚園・保育園・認定こども園、医療機関、一般企業など。

6 児童発達支援

(1) 西条市児童発達支援 かがやき園

西条市総合福祉センター内に設置している就学前児童の療育施設で、市の直営施設である。母子通園のみで運営を行っており、定員10人に対し1日当たり平均して5～7人程度が利用している。開設日・時間は月曜日～金曜日の午前9時30分～午後2時。心身に障がいのある就学前の乳幼児、児童を対象に、療育、生活指導、小集団遊び、家族支援などの支援を行っている。

7 財政的支援

(1) 福祉手当

障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的として、次のような手当が制度化されている（金額はいずれも令和6年度）。

- ・障害児福祉手当…精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介

護を必要とする20歳未満の方に支給される。支給額は月額1万5,690円。

- ・特別障害者手当…在宅重度障がい者の福祉の増進を図るため、精神又は身体に重度の障がいがある在宅障がい者の方に対し、その重度の障がいによって生ずる特別な負担の一助として手当を支給するもの。支給額は月額2万8,840円。
- ・特別児童扶養手当…20歳未満で精神又は身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。ただし、受給資格者（障がい児の父母等）若しくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されない。支給額は、1級が月額5万5,350円、2級が月額3万6,860円。

図表4-3-8は、これらの手当の支給実績の推移を示している。

図表4-3-8 障害者（児）諸手当支給実績の推移

（単位：人）

事業名 / 年度	H16	H21	H26	R1	R6
障害児福祉手当	84	86	81	77	80
特別障害者手当	94	100	104	91	111
福祉手当	27	10	5	2	0
特別児童扶養手当	194	256	295	372	419

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

H16年度は、合併前の数値を含む

(2) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、精神障がいがある人々の医療費の負担を軽減する制度で、2006（平成18）年度に創設された。精神障がい者の社会復帰を支援し、障がいのある人々が地域社会で自立して生活しやすくすることを目的とする。うつ病、統合失調症、双極性障がいなど、様々な精神疾患を対象としている。

自立支援医療制度は、対象者によって次の3種類に分かれている。

- ① 更生医療…18歳以上の身体障害者手帳所持者で、その障がいに伴う症状を軽減する手術などにより改善が見込まれる方が対象。
- ② 育成医療…18歳未満の身体障がいを有する児童で、その障がいに伴う症状を軽減する手術などにより改善が見込まれる方が対象。
- ③ 精神通院…うつ病や統合失調症、薬物等依存症、パニック障がい、発達障がいなどの精神障がいがあり、通院により継続的な治療が必要な方が対象。

自立支援医療制度は「指定自立支援医療機関」と呼ばれる、都道府県又は政令指定都市によって定められた医療機関でのみ利用することができる。

第6節 障がい者（児）福祉施設

1 障がい者福祉施設の状況

2024（令和6）年度末現在における市内の障がい者福祉施設サービス種別事業所数は、図表4-3-9のとおりである。

図表4-3-9 障がい者福祉施設サービス種別事業所数

サービス種別		事業所数
相談支援サービス	計画相談支援	16
	地域移行支援、地域定着支援、一般相談支援	1
児童通所給付サービス	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	25
	児童発達支援、保育所等訪問支援	9
訪問系サービス	居宅介護	16
	重度訪問介護	12
就労系サービス	就労定着支援	2
	就労移行支援	4
	就労継続支援A型	2
	就労継続支援B型	22
日中活動系サービス	短期入所	7
	日中一時支援	4
	生活介護	11
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	14
	施設入所	6
外出支援サービス	行動援護	5
	同行援護	10
	移動支援	14

資料：地域福祉課

また、障がい者福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業者の情報をまとめた「西条市障がい者福祉施設マップ」を毎年作成し、配布している。

2 社会福祉施設等施設整備補助

社会福祉施設等施設整備費補助金は、地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障がい者の障害福祉サービス等の基盤整備を図るもので、補助率は国が2分の1、都道府県・指定都市・中核市が4分の1、設置者が4分の1である。

本市における本補助金による整備実績は、図表4-3-10のとおりである。

図表4-3-10 社会福祉施設等設備費補助による整備実績

年度	事業名	決算額 (千円)	助成内容
H18	心身障害児（者）施設整備助成事業	20,000	療護施設「ていずい」（聖風会）
H19	心身障害児（者）施設整備助成事業	18,838	療護施設「ていずい」（聖風会）
H20	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,800	聖風会が整備する障害者就労施設
H21	心身障害児（者）施設整備助成事業	3,200	聖風会が整備する障害者就労施設
	保育施設整備助成事業	6,896	（財）鉄道弘済会の「西条保育所」
H22	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,757	聖風会が整備する障害者就労施設
	心身障害児（者）施設整備助成事業	22,400	社会福祉法人いしづち会が整備する障害者支援施設
	保育施設整備助成事業	93,234	（財）鉄道弘済会の「西条保育所」
H23	心身障害児（者）施設整備助成事業	22,121	社会福祉法人いしづち会が整備する障害者支援施設
	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,500	聖風会が整備する障害者共同生活介護施設
	認定こども園整備事業	14,660	認定こども園開設に伴う西山学園幼稚園調理室等改修
H24	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,500	聖風会が整備する障害者共同生活介護施設
	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,500	白鳥会が整備する障害者共同生活介護施設
	保育施設整備助成事業	63,994	青葉会が移設新築する「わかば保育園」
H25	心身障害児（者）施設整備助成事業	2,722	白鳥会が整備する障害者共同生活介護施設
	保育施設整備助成事業	0	「中川さくら保育園」移設：H26へ繰越
H26	心身障害児（者）施設整備助成事業	1,222	白鳥会が整備する障害者共同生活介護施設
	保育施設整備助成事業	349,186	「玉津保育園」「みのり保育園」移設、「大町保育園」改修・増築
	保育施設整備助成事業	114,971	「中川さくら保育園」移設（繰越）
H27	保育施設整備助成事業	57,699	「飯岡保育園」分園新築
H28	認定こども園整備事業	22,645	認定こども園移行に伴う「双葉幼稚園」耐震改修
H29	心身障害児（者）施設整備助成事業	12,281	障害者（児）支援施設「東予学園」の改修ほか
	認定こども園整備事業	82,133	「さくら保育園」増築
	保育施設整備助成事業	146,242	「古川保育園」の改築に対する助成
H30	心身障害児（者）施設整備助成事業	21,755	西条市社協が整備する福祉型児童発達支援センター「ひまわり」
	保育施設整備助成事業	215,648	「富士保育園」の新築
R1	心身障害児（者）施設整備助成事業	6,309	社会福祉法人いしづち会「西条福祉園」自家発電設備
	認定こども園整備事業	191,791	「西条栄光幼稚園」「たから幼稚園」の認定こども園移行
	保育施設整備助成事業	145,812	「東予乳幼児保育園」の改築等
R2	心身障害児（者）施設整備助成事業	13,666	同心会の多機能型重症心身障害児（者）福祉施設
R3	心身障害児（者）施設整備助成事業	6,666	聖風会のグループホーム「河北・三芳ホーム」
R6	心身障害児（者）施設整備助成事業	28,336	発達支援センター「かなで」の新築

資料：地域福祉課

3 東予学園・道前育成園の民間譲渡

東予学園は、1960（昭和35）年に道前福祉衛生事務組合が開設した障がい者（児）支援施設で、合併に伴い西条市の施設となった。利用できるのは療育手帳を交付されている方で、成人部（18歳以上）と児童部（18歳未満）が設けられていた。2005（平成17）年3月末時点の入所者は、成人部が定員どおりの50人で、地区別では西条市が28人、今治市など他市が22人。男性35人、女性15人で、平均年齢は50歳。児童部は定員どおりの10人で、地区別では西条市が4人、今治市など他市が6人。男児7人、女児3人で、平均年齢は10歳であった。

道前育成園は、1977（昭和52）年に道前福祉衛生事務組合が開設した障がい者支援施設で、同じく、合併に伴い西条市の施設となった。利用できるのは18歳以上の療育手帳を交付されている方。2005（平成17）年3月末時点の入所者は定員どおりの70人で、地区別では西条市が58人、今治市など他市が12人。男性34人、女性36人で、平均年齢は45歳。障がい程度別では、生活全般において支援の必要性が著しく高いと認められるAが44人、支援の必要性が相当程度高いと認められるBが25人、支援の必要性がA・Bに該当しない程度のCが1人であった。

本市では行政改革大綱を策定し、取組の一環として公的福祉施設の在り方について検討を重ねた。そして、2008（平成20）年10月、第3回「公の施設の管理運営のあり方懇談会」において、障がい者福祉施設の道前育成園及び東予学園、高齢者福祉施設の石燧園、道前荘及び明水荘を民設民営化する方向性を示した。専門職の安定的な確保、弾力的なサービスの提供などの面から、民営化が望ましいと判断したものである。

譲渡の方法については、建物・物品は無償譲渡、土地は無償貸付とすることにした。利用者の給付費、措置費から土地貸付料を徴収することは、その分利用者の負担が増加することから望ましくなく、他市の同事例においても無償譲渡としていることが、その理由である。

2009（平成21）年3月に市議会の全員協議会において、5施設の民間移譲について報告を行い、同年6月から7月にかけて譲渡先の公募を行った。8月には公募結果を受けて、「老人福祉施設及び知的障害者福祉施設の移譲先事業者並びに地域密着型サービス事業者選定委員会」を開催し、翌2010（平成22）年2月には応募事業者及び保護者に対し、今回の公募に係る移譲先事業者の選定を行わない旨を通知した。

同年4月から5月にかけて再公募を行い、6月に選定委員会を開催した。その結果、5施設を一括して社会福祉法人聖風会に譲渡することに決し選定結果を各応募法人に通知した。9月市議会において、建物等の無償譲渡議案が可決され、翌2011（平成23）年4月から、移譲先の社会福祉法人聖風会による5施設の運営が始まった。

第7節 イベント・啓発・広報の推進

1 イベント

(1) 西条市障がい者福祉のつどい

西条市障害者団体連合会の主催、西条市の共催により、合併以来毎年開催されている。ホールでは自立更生者・更生援護功労者の市長表彰・会長表彰や演芸大会・ゲーム大会など、展示室では市内の障がい者福祉施設等の出品によるバザー、作品展などが行われる（コロナ禍の令和2～令和4年度は中止）。

(2) ふれあいの運動会

西条市障害者団体連合会の主催（西条市、西条市社会福祉協議会後援）により、2005（平成17）年度から毎年開催されている。障がい者団体、障がい者福祉施設、福祉団体、ボランティアなど数百人が参加し、スポーツを通して楽しくふれ合う1日を過ごす（コロナ禍の令和2～4年度は中止）。

(3) 愛媛県障がい者スポーツ大会

県の主催による障がい者スポーツ大会で、本市からも毎年参加している。コロナ禍により2020～2023（令和2～5）年度は規模を縮小して「えひめパラスポ記録会」として開催していたが、2023（令和5）年度の第16回大会は、メダル授与等も行う通常の大会となった。

(4) 障がい者料理教室

視覚・聴覚障がい者が自立して日常生活を送れるようにするための支援として、2004（平成16）年度から開催している。2024（令和6）年度は、西条会場（西条市総合福祉センター）、東予会場（西条市西部総合福祉センター）でそれぞれ全6回の教室を開いた。対象者は本市在住の視覚・聴覚障がい身体障害者手帳所持者で、調理方法だけでなく、栄養管理についても学ぶことができる。

2 啓発・広報

(1) 障害者週間記念標語募集

毎年12月の障害者週間に合わせて、市内小学校から障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品の表彰、横断幕の掲示、広報さいじょうや市ホームページを通じての紹介を行っている。

(2) ヘルプカード・ヘルプマーク

愛媛県と連携して、障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝えるヘルプカード、日常において鞆などに着用して周囲の人に配慮を要請するヘルプマークを導入し、必要な人に配付している。

第4章 高齢者福祉

第1節 高齢者福祉行政の経緯

1 高齢者をめぐる状況

図表4-4-1は、本市における人口と高齢化に関する推移を示している。総人口は1985（昭和60）年から2020（令和2）年までの35年間で9.6%減り、合併直後の2005（平成17）年からの15年間でも7.6%減少している。その一方で65歳以上の高齢者の数は、35年間で2.1倍、直近15年間では1.2倍に増えている。75歳以上の人口は、35年間で2.6倍、15年間で1.3倍と更に増加率が大きい。

2020（令和2）年における高齢化率は33.1%で、ほぼ3人に1人が高齢者という状況になっている。県平均と比較すると、2005（平成17）年頃までは本市の方が1%以上高かったが、徐々に差が縮まり、現在はほぼ同じ水準となっている。全国平均との比較では、本市の方が8～10年程度早く高齢化が進んでいる状況にある。

世帯についてみると、高齢者の単身世帯及び高齢者夫婦のみの世帯が実数も割合も増え続けており、こうした世帯の見守り体制をどう整備するかが大きな課題となっている。

図表4-4-1 人口と高齢化の状況

（単位：人）

区分 / 年	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
【人口】								
総人口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	112,091	108,174	104,791
65歳以上人口	16,300	19,143	23,008	26,213	28,375	30,076	32,793	34,403
うち75歳以上	6,875	8,115	9,511	11,500	14,368	16,444	17,211	18,067
高齢化率								
西条市	14.1%	16.6%	20.1%	22.9%	25.0%	26.8%	30.3%	33.1%
愛媛県	12.9%	15.4%	18.5%	21.4%	24.0%	26.4%	30.6%	33.2%
全国	10.3%	12.0%	14.5%	17.3%	20.2%	22.8%	26.6%	28.6%
【世帯数】								
総世帯数	35,276	36,681	38,929	41,298	43,043	44,565	44,510	45,097
高齢者のいる世帯数	11,782	13,509	15,644	17,330	18,390	19,480	21,004	21,661
単身世帯	1,758	2,284	2,963	3,681	4,499	5,194	6,112	6,843
(構成比)	(14.9%)	(16.9%)	(18.9%)	(21.2%)	(24.5%)	(26.7%)	(29.1%)	(31.6%)
夫婦のみの世帯	2,493	3,301	4,253	5,324	6,082	6,453	6,926	7,242
(構成比)	(21.2%)	(24.4%)	(27.2%)	(30.7%)	(33.1%)	(33.1%)	(33.0%)	(33.4%)
同居世帯	7,531	7,924	8,426	8,325	7,809	7,833	7,966	7,576
(構成比)	(63.9%)	(58.7%)	(53.9%)	(48.0%)	(42.5%)	(40.2%)	(37.9%)	(35.0%)

資料：総務課（国勢調査）

2 高齢者保健福祉計画・高齢者福祉計画

高齢者保健福祉計画は、老人保健法第46条の18及び老人福祉法第20条の8の規定に基づいて策定されるとともに、介護保険制度の創設以降は介護保険法に基づく介護保険事業計画と一体のものとして策定されていた。その後、2006（平成18）年6月に改正健康保険法等が公布され、市町村の老人保健計画は老人福祉計画及び介護保険事業計画と一体のものとして作成しなければなら

ない規定が削除された。そこで2009（平成21）年3月策定の計画からは、高齢者の福祉施策の総合的な推進を図るため、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的な計画として策定するようになった。なお、老人保健法に基づく老人保健事業については、2008（平成20）年4月から高齢者医療確保法及び健康増進法に移行して実施されることとなった。

(1) 西条市高齢者保健福祉計画／第3期介護保険事業計画

旧4市町においては、第1期計画（平成12～16年度）、第2期計画（平成15～19年度）を策定し、これらに沿って高齢者施策を進めてきた。第3期計画は、合併後の新市として計画を見直し、2006～2008（平成18～20）年度の3か年計画として2006（平成18）年3月に策定した。策定に際しては、学識者や被保険者、介護事業者、保健・福祉・医療関係者等による介護保険事業計画策定委員会を設置するとともに、2005（平成17）年7月に実施した高齢者一般実態調査の結果を反映させた。

(2) 西条市高齢者福祉計画／第4期介護保険事業計画

2009（平成21）年3月に、前期計画の見直しを行い、2009～2011（平成21～23）年度の3か年計画として策定した。今回の計画から「高齢者保健福祉計画」を「高齢者福祉計画」に変更している。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めている。

本市では、「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」を基本理念として高齢者福祉に関わる施策体系を定めており、3か年ごとに実施状況を検証しながら介護保険事業計画と合わせて計画の見直しを行い、必要な対策や事業を盛り込み、時代の変化に応じた高齢者福祉の推進を図っている。

(3) 西条市高齢者福祉計画／第5期介護保険事業計画：2012～2014（平成24～26）年度

(4) 西条市高齢者福祉計画／第6期介護保険事業計画：2015～2017（平成27～29）年度

(5) 西条市高齢者福祉計画／第7期介護保険事業計画：2018～2020（平成30～令和2）年度

(6) 西条市高齢者福祉計画／第8期介護保険事業計画：2021～2023（令和3～5）年度

(7) 西条市高齢者福祉計画／第9期介護保険事業計画：2024～2026（令和6～8）年度

上記計画についての詳細は、4編5章1節を参照。

第2節 高齢者福祉施策

1 高齢者の日常生活支援

(1) 高齢者路線バス利用助成事業

瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)の協力を得て、「いきいきバス事業」の名称で2013（平成25）年7月から開始した。75歳以上の高齢者を対象に、市内に起点・終点のある路線バスの乗車料金の一部を助成する。

2016（平成28）年7月から伊予鉄バスを含む市内を運行する全てのバス路線を利用可能とする制度変更を行い、対象者全員に利用者証を交付し、利用者は事前に乗車券を購入して、降車時に利用者証を提示するとともに乗車券で支払う方式となった。図表4-4-2は、いきいきバスの利用者数の推移を示している。

2020（令和2）年3月に策定した西条市地域公共交通網形成計画において、地域間や世代間における価格差も生じていることから、助成制度と移動サービスを一体的に見直し、適正なサービスに再構築していくこととなり、本事業は2024（令和6）年度末で廃止した。

図表4-4-2 高齢者路線バス利用助成事業の実施状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実利用申請者数（人）	934	887	837	608	589	529	453	266

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

(2) 公衆浴場無料開放事業

市内に住所を有する満65歳以上の高齢者及び心身障害者（児）手帳を有する方を対象者として、公衆浴場業生活衛生同業組合に加入する公衆浴場の無料開放日、水曜日に入浴できる利用券を交付する事業で、高齢者及び心身障がい者（児）のふれあいと生きがいを高め、在宅福祉の増進を図ることを目的として、合併前の旧西条市の事業を市全域に拡大して実施した。対象となる浴場は、合併時8か所あったが、公衆浴場の廃業が相次ぎ、2022（令和4）年には2か所となった。

利用者の減少と、公衆浴場の地域的な偏りという問題もあり、2022（令和4）年度末で廃止した。

図表4-4-3は、公衆浴場無料開放事業の利用者数の推移を示している。

図表4-4-3 公衆浴場無料開放事業

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H26	R1	R2	R3	R4
利用対象者数（人）	4,277	3,596	4,065	3,701	3,621	2,706	1,193	1,047	848	707

資料：地域福祉課

(3) 緊急通報装置設置事業

心臓病等により健康上の不安がある独居高齢者を対象として、緊急通報システムを貸与し、安心して在宅生活を送れるよう支援する事業である。合併前からの事業を引き継ぎ実施している。

図表4-4-4は、緊急通報装置の設置台数の推移を示している。

図表4-4-4 緊急通報装置設置事業の実施状況

年度	H17	H21	H26	R1	R6
設置台数（台）	314	223	172	21	10

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

(4) 外出支援サービス事業

65歳以上の車いす利用者又は寝たきりで一般交通機関の利用が困難な方に対し、福祉タクシー（リフト付車両等）の利用券を交付する事業で、合併前からの事業を引き継ぎ実施している。高齢者の生活支援と家族の負担軽減を目的とし、サービスの提供はリフト付車両を保有するタクシー会社に委託している。

図表4-4-5は、外出支援サービス事業の利用登録者数や延利用回数の推移を示している。

図表4-4-5 外出支援サービス事業の実施状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
利用登録者数（人）	241	487	490	220	169
延利用回数（回）	1,756	4,774	4,072	1,713	1,165

資料：地域福祉課

(5) 独居高齢者ネットワーク事業

おおむね70歳以上の健康に何らかの不安がある独居高齢者世帯を、見守り推進員が定期的に訪問して安否確認を行う取組で、合併前からの事業を引き継ぎ実施している。見守り推進員は民生児童委員の推薦により選任している。近年、75歳未満は比較的元気な高齢者が多いこと、見守り推進員のなり手が不足していることから、2022（令和4）年度から年齢要件を75歳以上に見直し、2023（令和5）年度から見守りが必要と判断された独居高齢者のうち、介護サービス等他の制度で安否確認を受けていない者を1種として民生委員と見守り推進員が見守りを実施し、他の制度で安否確認を受けているものを2種として（一社）西条市SDGs推進協議会による見守り隊が見守りを実施することとなった。

図表4-4-6は、事業の推移を示している。

図表4-4-6 独居高齢者ネットワーク事業の実施状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
対象世帯数（世帯）	1,670	1,486	1,397	1,304	1,107
見守り推進員数（人）	186	211	223	221	85

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

(6) ぬくもりボランティア

高齢者や障がい者、ひとり親世帯の方などが日常生活で困ったときに、有償ボランティアが訪問して生活援助を行う仕組みで、西条市社会福祉協議会が実施している。市からは本事業に対して補助金を交付し支援している。

(7) 軽度生活援助事業

65歳以上の独居高齢者又は高齢者のみの世帯等に対し、草引き、庭木の手入れ、大掃除など軽度の日常生活上の援助を行う事業で、合併前の旧市町で実施していた事業を合併後、市内全域に拡大して実施している。

図表4-4-7は、軽度生活援助事業の利用登録者数及び延利用時間の推移を示している。

図表4-4-7 軽度生活援助事業の実施状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
利用登録者数（人）	576	735	509	419	322
延利用時間（時間）	10,405	17,871	12,257	10,630	7,678

資料：地域福祉課

(8) 訪問理美容サービス事業

在宅の高齢者又は身体障がい者で、心身の障がい等により自ら理美容院を利用することが困難な方に対し、理容師又は美容師が居宅を訪問して理美容のサービスを行う事業で、合併前の旧市町で実施していた事業を合併後、新市の全域に拡大して実施している。対象者に利用券を交付して実施している。

図表4-4-8は、訪問理美容サービス事業の利用券交付者数及び延利用回数の推移を示している。

図表4-4-8 訪問理美容サービス事業の実施状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
交付者数（人）	109	162	156	80	124
延利用回数（回）	163	269	197	125	176

資料：地域福祉課

(9) 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

65歳以上の常時寝たきり高齢者（介護保険制度で要介護4又は5と認定された方）を常時介護している家族等に対して、月額5,000円（年額6万円）の介護手当を支給する事業である。旧西条市で実施していた事業を、合併に伴い新市の全域に拡大した。

当初は支給要件に所得制限はなく、市民税課税世帯も対象としていた。その後、介護保険制度の充実に伴い、財政的な問題もあり、2018（平成30）年度から激変緩和措置（対象者を市民税非課税世帯に限定）を講じた後、2023（令和5）年度末に廃止した。

図表4-4-9は、在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業の利用者数の推移を示している。

図表4-4-9 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業の実施状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R5
利用者数（人）	384	411	331	289	222

資料：地域福祉課

2 敬老事業

(1) 敬老会事業

高齢者を敬愛し長寿を祝することを目的として、75歳以上の高齢者を対象に敬老の日を中心に

校区別に敬老会行事を開催している。敬老会行事は合併前の各市町で実施していたが、開催方法や形態が異なっていたため、合併後、地域団体（連合自治会、連合婦人会、社会福祉協議会など）に開催を委託して実施することとした。また、これに併せて、米寿対象者へ記念品や長寿者への祝金品の支給（長寿者褒章事業）を行っている。

その後、敬老会行事の開催については、地域団体の高齢化等により開催が困難な校区が生じていることもあり、2022（令和4）年度からは、補助金の交付により開催団体を支援する形態に変更している。

（2）長寿者褒章事業

合併前の旧西条市で実施していた事業を合併後、市内全域に拡大し、数え年100歳以上の高齢者を対象に、長寿を祝福するとともに記念品を贈呈してきた。

2017（平成29）年度から事業の対象者を見直し、現在は、その年の1月1日から12月31日までに数え年100歳を迎える高齢者を対象としている。

3 長寿祝金支給事業

旧西条市において9月1日現在で市内に1年以上住所を有する75歳以上の方に、長寿を祝って3,000円を支給していたことから、合併後も市内全域に拡大し実施していた。しかし、財政的な問題もあり、2016（平成28）年度で事業を廃止した。

図表4-4-10は、長寿祝金の対象者数及び支給総額の推移を示している。

図表4-4-10 長寿祝金事業の実施状況

年度	H17	H20	H23	H26	H27	H28
対象者（人）	14,160	15,542	16,692	17,125	17,223	17,563
支給総額（千円）	42,480	46,626	50,076	51,375	51,669	52,689

資料：地域福祉課

4 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者福祉計画の策定当初から高齢者の社会参加と生きがいづくりは、基本的政策目標の一つとなっており、次のような事業を実施している。

- ① 働く機会の充実
 - ・シルバー人材センターへの支援…後述
- ② 生涯学習と余暇活動の充実
 - ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業…高齢者パソコン教室、文化伝承・軽スポーツ等活動事業
 - ・生きがい対応型デイサービス事業…次の8会場で、入浴、昼食、レクリエーション、送迎などのデイサービスを実施。西条東部地域交流センター／西条西部地域交流センター／老人憩の家／東予北地域交流センター／東予南地域交流センター／本谷温泉／丹原高齢者生活福祉センター／小松生きがいデイサービスセンター
- ③ 社会活動への参加促進

- ・高齢者タクシー利用助成事業…75歳以上の在宅高齢者で、市民税非課税世帯の方に対して、タクシーを利用する際に基本料金の助成が受けられる利用券を交付する。
 - ・高齢者路線バス利用助成事業…前述
 - ・公衆浴場無料開放事業…前述
 - ・敬老事業…前述
- ④ 老人クラブ活動の充実…後述

5 コミュニケーション・ロボット

スマートシティ構築トライアル事業の一環として、2018～2021（平成30～令和3）年度に、コミュニケーション・ロボットを活用した「高齢者見守り支援サービス」の実証事業を実施した。独居高齢者宅にコミュニケーション・ロボットを設置し、次のような取組を行うものである。

- ・ロボットが毎日朝・昼・夕の3回、定期的に高齢者本人の写真を撮影し、市外・県外に暮らす家族のパソコンやスマートフォンで市外・県外に暮らす家族に送信する。
- ・家族が送信した写真や画像が届くと、ロボットが音声で知らせる。
- ・ロボットが本人とあいさつを交わしたり、ロボットに話しかけると天気やニュースを答える。

市内在住の高齢者単身世帯及び高齢者のみの世帯と市外在住の家族合計10組の世帯に、事業者が開発、実装したコミュニケーション・ロボット「PaPeRo i」を設置し、実証実験を実施した。

高齢者はロボットに親しみを感じ、見守りによる安心感だけでなくコミュニケーションが活性化することや、家族が高齢者の写真を確認できる見守りサービスが有用であることなど、高評価を得ていたが、その後、事業者の事業撤退等を受け、市の事業としては2021（令和3）年度末でサービスを終了し、希望する世帯が民間での有料見守りサービスとして利用を継続した。

第3節 高齢者福祉施設

1 西条市創作の家

本施設は、旧西条市の施設を合併後も引き継いだもので、高齢者の持つ豊富な知識と経験を生かし、民芸品や民具等の発掘と伝承活動を行うとともに市民の創作意欲を高め、その生活を健康で豊かなものにするを目的に各種創作活動を実施している。現在は、木工、木彫、陶芸、盆栽等の各種創作教室を開講している。

図表4-4-11は西条市創作の家の概要、図表4-4-12は利用者数の推移を示している。

図表4-4-11 創作の家の概要

名称	創作の家
開設年月	S57年2月
住所	大町395-1
敷地面積	530.29㎡
建物(延床面積)	384.05㎡
構造	S造2階建
主な施設	創作室(第1~5)、タイプ室

資料：地域福祉課

図表4-4-12 創作の家利用状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
利用者数(人)	7,107	6,105	5,454	3,727	2,007

資料：地域福祉課(事務報告書・一)

2 老人憩の家

旧西条市において高齢者の教養を向上させるレクリエーションの場として活用し、心身の健康の増進につなげていくための施設として設置した。2006(平成18)年度からは、西条市社会福祉協議会が指定管理者となり運営を行ってきた。

しかし、老朽化や立地上の問題から2019(令和元)年度末に用途を廃止し閉館した。

図表4-4-13は老人憩の家の概要、図表4-4-14は利用者数の推移を示している。

図表4-4-13 老人憩の家の概要

名称	老人憩の家
開設年月	S48年6月
住所	洲之内甲1228
敷地面積	2,766.43㎡
構造(延床面積)	430.92㎡
構造	SC造2階建
主な施設	大広間、浴室、和室、健康増進室、事務室
その他	H2年3月末閉館

資料：地域福祉課

図表4-4-14 老人憩の家の利用状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1
利用者数(人)	9,553	12,256	9,378	3,146

資料：地域福祉課(事務報告書・一)

3 丹原高齢者生活福祉センター

西条市丹原高齢者生活福祉センターは、居住機能と地域での交流機能を総合的に活用し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するために合併前の旧丹原町において整備し、新市に引き継いだ施設である。

2006（平成18）年度から西条市社会福祉協議会が指定管理者となって、居住部門として「あたご荘」、デイサービス部門として「さくら」を管理運営している。

居住部門あたご荘は、本市内に居住する、原則として60歳以上の一人暮らしの方や夫婦のみの世帯の方で、家族による援助を受けることが困難であって、在宅での生活に不安があり、入居判定委員会にて対象と判定された方が入居できる。定員は12人（夫婦部屋2部屋：4人、一人部屋8部屋：8人）となっている。

4 小松生きがいデイサービスセンター

小松生きがいデイサービスセンターは、高齢者の生きがい増進を目的として、合併前の旧小松町で2000（平成12）年に整備していたものを、合併後、新市に引き継いだ。丹原高齢者生活福祉センターと同じく、2006（平成18）年度から西条市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

5 明水荘・石燧園・道前荘の民間譲渡

明水荘、石燧園、道前荘の3施設の概要は、図表4-4-15のとおりである。

図表4-4-15 明水荘、石燧園、道前荘の概要

名称	明水荘 (養護老人ホーム)	石燧園 (養護老人ホーム)	道前荘 (特別養護老人ホーム)
開設年月	S52年4月	S48年8月	S48年3月
住所(移譲時)	明屋敷501-1	小松町大頭甲1104	小松町大頭甲1127-1
敷地面積	4,267.08㎡	7,424.81㎡	7,728.76㎡
建物(延床面積)	1,410.31㎡	1,742.65㎡	2,720.02㎡
構造	SC造一部2階建	SC造平屋建	S造一部2階建
入所定員	50床	70床	85床

資料：地域福祉課

前章で記したように、2008（平成20）年10月、第3回「公の施設の管理運営のあり方懇談会」において、明水荘・石燧園・道前荘の高齢者福祉3施設、東予学園・道前育成園の障がい者福祉2施設を民設民営に移行する方針を打ち出し、翌2009（平成21）年6月から7月にかけて、施設の民間移譲先事業者の公募を行った。しかし、「老人福祉施設及び知的障害者福祉施設の移譲先事業者並びに地域密着型サービス事業者選定委員会」において協議の結果、今回の公募に係る移譲先事業者の選定を行わないことを決し、その後、2010（平成22）年4月から5月にかけて再公募を行い、同選定委員会において、5施設を一括して（福）聖風会に無償譲渡することを決定した。関連議案の可決を経て、2011（平成23）年4月から（福）聖風会による運営が始まった。

第4節 高齢者福祉関係団体

1 老人クラブ（シニアクラブ）

老人クラブは、健康・友愛・奉仕の取組を進める高齢者の自主的組織である。その知識と経験を生かし、各地域において様々な活動を行っている。合併後、2005（平成17）年4月に市全域での連合会を組織し、高齢者の生きがいと健康づくりに関わる地域活動や会員相互の交流活動を行っており、本市ではこうした活動に対して支援を行っている。2024（令和6）年度からは、シニアクラブの愛称を用いている。

また、単位クラブの連合体である西条市シニアクラブ連合会では、西条市との共催により毎年シニア福祉大会を開催し、シニアクラブ活動の功労者や金婚式を迎えた夫婦の表彰などを行っている。また、グラウンド・ゴルフ大会なども開催している。

近年は、単位老人クラブ数、会員数ともに減少傾向にあるが、活動の継続、発展が期待される。

図表4-4-16は、単位老人クラブ数と会員数の推移を示している。

図表4-4-16 老人クラブの状況

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
単位老人クラブ数	209	207	193	170	75
会員数	12,296	10,612	8,621	6,758	2,519

資料：地域福祉課

2 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、定年退職後等における高齢者の多様な就業ニーズに応えるため合併前の各市町で創設されており、2005（平成17）年4月に統合されている。

シルバー人材センターでは、会員による自主的・主体的な運営と共働・共助のもとで働くことを基本とし、会員の一人ひとりが豊かな経験と知識を生かし、業務の請負・委任や、労働者派遣、職業紹介等を行っており、市からは運営費補助金の交付を通じて活動の支援を行っている。

定年延長や雇用形態の多様化などによりシルバー人材センターへ登録する会員数が減少傾向にあり、魅力ある組織作りが課題となっている。

図表4-4-17は、シルバー人材センターの会員数及び就業状況の推移を示している。

図表4-4-17 シルバー人材センターの会員数及び就業状況の推移

事業名・項目 / 年度	H17	H21	H26	R1	R6
年度末会員数（人）	923	904	736	713	782
契約件数（件）	7,052	6,514	6,069	5,054	4,827
契約金額（千円）	592,645	496,460	402,958	350,139	371,802

資料：地域福祉課（事務報告書・一）

第5節 全国健康福祉祭

1 開催経緯

全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、厚生省（当時）創立50周年を記念して1988（昭和63）年から始まり、毎年全国の都道府県持ち回りで開催されている。

当初、ねんりんピックを2022（令和4）年に愛媛県で開催することが決定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2020（令和2）年の他県開催の大会が中止となり、愛媛県大会は1年延期となった。

日程は2023（令和5）年10月28日～31日の4日間、大会の名称は「第35回全国健康福祉祭えひめ大会 ねんりんピック愛顔（えがお）のえひめ2023 ねんりんを重ねた愛顔 伊予に咲く」に決定した。開会式・閉会式は愛媛県総合運動公園陸上競技場（松山市）で行われ、スポーツ競技については初の正式種目となるバドミントンなど29種目を、県内全市町を会場として実施した。

2 開催準備・リハーサル大会

本市では、サッカー交流大会と太極拳交流大会の2種目を開催することになり、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023西条市実行委員会」を組織し開催準備に当たった。

2022（令和4）年度には、先進地調査を行うとともにリハーサル大会を開催した。リハーサル大会は、10月23日に総合体育館・ひうち体育館で太極拳競技を実施した。

3 開催状況

サッカー交流大会は、2023（令和5）年10月29・30の両日にひうち陸上競技場で、太極拳交流会は、10月29日に総合体育館で開催した。

会場のある西条運動公園の園路沿いには、両日とも飲食・休憩コーナーやお土産コーナー、キッチンカーコーナー、いもたきコーナー、健康づくり教室、宅配便コーナーなど、各種のおもてなしコーナーを設けた。

第5章 介護保険

第1節 介護保険制度の経緯

1 介護保険制度の概要

超高齢社会の到来を目前に控え、社会全体で高齢者等の介護を支えるため、2000（平成12）年度から介護保険制度が導入された。

高齢者等への介護は、それまでの行政による措置から利用者とサービス提供事業者との契約へ移行し、それを支える財源として負担と給付の関係が明確な社会保険方式となった。保険者（運営主体）は市区町村、被保険者は40歳以上の国民で、65歳以上の高齢者が第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者が第2号被保険者となっている。

介護保険サービスを受けるには、保険者による要介護認定を受ける必要があり、自立と要支援1・2、要介護1～5の区分に認定され、自立以外の認定を受けた被保険者が、所得等に応じて原則1～3割の負担で、要支援・要介護状態区分に応じたサービスを受けることができる。

本市における要介護（要支援）認定者数の推移は図表4-5-1のとおりである。

図表4-5-1 要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人）

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
第1号被保険者数	28,225	28,613	29,101	29,402	29,737	30,158	30,132
要支援1	627	691	769	616	650	737	802
要支援2				779	773	698	650
要介護1	1,752	1,905	1,778	885	899	988	1,051
要介護2	757	795	795	832	816	831	932
要介護3	627	693	796	880	896	828	757
要介護4	564	605	647	678	670	699	684
要介護5	583	600	653	672	682	780	868
合計	4,910	5,289	5,438	5,342	5,386	5,561	5,744

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第1号被保険者数	30,388	31,183	32,088	32,845	33,448	33,992	34,383
要支援1	812	863	973	1,017	1,013	1,060	1,061
要支援2	678	723	793	817	866	926	962
要介護1	1,101	1,197	1,250	1,307	1,469	1,455	1,431
要介護2	966	1,002	981	1,018	1,040	1,083	1,129
要介護3	761	776	737	753	804	799	802
要介護4	716	730	730	750	756	813	776
要介護5	890	864	825	807	774	778	746
合計	5,924	6,155	6,289	6,469	6,722	6,914	6,907

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1号被保険者数	34,623	34,743	34,788	34,885	34,721	34,651	34,441
要支援1	1,162	1,263	1,192	1,237	1,303	1,337	1,381
要支援2	1,000	949	945	941	960	1,056	1,085
要介護1	1,524	1,584	1,639	1,645	1,687	1,745	1,750
要介護2	1,063	1,133	1,124	1,064	1,017	978	1,008
要介護3	853	775	825	769	838	801	798
要介護4	829	842	870	850	847	858	845
要介護5	671	677	652	659	624	597	592
合計	7,102	7,223	7,247	7,165	7,276	7,372	7,459

資料：介護保険課（事務報告書・一）

各年度末現在の数値

2 介護保険事業計画（高齢者保健福祉計画・高齢者福祉計画）

市区町村は介護保険法に基づいて介護保険事業計画を策定し、同計画に基づいて制度の運営を行うこととされており、旧2市2町では2000～2004（平成12～16）年度を計画期間とする第1期事業計画、2003～2007（平成15～19）年度を計画期間とする第2期介護保険事業計画を高齢者保健福祉計画と合わせて策定し、高齢者福祉施策及び介護保険制度の運営を進めてきた。

（1）西条市高齢者保健福祉計画／第3期介護保険事業計画

合併後の本市において、2006（平成18）年3月に最初の計画（西条市高齢者保健福祉計画／第3期介護保険事業計画）を策定した。

計画の初年度である2006（平成18）年度から施行された改正介護保険法は、介護保険制度導入後5年を経たの第1回の介護保険法改正を反映させたもので、予防重視型システムへの転換、新予防給付、地域支援事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターの創設といった大きな改革が盛り込まれており、それを反映させた。

中でも地域支援事業は、これまで介護予防や虚弱高齢者の生活支援の役割を担ってきた老人保健事業、介護予防地域支え合い事業、在宅介護支援センター運営事業を再編した。

また、市内を次の五つの日常生活圏域に分けて、地域の中で十分な福祉・介護サービスが受けられるような供給体制を整えていくこととした。

〈第3期介護保険事業計画における日常生活圏域〉

- ① 西条東圏域…旧西条市（玉津、飯岡、大町小学校区）
- ② 西条中圏域…旧西条市（西条、神拝、神戸、禎瑞、橘小学校区）
- ③ 西条西・小松圏域…旧西条市（氷見小学校区）・旧小松町
- ④ 東予圏域…旧東予市
- ⑤ 丹原圏域…旧丹原町

（2）西条市高齢者福祉計画／第4期介護保険事業計画

2009（平成21）年3月に前期計画の見直しを行い、2009～2011（平成21～23）年度の3か年計画として策定した。今回の計画から「高齢者保健福祉計画」を「高齢者福祉計画」に改めた。

第4期計画では、次のように地域密着型サービスの基盤整備を進めることを盛り込んだ。

- ① 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護について、五つの生活圏域ごとに1か所ずつサービスの拠点を設ける。
- ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を3施設以上・87人分、グループホームを1施設・9人分整備する。

また、介護保険サービスのうち施設・居住系サービスについて、介護療養病床が2011（平成23）年度末までに廃止されることから、他の介護保険施設への転換が円滑に行われるよう可能な限りの支援を行うこととした。

第4期計画と同時に施行された改正介護保険法では、介護サービスを提供する事業者の不正事案の再発防止、介護事業の運営の適正化などに関する規定が盛り込まれた。

（3）西条市高齢者福祉計画／第5期介護保険事業計画

2012（平成24）年3月に前期計画の見直しを行い、2012～2014（平成24～26）年度の3か年計画として策定した。第5期計画のスタートと同時に施行された改正介護保険法では、介護保険制度創設から10年の節目で見直しが行われ、地域包括ケアシステムの推進に向けて、24時間対応の定期巡回サービスや随時対応サービス、複合型サービスを創設することなどが盛り込まれた。これを受けて第5期計画では、民間活力を活用しながらこれらのサービスに対応していくことを盛り込んだ。

（4）西条市高齢者福祉計画／第6期介護保険事業計画

2015（平成27）年3月に前期計画の見直しを行い、2015～2017（平成27～29）年度の3か年計画として策定した。第6期計画と同時に施行された改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、認知症対策、地域ケア会議、生活支援サービスなど）や予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行などを計画に盛り込んだ。この第6期計画から、介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付けている。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については2017（平成29）年4月まで猶予措置がとられていたことから、本市でも同年4月からの実施に向けて基盤整備を進めることとした。また、制度改正に伴う新しい介護予防事業を、地域と協働しながら展開していくこととした。具体的には、従来の一次予防事業・二次予防事業を区別せず、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直すとともに、介護予防の機能強化の観点から新たに地域リハビリテーション活動支援事業を実施することとした。

（5）西条市高齢者福祉計画／第7期介護保険事業計画

2017（平成29）年12月に前期計画の見直しを行い、2018～2020（平成30～令和2）年度の3か年計画として策定した。第7期計画のスタートと同時に施行された改正介護保険法では、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険制度の持続可能性の確保がうたわれている。

第7期計画ではこの改正を受けて、次の6点をポイントとした。

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 2025（令和7）年度を見据えた計画の作成
- ③ 医療計画との整合性の確保
- ④ 認知症高齢者への対応、介護離職ゼロへ向けた取組など
- ⑤ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進
- ⑥ 前期計画の実施状況の確認、評価及び把握

（6）西条市高齢者福祉計画／第8期介護保険事業計画

2021（令和3）年3月に前期計画の見直しを行い、2021～2023（令和3～5）年度の3か年計画として策定した。第8期計画と同時に施行された改正介護保険法等では、地域住民に対する包括的な支援体制の構築（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）、地域の特性に応じた認知症対策や介護サービスの提供体制、医療・介護のデータ基盤の整備の推進などが盛り込まれた。

この改正を受けて、第8期計画では、次の8点をポイントとした。

- ① 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えた検討
- ③ 地域共生社会の実現
- ④ 介護予防・健康づくり・自立支援施策の充実・推進
- ⑤ 認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備
- ⑧ 地域包括ケアシステムの全体像（住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組み）

なお、第8期計画から日常生活圏域の区域を一部変更し、従来の「西条東圏域」（玉津、飯岡、大町）、「西条中圏域」（西条、神拝、神戸、禎瑞、橘）を、「西条北部」（玉津・西条・神拝）、「西条南部」（飯岡・大町・神戸・加茂）に再編した（禎瑞、橘地区については、「西条西部・小松」に編入）。

（7）西条市高齢者福祉計画／第9期介護保険事業計画

2024（令和6）年3月に前期計画の見直しを行い、2024～2026（令和6～8）年度の3か年計画として策定した。第9期計画と同時に施行された改正介護保険法では、市町村が介護情報を一元的に管理するシステム基盤の整備、財務諸表の報告の義務化、居宅介護支援事業所による介護予防支援の開始などが盛り込まれた。

国の指針においては、2030（令和12）年及び2040（令和22）年を見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めるものとしている。そのため本計画でも、介護予防サービス及び介護サービスと保険給付費の将来予測を示した。サービスによって程度は異なるものの、総じて

長期的にも需要が増加していく予測となっている。

本計画は次の8点をポイントとしている。

- ① 地域の実状に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実
- ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ④ 地域共生社会の実現
- ⑤ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- ⑥ 認知症施策の推進
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備の検討
- ⑧ 保険者機能の強化

本市における介護保険サービス利用状況、介護保険サービス給付状況の推移は、それぞれ図表4-5-2、図表4-5-3のとおりである。

図表4-5-2 介護保険サービス利用状況の推移

(単位：人)

区分 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
居宅サービス		2,916	3,097	3,169	3,200	3,283	3,490	3,577
施設サービス	特別養護老人ホーム	275	333	367	364	370	364	374
	老人保健施設	349	359	368	367	362	373	381
	介護療養型医療施設	254	221	210	180	171	146	86
	計	878	913	945	911	903	883	841
合計		3,794	4,010	4,114	4,111	4,186	4,373	4,418

区分 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅サービス		3,676	3,780	3,893	4,131	4,252	4,358	4,106
施設サービス	特別養護老人ホーム	378	401	391	405	500	484	496
	老人保健施設	386	386	397	408	400	404	391
	介護療養型医療施設	80	75	82	80	45	44	43
	計	844	862	870	893	945	932	930
合計		4,520	4,642	4,763	5,024	5,197	5,290	5,036

区分 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
居宅サービス		4,077	4,232	4,259	4,270	4,365	4,412	4,512
施設サービス	特別養護老人ホーム	484	492	484	501	489	490	512
	老人保健施設	404	364	404	374	366	372	381
	介護療養型医療施設	44	38	44	35	36	32	36
	計	932	894	932	910	891	894	929
合計		5,009	5,126	5,191	5,180	5,256	5,306	5,441

資料：介護保険課（事務報告書・一）

各年度末の数値、介護療養型医療施設については、H30年度から介護医療院を含む

図表4-5-3 介護保険サービス給付状況の推移

(単位：千円)

区分 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
居宅介護サービス費	3,363,311	3,698,056	3,800,785	3,962,096	4,058,148	4,490,497	4,813,865
施設介護サービス費	3,585,776	3,339,418	3,108,094	3,056,724	3,084,705	3,035,486	2,931,363
高額介護サービス費	66,169	84,447	143,402	140,279	145,795	151,736	183,940
特定入所者介護サービス費		107,892	279,991	280,413	284,246	286,249	295,741
審査支払手数料	9,645	10,062	10,183	9,852	9,968	10,357	10,800
合計	7,024,901	7,239,875	7,342,454	7,449,365	7,582,861	7,974,325	8,235,710

H16は合併前の数値を含む

区分 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護サービス費	5,020,619	5,263,691	5,438,169	5,517,849	5,539,311	5,520,648	5,622,666
施設介護サービス費	3,025,808	3,222,565	3,257,501	3,305,597	3,411,996	3,575,854	3,662,281
高額介護サービス費	184,914	204,214	215,921	220,810	229,320	245,922	259,182
特定入所者介護サービス費	333,013	377,796	393,028	400,049	426,069	385,121	356,248
審査支払手数料	11,162	10,594	11,055	11,228	11,555	11,548	11,334
合計	8,575,516	9,078,861	9,315,674	9,455,533	9,618,251	9,739,093	9,911,711

区分 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
居宅介護サービス費	5,525,592	5,750,861	5,908,517	5,991,519	5,987,079	6,776,878	6,849,183
施設介護サービス費	3,751,585	3,761,234	3,801,255	3,833,311	3,874,174	3,253,289	3,429,094
高額介護サービス費	264,287	278,759	297,476	292,012	285,435	291,824	304,254
特定入所者介護サービス費	342,788	333,131	338,499	286,931	240,254	232,502	233,159
審査支払手数料	10,746	11,313	11,564	11,554	11,545	11,814	12,086
合計	9,894,997	10,135,298	10,357,311	10,415,326	10,398,486	10,566,306	10,827,776

資料：介護保険課（事務報告書・一）

3 介護保険制度をめぐる現状

(1) 第1号被保険者数の推計

第9期計画を策定するに当たっての国の試算によると、本市における第1号被保険者の数は、2024（令和6）年の3万4,647人から2026（令和8）年は3万4,501人、2040（令和22）年は3万4,153人へと少しずつ減少する見通しである。ただし、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は、2030（令和12）年までは上昇すると予測している。

(2) 本市における介護保険サービスの現状（令和6年度末）

ア 居宅サービス

サービス種別	サービス内容	サービス種別	サービス内容
訪問介護	市内で25事業所が実施	訪問入浴介護	2事業所が実施し、訪問入浴車台数は4台
訪問看護	20事業所が実施	訪問リハビリテーション	7事業所が実施
居宅療養管理指導	5事業所が実施	通所介護（デイサービス）	30事業所が実施
通所リハビリテーション（デイケア）	10事業所が実施	短期入所生活介護（ショートステイ）	11事業所が実施
短期入所療養介護	8事業所が実施	福祉用具貸与	4事業所が実施

特定福祉用具購入費	入浴や排泄などに使用する福祉用具の購入費（同一年度で10万円以内）について原則として9割を支給	住宅改修費	手すりの取付け、段差解消などの費用（同一住宅、同一利用者の合計20万円以内）について原則として9割を支給
特定施設入居者生活介護	3事業所が実施	介護予防支援 居宅介護支援	30事業所が実施

イ 地域密着型サービス→後述

ウ 施設サービス

サービス種別	サービス内容	サービス種別	サービス内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9事業所が実施	介護老人保健施設	7事業所が実施
介護医療院	1事業所が実施		

第2節 介護保険事業の推進

1 西条市指定地域密着型サービス事業

地域密着型サービスは、2006（平成18）年4月から施行された改正介護保険法により創設された。高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを提供するもので、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護については、原則として各サービスを五つの生活圏域ごとに1か所ずつ設ける方針を打ち出した。しかし、対応できる事業所が市内に存在しないサービスもあり、現状は次のとおりである。

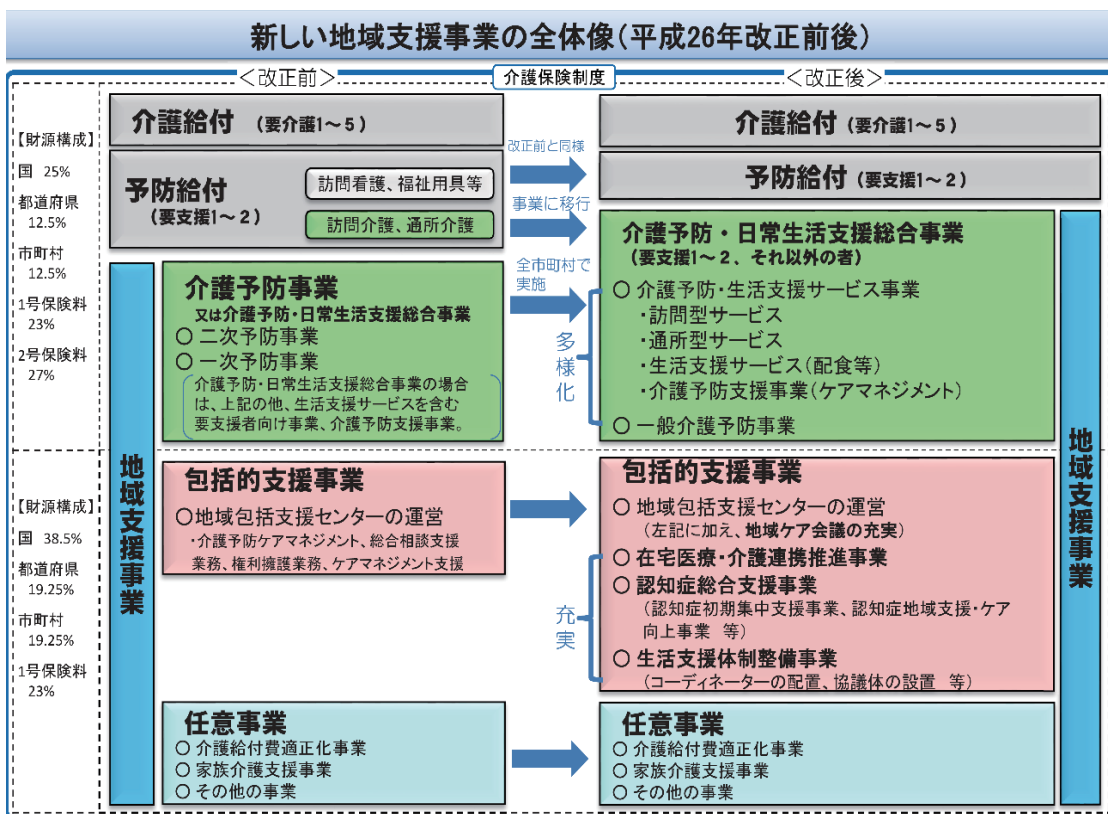
サービス種別	サービス内容	サービス種別	サービス内容
認知症対応型通所介護	4事業所が実施	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	19事業所が実施
小規模多機能型居宅介護	9事業所が実施	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	3事業所が実施
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所が実施	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所が実施
地域密着型通所介護	19事業所が実施		

第3節 高齢者の自立支援（地域支援事業）

2006（平成18）年度に創設された地域支援事業は、従来の老人保健事業、介護予防地域支え合い事業などを再編する形で、介護保険事業者が実施主体となる介護給付・予防給付とは別に、介護保険財源による市区町村の事業として行われる。原則、要支援・要介護の認定から外れた高齢者が対象者となっている。介護保険法の改正により2017（平成29）年4月に事業体系の見直しが行われ、充実強化が図られている。

図表4-5-4は、地域支援事業の全体像を示したものである。

図表4-5-4 地域支援事業の全体像



資料：厚生労働省

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、2012（平成24）年4月施行の改正介護保険法により創設され、地域支援事業の中に位置付けられた。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に自立した生活を送ることができるよう、地域全体で支えていくとともに、自身が持つ能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防していくことを目的として実施するもので、本市では2017（平成29）年度からスタートした。

同総合事業には、要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」がある。詳細は前章で記述している。

(2) 地域住民グループの育成支援

2005（平成17）年度から実施しており、一人暮らしの高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長など介護予防に資する活動をボランティアで行おうとする地域住民グループ等を育成支援する制度である。

具体的には、閉じこもり防止に関する活動、転倒・骨折予防や認知症予防に関する活動、高齢者の訪問活動に関する活動等を行ったグループに対して、委託料を支払っている。

(3) 脳いきいきチェック

一般介護予防事業の一環として2020（令和2）年度からスタートした。認知機能を把握し、認知症予防、生活習慣病予防等の行動変容につなげることを目的とする。65歳以上の市民を対象に、タブレットを使って簡単な認知機能チェックを行い、測定後に結果説明と生活習慣に関するアドバイスを行う。

2 包括的支援事業

(1) 高齢者の権利擁護

権利擁護事業は、介護予防・日常生活支援総合事業の包括的支援事業に位置付けられている。家族等から虐待を受けたり悪質商法の被害に遭ったりするリスクの高い高齢者を守り、地域で安心して尊厳のある生活を送れるように、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが関係機関と連携しながら支援を行う。

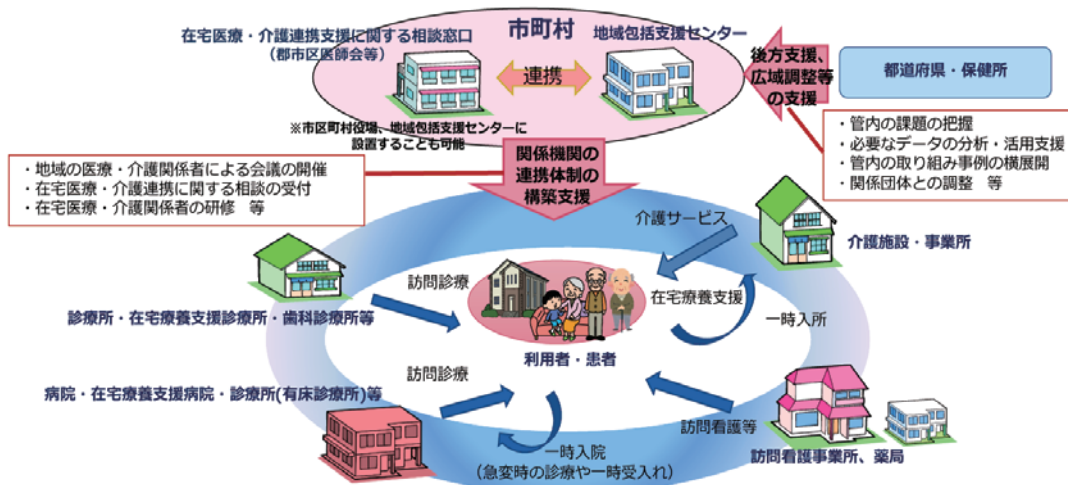
高齢者に対する虐待の防止については、養護者による虐待の場合は本市や各地域包括支援センター、養介護施設従事者等による虐待の場合は本市が相談・通報窓口となって対応している。通報や相談は匿名で行うことができ、その内容に関する秘密も守られる。

(2) 在宅医療・介護連携（在宅緩和ケア）

本市では、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要な医療及び介護を受け、安心して自分らしい生活を継続できるよう、2015（平成27）年度スタートの第6期介護保険事業計画から在宅医療・介護連携の取組を推進している。本市では、患者や家族の心（こころ）のサポートを目的に「ここサポ相談室」を設置する等の取組を行っている。

図表4-5-5は、在宅医療・介護連携推進事業のイメージ図である。

図表4-5-5 在宅医療・介護連携推進事業のイメージ図



資料：厚生労働省

(3) 認知症総合支援事業

地域住民にも認知症についての正しい知識を普及啓発するため、2005（平成17）年度から全国で認知症サポーター養成講座が始まり、本市でも2005（平成17）年度から養成講座を実施している。

また、2004（平成16）年の合併当初から、高齢者とその家族を対象とする認知症予防教室を開催し、介護予防に資する活動を行う地域住民グループ等を育成支援する地域住民グループ支援事業を実施している。

2006（平成18）年度に設置した地域包括支援センターでは、民生児童委員や見守り推進員等と連携を図りながら、閉じこもりがちな高齢者の発見に努め、生きがいデイサービスなどへの参加を促す等の取組を進めている。

2014（平成26）年度からは、高齢者を対象に新たに介護予防教室を開講し、認知症予防プログラムやいきいき百歳体操教室に認知症予防体操を取り入れた。また、物忘れ相談プログラム（認知症早期発見プログラム）を導入し、早期発見、早期対応につなげる取組を始めた。さらに、西条市版認知症ケアパスとして「認知症あんしんガイドブック」を作成した。

2015（平成27）年4月に施行された改正介護保険法では、地域支援事業の充実が図られ、本市では、2017（平成29）年度から実施している。同法の改正を受けて、包括的支援事業の中に認知症施策の推進に係る事業が位置付けられた。これを受けて本市でも、2017（平成29）年度から本市の地域包括支援センターにおいて認知症初期集中支援チームを設置し、2021（令和3）年度からは、委託した各地域包括支援センターにおいて実施している。

また、認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパスの作成・普及、物忘れ相談窓口の設置、認知症やその家族が集う認知症カフェの開催などを行う取組も開始した。2024（令和6）年度は市内6施設で開催している。

2018（平成30）年度から始まった認知症みまもりネットは、65歳以上（若年性認知症の方は

65歳未満)で徘徊の心配がある方の情報を事前に市に登録し、その情報を警察等と共有することで、万が一に備える仕組みである。

認知症高齢者の外出時の安全と家族の安心の確保、捜索時の負担軽減を図ることを目的に、2018(平成30)年度から3年間のトライアル事業として、利用者負担額無料で「スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者見守り支援事業」を実施した。一定の有効性は認められたものの、アプリ起動の手間やバッテリー消費、ICタグの確実な携行などの点から課題もあり、2020(令和2)年度末で終了した。

(4) 生活支援体制整備事業

2016(平成28)年度から生活支援体制整備事業を開始した。介護保険法に基づく地域支援事業の一部であり、生活支援を行う様々な機関や事業者が連携しながら、地域住民の生活支援ニーズの把握や地域資源の開発を行い、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを行うものである。

中心的な役割を担うのが、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)で、2022(令和4)年度から、6人の生活支援コーディネーターを配置している。そのうち1人は市内全域を担当する第1層生活支援コーディネーター、5人は5か所の各地域包括支援センターの管轄地区を担当する第2層生活支援コーディネーターである。年4回の発行誌「支え合い通信 地域の宝物 みい〜つけた!」では、生活支援コーディネーターが地域を歩いて見つけた宝物(地域の資源や活動)を紹介している。また、担い手養成のため2017(平成29)年度から毎年「高齢者生活支援サポーター養成講座」を開講している。

3 任意事業

(1) 家族介護支援事業(介護用品支給事業・紙おむつ支給)

2005(平成17)年度から実施しており、在宅の高齢者等に紙おむつ等の介護用品を支給する制度である。高齢者等に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護者の肉体的及び経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。常時紙おむつ等が必要な状態等の要介護4又は5の認定を受けた者で、本人が市民税非課税の者を対象とする。

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分となった人は、財産管理(預貯金の管理や相続手続等)や身上保護(介護・福祉サービスや入院の契約手続等)といった法律行為を自身だけで行うことが難しくなり、不利益を被ってしまう場合がある。そのような人々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うための仕組みが、2000(平成12)年度に創設された成年後見制度である。

2007(平成19)年4月、西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定し、成年後見制度の市長申立ての実施や、成年後見人等の報酬助成等を行っている。

2016(平成28)年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、国は同法に基づいて2017(平成29)年3月に、第一期成年後見制度利用促進基本計画を、2022(令和4)3月に、

第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定した。同法では、市区町村は国の計画を踏まえて制度利用促進に向けた計画を策定するよう努めるものとされた。これを受けて本市では、2022（令和4）年3月に西条市成年後見制度利用促進基本計画を策定した。

同計画の目標である「西条市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行う」ために、2022（令和4）年3月には西条市成年後見制度利用促進審議会条例を制定し、2022（令和4）年度から、西条市成年後見制度利用促進審議会及び西条市成年後見制度等利用促進連絡会を開催し、成年後見制度の利用の促進に関し調査審議し、成年後見制度利用促進に向けた連携の強化及び関係機関等との情報共有を行っている。2024（令和6）年4月、成年後見制度の適切な利用及び利用者への適切な対応に資するため、西条市成年後見制度利用支援調整会議を設置した。

（3）食の自立支援事業（配食サービス）

合併当初から西条市社会福祉協議会に委託して、高齢者等への配食サービスを実施している。在宅高齢者の生活の支援と生活の質の向上を図るとともに、一人暮らし高齢者の安否の確認を行うことで高齢者福祉の向上を進めることを目的とする。対象者は、65歳以上の一人暮らし高齢者及び一人暮らし心身障がい者並びに障がい者のみで構成される世帯である。

4 その他の事業

（1）自立支援のためのA I ケアプラン導入事業（終了）

2021（令和3）年度、「自立支援のためのA I ケアプラン作成支援システム・SOIN（そわん）導入の実証実験」を実施した。伊予市と共同で、㈱シーディーアイに委託して実施したもので、両市から提供した匿名加工された参加者の様々なデータを、A I に学習させ、ケアプランを独自モデルとして作成し、これを参考にケアマネジメントを行った。本市では2021（令和3）年5月から2022（令和4）年1月まで9か月間、64人の利用者とケアマネジャー37人が参加した。

第4節 地域包括支援センター

1 設置経緯

2006（平成18）年4月の介護保険法改正に伴い、地域の介護支援を行う中核的機関として、地域包括支援センターの創設が規定された。同センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、様々な相談に対応するとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じて文字どおり包括的・継続的な支援を行っている。

本市でも同年4月、市役所内に地域包括支援センターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員を配置した。これに伴い、従来の在宅介護支援センターは地域包括

支援センターの窓口的機能と位置付け、相談窓口機能を中心として存続することとなり、基幹型在宅介護支援センターは廃止した。

2015（平成27）年4月に施行された改正介護保険法では、要支援者に対する予防給付のうち介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行することになり、地域の支え合い体制を強化することが求められた。そこで本市でも、五つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを整備することになった。

2 設置状況

2024（令和6）年度末現在、本市では次の5か所の地域包括支援センターを設置している。

名称	場所	管轄地区
西条市地域包括支援センター西条北部	済生会西条病院内	玉津・西条・神拝
西条市地域包括支援センター西条南部	西条愛寿会病院横	飯岡・大町・神戸・加茂
西条市地域包括支援センター西条西部・小松	小松サービスセンター内	氷見・橘・禎瑞・大保木・小松地区全域
西条市地域包括支援センター東予	亀天会内	東予地区全域
西条市地域包括支援センター丹原	丹原サービスセンター内	丹原地区全域

3 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターの主な業務としては、次のようなものがある。

- ① 介護予防マネジメント…介護予防・日常生活支援総合事業などを通じて、住み慣れた地域でいつまでも元気に自立した生活を送るための支援を行う。
- ② 権利擁護事業…高齢者への虐待の防止や早期発見に努める。また、成年後見制度の周知や利用支援を通じて、悪質な訪問販売で被害に遭うのを防ぎ、財産管理や契約を支障なく行えるよう努める。
- ③ 総合相談・支援…介護保険サービスの利用や、一人暮らしの不安、認知症の疑いなど、様々な相談に対応し、多面的な支援を行う。
- ④ 包括的・継続的マネジメント…高齢者の状態変化に応じた長期マネジメントを後方支援し、介護支援専門員へのサポートやネットワークづくり支援などを行う。

第6章 国民年金

第1節 国民年金制度の経緯

(1) 国民年金制度の概要

国民年金制度は、国の社会保障制度の一つで、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての人が被保険者となる国民皆年金制度の中で最も基本的な公的年金制度である。老齢、障がい又は死亡したときなどに必要な給付を行うことにより、生活の安定が損なわれることが無いよう、社会全体で支える役割を担っている。

1961（昭和36）年の制度実施以降、被保険者の範囲拡大や基礎年金導入等の制度改革が行われてきた。また、2002（平成14）年度から、保険料徴収事務の一元化など国へ大幅な事務移管が行われた。

本市では、法定受託事務として、福祉年金、特別障害給付金に関する事務の一部と、第1号被保険者の基礎年金に係る資格の取得・喪失、種別の変更及び氏名・住所の変更等各種届出の受理、基礎年金番号通知書*1の再交付申請や保険料の学生納付特例申請及び免除申請の受理・内容確認、日本年金機構への報告等を行っている。なお、合併前後からの主な制度改革は次のとおりである。

平成16年	保険料の上限を固定した上でその範囲内で給付水準を調整する方法（マクロ経済スライド）が導入された。また、この改正に沿って平成16年度から、基礎年金国庫負担割合の2分の1への段階的引上げが行われた。
平成19年	年金記録問題が明るみになり、同年に年金時効特例法、厚生年金特例法が制定された。
平成22年	年金事務の運営主体として社会保険庁に代わり日本年金機構が設立された。
平成24年	社会保障・税一体改革関連法が成立し、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を盛り込んだ年金機能強化法、厚生年金と共済年金の一元化を図る被用者年金一元化法が制定された。
平成28年	年金額の改定に際し、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らないよう措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する措置（キャリアオーバー）が導入された。
令和2年	短時間労働者を被用者保険の対象とすべき事業所の要件を段階的に拡大することなどが盛り込まれた。また、受給開始時期を75歳まで繰り下げることができるようになった（従来は70歳）。

*1 2022（令和4）年4月から、それまでの年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書が発行されることとなった。

(2) 国民年金保険料の推移

2004（平成16）年度以降の国民年金保険料（月額）の推移は、図表4-6-1のとおりである。

図表4-6-1 国民年金保険料（月額）の推移

年度	国民年金保険料 （月額）	年度	国民年金保険料 （月額）	年度	国民年金保険料 （月額）
H16	13,300円	H23	15,020円	H30	16,340円
H17	13,580円	H24	14,980円	R1	16,410円
H18	13,860円	H25	15,040円	R2	16,540円
H19	14,100円	H26	15,250円	R3	16,610円
H20	14,410円	H27	15,590円	R4	16,590円
H21	14,660円	H28	16,260円	R5	16,520円
H22	15,100円	H29	16,490円	R6	16,980円

資料：市民課

(3) 国民年金給付額の現状

2024（令和6）年度時点での給付額は、図表4-6-2のとおりである。

図表4-6-2 国民年金給付額

年金区分	給付額（注）
老齢基礎年金	68歳以下は81万6,000円、69歳以上は81万3,700円（満額）
障害基礎年金	68歳以下は1級：102万円、2級は81万6,000円 69歳以上は1級：101万7,125円、2級：81万3,700円 ・子がある場合の加算額は2人目まで各23万4,800円、3人目以降各7万8,300円
特別障害給付金	1級：5万5,350円、2級：4万4,280円（月額）
遺族基礎年金	68歳以下（子のある配偶者）子が1人：105万800円 68歳以下（子のある配偶者）子が2人：128万5,600円 子が受け取る場合で子が1人：81万6,000円 子が受け取る場合で子が2人：105万800円 69歳以上（子のある配偶者）子が1人：104万8,500円 69歳以上（子のある配偶者）子が2人：128万3,300円 子が受け取る場合で子が1人：81万3,700円 子が受け取る場合で子が2人：104万8,500円 いずれも3人目以降は1人につき7万8,300円加算
寡婦年金	夫の第1号被保険者期間に基づいて計算した老齢基礎年金の4分の3の額

資料：市民課

注 特に断りが無い場合、年額

68歳以下：昭和31年4月2日以降生まれ

69歳以上：昭和31年4月1日以前生まれ

第2節 加入給付等の状況

1 国民年金被保険者数の推移

図表4-6-3は、国民年金被保険者の状況を示している。被保険者の数は、2024（令和6）年度は1万4,531人で、2004（平成16）年度の2万7,963人と比べると約48%の減少となっている。

図表4-6-3 国民年金被保険者の状況

項目 / 年度	H16	H21	H26	R1	R6
【被保険者数】 (単位：人)					
第1号強制	17,818	15,806	13,201	10,412	9,290
第1号任意	276	214	169	135	110
第3号	9,869	8,999	8,170	6,925	5,131
計	27,963	25,019	21,540	17,472	14,531
【免除被保険者数】 (単位：人、%)					
法定免除	1,094	1,153	1,206	1,165	1,245
申請免除（全額）	2,788	2,503	2,292	1,833	1,590
その他*1	1,161	1,549	1,529	1,824	1,492
計	5,043	5,205	5,027	4,822	4,327
免除率	28.3	32.9	38.0	46.3	46.6

資料：市民課（事務報告書・一）

注 H16の総数は、統計手帳、免除率はそれに基づき算定した率

*1 学生納付特例、納付猶予、部分免除

2 国民年金受給者数の推移

国民年金の受給者数及び給付総額の推移は、図表4-6-4のとおりである。

図表4-6-4 国民年金給付の状況

区分・受給者数等 / 年度		H16	H21	H26	R1	R6
老齢給付	老齢基礎年金	18,148	23,601	29,166	32,984	33,535
	老齢年金	3,936	2,572	1,344	589	236
	5年年金	179	58	20	15	14
	通算老齢年金	2,333	1,745	1,043	494	160
	計	24,596	27,976	31,573	34,082	33,945
	年金額	14,945	18,049	20,858	23,309	24,659
障害給付	障害基礎年金	1,808	2,022	2,254	2,344	2,504
	障害年金	173	123	89	56	27
	計	1,981	2,145	2,343	2,400	2,531
	年金額	1,777	1,892	2,008	2,068	2,267
遺族年金	遺族基礎年金	309	295	264	200	180
	母子年金	0	0	0	-	-
	寡婦年金	69	54	35	18	13
	計	378	349	299	218	193
	年金額	275	247	217	162	150
その他	老齢福祉年金	125	17	2	0	0

資料：市民課（事務報告書・一）

第7章 生活保護・困窮

第1節 生活保護行政の経緯

1 生活保護

(1) 生活保護制度の概要

生活保護制度は、資産や能力など全てを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、憲法第25条に定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

(2) 被保護者就労支援事業

2013（平成25）年の生活保護法改正に伴い、2015（平成27）年4月に被保護者就労支援事業が創設された。就労支援員を中心として、ハローワークなど関係機関と連携しながら被保護者一人ひとりの状況に応じた支援を行い就労につなげていく事業である。

本市では、同年から就労支援員を1人配置し、アセスメント、自己理解への支援、職業理解への支援、履歴書の作成支援、面接の受け方指導、ハローワークへの同行等、定着支援などを実施している。

2024（令和6）年には、生活困窮者自立支援事業と併せて被保護者就労準備支援事業を開始した。特定非営利活動法人eワーク愛媛に委託し、疾病や障がい等の明確な就労阻害要件がないにもかかわらず、直ちに求職活動を行うことが困難な対象者に対する生活習慣形成のための指導、訓練や就労の前段階としての必要な社会的能力の習得支援等を実施している。

(3) 被保護者健康管理支援事業

2021（令和3）年1月から被保護者健康管理支援事業が創設された。同事業は必須事業とされたことから、本市では、生活保護等版レセプトデータ管理クラウドサービスに健康管理支援オプションを導入して現状を分析し、健康管理に対する支援の必要な対象者を把握の上、同年から採用した健康管理支援員がケースワーカーと連携して、健診勧奨、医療機関受診勧奨、生活習慣病等に関する保健指導・生活支援、頻回受診指導等の取組を実施している。

2 生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法は2013（平成25）年12月に制定され、2015（平成27）年4月に施行された。生活に困窮した人に対して生活保護に至る前の段階で支援を行うことにより自立を促進する趣旨であり、最後のセーフティネットである生活保護に対して「第二のセーフティネット」と位置付けられる。

同法に基づく生活困窮者自立支援事業には、次のように必須事業と任意事業がある。

- ① 必須事業…自立相談支援事業、住居確保給付金の支給
- ② 任意事業…就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業

2018（平成30）年10月に生活困窮者自立支援法が改正された。生活困窮者に対する支援体制の強化を図るもので、就労支援準備事業、家計改善支援事業を実施する努力義務を課し、両事業を実施した場合の国庫補助率が2分の1から3分の2に引き上げられた。また、学習支援に加え生活習慣等にも助言する「子どもの学習・生活支援事業」、大学等への進学を支援するための進学準備給付金制度、健康管理支援事業（前述）が創設された。

第2節 生活保護の状況

1 生活保護の状況

図表4-7-1は生活保護受給状況の推移を示している。保護世帯数月平均、保護人員月平均のいずれについても、生活扶助については2004（平成16）年度からほぼ横ばいだったが、2008（平成20）年度から2014（平成26）年度まで増加傾向が続き、その後は現在までおおむね横ばいで、ほぼ470～490世帯で推移している。住宅扶助及び医療扶助もほぼ同じ状況で、近年、増加の傾向にある。介護扶助については、2004（平成16）年度からおおむね増加傾向が続いている。

総扶助額は、年度途中で合併した2004（平成16）年度は除外するとして、おおむね2014（平成26）年度までは増加傾向にあり、その後は増減を繰り返し、おおむね10億円から13億円台で推移している。

図表4-7-1 生活保護受給状況の推移

区分・種別/年度		H16 (合併後)	H17	H18	H19	H20	H21	H22
保護 世帯数 月平均	生活扶助	290.8	283.0	275.5	294.1	304.6	323.9	364.3
	住宅扶助	207.8	201.6	197.5	208.2	215.8	230.8	263.9
	教育扶助	9.4	7.3	8.1	10.3	11.3	11.1	12.1
	介護扶助	59.8	64.4	69.0	73.9	80.1	83.1	86.1
	医療扶助	338.8	346.3	340.9	337.0	345.4	364.7	401.0
	出産扶助		0.3	0.1			0.1	0.1
	生業扶助	0.6	5.0	3.7	0.2	0.5	3.2	5.0
	葬祭扶助	0.8	0.3	0.5	0.2	0.6	0.8	0.4
保護 人員 月平均	生活扶助	371.4	354.3	340.4	362.6	379.0	400.3	453.3
	住宅扶助	268.4	254.8	245.3	254.6	271.2	289.8	334.9
	教育扶助	13.8	9.3	9.1	11.8	12.6	13.2	14.1
	介護扶助	61.6	66.3	71.0	77.6	85.5	88.0	92.0
	医療扶助	403.0	411.3	399.2	397.6	411.4	435.4	473.1
	出産扶助		0.3	0.1			0.1	0.1
	生業扶助	0.6	6.1	3.7	0.2	0.5	3.2	5.0
	葬祭扶助	0.8	0.3	0.5	0.2	0.6	0.8	0.4
総扶助額	513,600	1,002,395	974,920	916,658	891,208	922,498	1,044,338	

区分・種別/年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保護 世帯数 月平均	生活扶助	361.3	398.9	440.8	477.5	477.1	480.0	476.1
	住宅扶助	282.8	309.8	340.3	368.9	375.0	381.1	377.5
	教育扶助	13.7	12.4	14.6	13.8	11.5	11.3	10.3
	介護扶助	83.3	89.5	95.3	108.1	112.8	123.7	126.4
	医療扶助	408.8	443.2	482.0	501.5	518.1	524.5	527.9
	出産扶助		0.2	0.3	0.1		0.1	
	生業扶助	4.8	5.3	8.0	6.2	8.3	9.3	7.5
	葬祭扶助	0.3	1.0	1.3	0.9	1.8	1.4	1.3
保護 人員 月平均	生活扶助	452.8	494.1	556.3	595.8	587.9	582.4	568.0
	住宅扶助	357.2	384.3	431.3	465.8	467.3	467.6	454.6
	教育扶助	15.8	15.0	20.3	21.9	19.8	18.9	16.9
	介護扶助	88.8	95.6	101.2	113.4	119.5	128.5	131.2
	医療扶助	478.6	512.5	577.1	604.5	618.2	622.2	612.7
	出産扶助		0.2	0.3	0.1		0.1	
	生業扶助	4.8	5.3	8.0	7.3	8.3	9.3	7.5
	葬祭扶助	0.3	1.0	1.3	0.9	1.8	1.4	1.3
総扶助額		1,052,649	1,140,520	1,222,626	1,344,296	1,211,206	1,235,044	1,227,671

区分・種別/年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
保護 世帯数 月平均	生活扶助	469.3	477.4	480.7	494.9	492.8	479.7	486.7
	住宅扶助	372.7	385.0	398.3	418.3	427.4	423.8	439.6
	教育扶助	12.3	18.3	16.8	13.7	14.2	16.1	14.2
	介護扶助	125.1	124.7	135.0	145.3	154.0	163.8	179.1
	医療扶助	519.9	521.4	527.3	541.8	542.8	538.0	545.3
	出産扶助	0.1		0.1				0.1
	生業扶助	6.6	5.8	7.5	5.4	5.4	4.2	3.9
	葬祭扶助	0.8	0.8	1.3	1.5	2.2	1.3	0.8
保護 人員 月平均	生活扶助	555.2	568.9	572.0	583.1	577.7	559.3	565.2
	住宅扶助	447.8	464.8	475.2	488.7	498.3	488.9	506.3
	教育扶助	20.1	30.1	26.9	23.3	23.7	26.1	21.8
	介護扶助	128.5	128.3	138.8	149.1	157.8	165.8	179.6
	医療扶助	597.3	604.4	605.3	615.3	613.0	602.3	609.8
	出産扶助	0.1		0.1				0.1
	生業扶助	6.6	5.8	7.8	6.8	7.8	7.3	7.1
	葬祭扶助	0.8	0.8	1.3	1.5	2.2	1.3	0.8
総扶助額		1,162,027	1,152,602	1,164,698	1,252,347	1,168,343	1,111,406	1,165,251

資料：生活福祉課（事務報告書・一）

第3節 生活困窮者自立支援制度の状況

1 生活困窮者自立支援事業の状況

図表4-7-2は、生活困窮者自立支援事業の状況の推移を示している。新規相談受付件数及び相談・支援延件数では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞で収入が激減した方が急増し、2020（令和2）年度に急増したものの、近年はおおむね200件程度で推移している。

図表4-7-2 生活困窮者自立支援事業の状況の推移

区分 / 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新規相談受付件数	62	112	113	124	100	354	241	195	191	176
相談・支援延件数	391	962	1,453	1,109	1,054	2,012	2,223	2,269	2,263	2,548
プラン作成件数	6	12	4	7	5	6	6	8	10	35
住居確保給付金支給件数	4	0	0	0	1	2	1	0	0	3

資料：生活福祉課（事務報告書・一）

生活相談者自立支援法が施行されたH27.4.1から実施

2 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援事業を実施するため、2015（平成27）年4月、西条市社会福祉協議会に運営を委託する形で自立相談支援センターを2か所開設した。当初は、社会福祉協議会本所（東予総合福祉センター内）と社会福祉協議会西条支所に設置していたが、同年10月から西条支所のセンターは市役所本庁舎社会福祉課（現・生活福祉課）内に移転した。

社会福祉協議会では、自立相談支援センターの担当として主任相談支援員1人、相談支援員2人（うち1人兼任）、就労支援員1人（兼任）を配置している。

仕事・住まい・健康・障がい・家族関係など、生活全般の問題を抱えている方への相談に応じ、年齢に制限なく、相談は無料である。自分自身や家族のことだけでなく、近隣で生活に困窮している方の情報についても対象としている。相談者の声を聞きながら相談者と相談支援員が一緒になって自立のために取り組んでいる。

3 子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者自立支援事業の任意事業として、2017（平成29）年度から子どもの学習支援事業（現・子どもの学習・生活支援事業）を開始した。学習支援員を中心に、学習支援や進路相談、高校中退防止のための支援、親に対する養育支援、日常生活習慣の形成のための支援、社会性の育成のための支援等を行っている。不登校の子どもが利用しやすく、保護者とのコミュニケーションも取りやすいように、通所（塾）方式ではなく、家庭（教師）訪問方式を採用している。

4 家計改善支援事業

西条市社会福祉協議会に委託して2023（令和5）年4月から実施している。

5 就労準備支援事業

2024（令和6）年4月から実施している。総合福祉センター1階に西条市就労準備支援センターを開設し、特定非営利活動法人eワーク愛媛に委託している。同センターでは、引きこもりがちな若者や働くことに不安を感じている方の相談に対応し、必要に応じて訪問支援や生活習慣確立のための支援も行っている。

第8章 福祉医療

第1節 福祉医療費

本市の福祉医療費助成制度は、乳幼児や重度心身障がい者、母子家庭等の医療費について、合併前から各市町で実施していた制度を調整し引き継ぎ、乳幼児医療費をこども医療費に拡充するとともに、父子家庭等を対象としたひとり親世帯等への医療費とするなど充実を図っている。

1 重度心身障害者医療費助成事業

合併時から、重度心身障がい者に対する医療費助成を実施しており、県の助成対象基準に加え、低所得者世帯等に対しても、市単独事業として助成している。

対象者については、保険診療による医療費の自己負担分が全額助成される。ただし、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代などは助成対象外である。

2 未熟児養育医療給付事業

入院による医療を必要とする未熟児（注）に対して、その治療に必要な医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する制度であり、2013（平成25）年度から実施している。

市が交付する医療券を医療機関に提示することで、医療費等の自己負担分を公費で助成している。

（注）出生時の体重が2000グラム以下など、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた西条市に居住する乳児（満1歳未満）

3 こども医療費助成事業

本市では合併時から乳幼児医療費助成制度を設けていたが、2008（平成20）年度から就学前の乳幼児の通院、入院に係る医療費を完全無料化し、2012（平成24）年7月からは小・中学生の入院医療費も無料化した。

2014（平成26）年3月に、西条市乳幼児及び児童医療費助成条例を改正し、名称を西条市こども医療費助成条例に改めるとともに、助成対象として新たに小・中学生の歯科通院診療に係る医療費を加えた。

続いて、2016（平成28）年3月にも条例を改正し、0歳児から6歳就学前までを対象としていた保険診療による通院に係る自己負担分の助成を中学校卒業まで拡大した（同年10月診療分から適用）。これにより、本市の中学校卒業までの子どもについては、保険診療以外の医療費、入院時の食事代、差額ベッド代などを除く全ての通院、入院に係る医療費の自己負担分を無料化した。

そして、2023（令和5）年12月にも条例を改正し、医療費助成の対象を従来の「15歳に達する日以後における最初の3月末日まで」から「18歳に達する日以後における最初の3月末日まで」に拡大した（令和6年4月診療分から適用）。

4 ひとり親世帯等医療費助成事業

本市では合併時から母子家庭等医療費助成制度を設けていたが、2014（平成26）年3月に、西条市母子家庭等医療費助成条例を改正し、名称も西条市ひとり親世帯等医療費助成条例に改めた。

ひとり親世帯等医療費助成事業は、従来の母子家庭等医療費助成事業に市単独で父子家庭等を対象に追加することにより、ひとり親世帯の負担軽減と母子・父子家庭の不均衡を是正し、子育て支援の充実を図るものであり、2014（平成26）年10月診療分から適用している。

対象者については、保険診療による医療費の自己負担分が全額助成される。ただし、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代などは助成対象外である。

図表4-8-1 福祉医療費助成の状況

（単位：人、件、千円）

医療制度・区分 / 年度		H16	H21	H26	R1	R6
こども医療費	受給資格者数	6,731	6,299	10,891	13,160	14,257
	給付件数	68,350	97,506	134,129	218,613	222,725
	医療費総額	796,841	1,063,914	1,627,674	2,380,294	2,355,919
	1人当たり医療費	118	169	149	181	165
	支払総額	154,617	205,742	289,815	519,077	554,077
重度心身障害者医療費	受給資格者数	3,045	3,568	3,698	3,373	3,110
	給付件数	75,298	89,145	96,600	92,375	84,212
	医療費総額	4,249,730	5,813,524	6,354,803	6,351,642	5,745,191
	1人当たり医療費	1,396	1,629	1,718	1,883	1,847
	支払総額	453,234	532,885	551,151	517,693	434,025
ひとり親世帯等医療費	受給資格者数	2,393	2,430	2,519	2,194	1,706
	給付件数	25,012	29,419	31,898	31,671	26,326
	医療費総額	266,566	308,608	363,966	377,188	320,879
	1人当たり医療費	111	127	144	172	188
	支払総額	77,131	84,772	98,353	94,698	80,755

資料：国保医療課

受給資格者数は月平均